#### 第1号議案

「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編」及び 「容量市場業務マニュアル 電源等差替編」の策定及び公表について

容量確保契約書を締結した電源を持つ事業者に対して、業務規程第32条の5 の規定に基づき、実需給前に実施すべき業務や電源等差替に伴う業務における 事業者の具体的な手順等を定めた「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施 すべき業務(全般)編」及び「容量市場業務マニュアル 電源等差替編」を策 定及び公表する。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基 づき、2020年12月24日(木)から2021年1月20日(水)まで意見募集を実 施し、事業者からの意見を反映した。

#### 〈参考 業務規程〉

(容量市場業務マニュアルの策定) 第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市 場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル(以下「容量 市場業務マニュアル」という。)を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載 等の方法によって公表する。(以下略)

以 上

#### 別紙1:容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編

- 別紙2:容量市場業務マニュアル 電源等差替編
- 別紙 3:「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編」に 関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答
- 別紙 4:「容量市場業務マニュアル 電源等差替編」に関する意見募集に寄せら れたご意見および本機関回答

別紙1

## 容量市場

## 業務マニュアル

# 実需給前に実施すべき業務

## (全般) 編

(対象実需給年度:2024年度)

2021年2月10日 第1版 発行

電力広域的運営推進機関

### (変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	_	2021年2月10日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに
1.1	本業務マニュアルの構成6
1.2	実需給前に実施すべき業務および市場退出事由6
第2章	実需給前に実施すべき業務11
2.1	余力活用契約の締結(容量提供事業者)11
2.2	余力活用契約の締結(差替先電源等提供者)25
2.3	電源等情報の追加登録(容量提供事業者)30
2.4	電源等情報の追加登録(差替先電源等提供者)47
2.5	FIT 法適用の電源でない場合の異議申立51
2.6	事業者の退出表明に基づく市場退出 59
第3章	実需給前のペナルティ対応 68
3.1	経済的ペナルティの算定・通知 68
3.2	経済的ペナルティの返金に係る算定・通知74
3.3	請求書の受領
3.4	支払通知書の受領
3.5	経済的ペナルティの支払
3.6	経済的ペナルティの督促に対する対応 88
3.7	経済的ペナルティの返金額の入金 91
Appendi	x.1 図表一覧
Appendi	x.2 様式一覧
Appendi	x.3 業務手順全体図103

### 第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務編(以下、本業務マニュアル) は、電力広域的運営推進機関(以下、本機関)の業務規程(第32条の5)に基づき作 成された文書です。

本業務マニュアルは容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、実需給前に 実施すべき業務および当該業務に起因する市場退出<sup>1</sup>事由によりペナルティが科された 場合の対応に係る業務について、必要な手続きや容量市場システム<sup>2</sup>の操作方法<sup>3</sup>が記 載されています。

なお、実需給年度前のペナルティについては、「容量市場メインオークション募集要 綱」を併せて参照してください。



図 1-1 実需給前の市場退出に関連するスケジュール (P)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 容量確保契約約款の第12条のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部を解約または一部の容量を減少させることを市場 退出と呼びます。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 容量市場システムは、容量市場における容量オークション(メインオークション、追加オークション(調達またはリリースオークシ ョン)) への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備え た情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアル を参照してください。

実需給前に実施すべき業務および市場退出事由となりうる業務に係る具体的な手続き に関しては第2章、市場退出に伴ってペナルティが科される場合のペナルティの通 知・請求・入金・返金に係る具体的な手続きに関しては第3章に記載していますが、 本章で説明する以下の1.1~1.2もご確認ください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 実需給前に実施すべき業務および市場退出事由

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第1章 はじめに

#### 1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです(図 1-2参照)。



図 1-2 本業務マニュアルの構成(第1章除く)

#### 1.2 実需給前に実施すべき業務および市場退出事由

実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等は、表 1-1 を参照してください。また、 本業務マニュアルに記載している実需給前の市場退出事由は、表 1-2 を参照してくだ さい。

対応する	業務名	業務の対象となる電源等
章節番号		
2. 1 2. 2	余力活用契約の締結	<ul> <li>・調整機能を有する安定電源</li> <li>※ただし、全量を電源等差替した安定電源は対象外</li> <li>・安定電源を差替元電源等とする調整機能を</li> </ul>
		有りる左省元电源寺
_	給電申合書の締結	・安定電源 ※ただし、一般送配電事業者が締結不要と判断

表 1-1 実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等

対応する	業務名	業務の対象となる電源等
章節番号		
		した場合は対象外
		・電源等情報の登録時に未提出の書類のある
		電源等(差替先電源等を含む)
		・電源等情報の登録時に未登録の項目(※)の
2.3	<i>南海族は和の泊加水</i> 月	ある電源等(差替先電源等を含む)
2.4	电你守旧和07迫加立政	
		※相対契約上の計画変更締切時間、発電 BG コ
		ード、需要 BG コード・計画提出者コード、電
		源の起動時間、など
—	実効性テストの実施	・発動指令電源 <sup>4</sup>
	FIT 法法田の委派ぶかい相	・対象実需給年度中に FIT 法 に基づき再生可
2.5	FII 法週用の電源でない場合の異議申立	能エネルギーの固定価格買取制度が適用され
		る電源等
2.6	事業者の退出表明に基づ	・市場退出を希望する全ての電源等
2.6	く市場退出	

表 1-2 市場退出事由の一覧

対応する	市場退出事由	概要
章節番号		
		安定電源のうち、電源等情報に調整機能「有」
	余力活用契約が未締結	(調整機能を有する電源等)と登録された電源
		で、本機関が指定した期限(2023 年 12 月末)
2. 1 2. 2		までに属地一般送配電事業者と余力活用に関
		する契約を締結しない場合、または余力活用に
		関する契約を解約した場合、当該電源の契約容
		量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経
		済的ペナルティが科されます。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>ただし、以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績を本機関に提出することにより実効性テストを省略すること ができます。

a 実需給年度の前々年度に実効性テスト以外の発動実績(一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る)が存在する場合

b 確定する電源等リストの各エネルギーリソースの期待容量が、実効性テスト以外の発動実績(一般送配電事業者が発動を指令した 実績に限る)を構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合

c 本機関が合理的と判断した場合

対応する	市場退出事由	概要
章節番号		
		実需給年度までに給電申合書を締結しなかっ
		た場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出
		となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科
	必要由公書が土焼灶	されます(属地一般送配電事業者により締結期
_	和电中宣音加不种植	限が異なります)。
		本件の詳細は、「容量市場業務マニュアル リク
		ワイアメント・アセスメント編 (P)」を参照し
		てください。
		オークション募集要綱で定められた提出書類
		を、本機関が指定した期限(2023 年 11 月末)
0.0	まおが土坦山、電酒埣桂却	までに提出しない場合または提出した情報が
2.3	青短い不远山・电砺寺旧和	不足あるいは虚偽であることが判明した場合、
2.4	加不宜政	当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、
		市場退出に伴う経済的ペナルティが科されま
		す。
		発動指令電源における実効性テストの発動実
	実効性テスト結果が契約 容量に満たない場合およ び1,000kW未満となった場 合	績が契約容量に満たない場合、当該電源の契約
		容量から実効性テストの発動実績を差し引い
		た容量が市場退出となり、市場退出に伴う経済
		的ペナルティが科されます。
—		また、実効性テストの発動実績が 1,000kW 未満
		となる場合、当該電源の契約容量の全量が市場
		退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティ
		が科されます。
		本件の詳細は、「容量市場業務マニュアル 実効
		性テスト編」を参照してください。
	対象実需給年度中のFIT法 に基づく固定価格買取制 度の適用	容量確保契約を締結する電源が FIT 法に基づ
2.5		き再生可能エネルギーの固定価格買取制度が
2.0		適用される電源等であることが明らかとなっ
		た場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出

対応する	市場退出事由	概要
章節番号		
		5となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが
		科されます。
		対象実需給年度中に固定価格買取制度が適用
		されないことを証明したい場合、容量提供事業
		者は、本機関の定める期限(2024 年 X 月)(P)
		までに特定契約終了の証明書などを提出する
		必要があります。
		容量確保契約を締結する電源の休止・廃止を決
		定し、実需給年度に供給力の提供が不可能とな
		る場合において、容量提供事業者が電源等差替
		を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源
		の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出
		に伴う経済的ペナルティが科されます。
		また、容量確保契約を締結する電源の休止・廃
2.6	事業者の退出表明	止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可
		能となる場合において、電源等差替をおこなっ
		た容量が契約容量に満たない場合、当該電源の
		契約容量から差替後の容量を差し引いた容量
		が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナ
		ルティが科されます。
		なお、市場退出の表明は、美需給牛度開始前の
		2024年3月10日(P)まで受け付けます。
1		

注:参入ペナルティについて

容量提供事業者が、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量市場業務マニ ュアル、容量確保契約約款、容量確保契約書およびその他容量市場に関連する法令 等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合、本機関は当該容量提

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 変動電源(アグリゲート)を構成する小規模変動電源(リソース)がFIT電源であると判明した場合は、当該リソース分が市場退出 となります。また、リソースの市場退出により、変動電源(アグリゲート)の契約容量が1,000kW未満となった場合、当該変動電源 (アグリゲート)は市場退出となります。

供事業者に一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げな どの参入ペナルティを科すことがあります。

参入ペナルティが科される事例として、落札後、容量確保契約において必要な情報 を提出しない場合や、電源等情報に偽りの情報を登録する場合などが該当します。

### 第2章 実需給前に実施すべき業務

本章では、実需給前に実施すべき業務に関する以下の内容について説明します(図 2-1参照)。

- 2.1 余力活用契約の締結(容量提供事業者)
- 2.2 余力活用契約の締結(差替先電源等提供者)
- 2.3 電源等情報の追加登録(容量提供事業者)
- 2.4 電源等情報の追加登録(差替先電源等提供者)
- 2.5 FIT 法適用の電源でない場合の異議申立
- 2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出



図 2-1 第2章の構成

#### 2.1 余力活用契約の締結(容量提供事業者)

本節では、容量提供事業者の余力活用契約の締結について以下の流れで説明します(図 2-2 参照)。

- 2.1.1 余力活用契約の締結手続き
- 2.1.2 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領
- 2.1.3 余力活用契約締結済の登録(余力活用契約書の提出)
- 2.1.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領
- 2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.1 余力活用契約の締結(容量提供事業者)





図 2-2 余力活用契約の締結(容量提供事業者)の詳細構成

#### 2.1.1 余力活用契約の締結手続き

本項では、調整機能を有する電源等を提供する容量提供事業者と一般送配電事業者と の間における余力活用契約の締結手続きについて説明します(図 2-3 参照)。

2.1.1.1 余力活用契約の締結依頼の受領

2.1.1.2 余力活用契約書の内容記入および締結



図 2-3 余力活用契約の締結手続き

#### 2.1.1.1 余力活用契約の締結依頼の受領

一般送配電事業者による調整機能に関する事前審査が行われ、審査に合格した電源等 を提供する容量提供事業者へ、一般送配電事業者から余力活用契約の締結依頼がメー ル等で送付されます。

注:専用線または簡易指令システムの構築について 専用線または簡易指令システムの工事は時間を要すため、余裕をもって余力活 用契約締結のための手続きを進めてください。

#### 2.1.1.2 余力活用契約書の内容記入および締結

調整機能を有する電源等を提供する容量提供事業者は、一般送配電事業者からの連絡 に基づき、一般送配電事業者と余力活用契約を締結します。

#### 2.1.2 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領

本項では、余力活用契約の締結状況の報告依頼に係る手続きについて説明します(図 2-4 参照)。

#### 2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領



図 2-4 余力活用契約の締結状況の報告依頼

#### 2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領

本機関の指定する余力活用契約の締結期限が2023年12月末までであるため、実需給前年度の2023年11月頃(P)に、余力活用契約の締結状況を自主的に報告していない容量提供事業者へは、本機関から余力活用契約の締結状況の報告依頼がメールで送付されます。

余力活用契約を締結済の場合は『2.1.3 余力活用契約締結済の登録』へ進み、容量市 場システムの「電源等情報変更申込画面」にて余力活用契約の写しを提出してくださ い。未締結の場合は『2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込』へ進み、容 量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて調整機能を「無」に変更の上、余 力活用契約を締結していない合理的な理由(やむを得ない理由)を記載してくださ い。なお、余力活用契約を締結しない合理的な理由があると認められる例は表 2-1 を 参照してください。

表 2-1 余力活用契約を締結しない合理的な理由(やむを得ない理由)

番号	余力活用契約を締結しない合理的な理由(やむを得ない理由)		
	があると認められる例		
1	調整機能が故障し、必要な対応を行った上で実需給年度内の復旧見通しがない		
1	場合		

#### があると認められる例

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.1 余力活用契約の締結(容量提供事業者)

番号	余力活用契約を締結しない合理的な理由(やむを得ない理由)
	があると認められる例
2	事前審査において、一般送配電事業者が求める要件を満たさない場合
0	電源種別が水力の場合において、調整機能を使用することにより、河川法等に定
3	める公共の安全が保持されない場合

- 注1:自主的な余力活用契約の報告について 本機関からの報告依頼の受領前であっても、余力活用契約の写しを提出するこ とは可能です。
- 注2: 余力活用契約の未締結による市場退出について 締結期限(2023年12月末)までに余力活用契約が締結済みではない、且つ未締 結であることのやむを得ない理由もない場合、市場退出(全量退出)となりま すので留意してください。
- 2.1.3 余力活用契約締結済の登録(余力活用契約書の提出)

本項では、余力活用契約書の提出に係る手続きについて説明します(図 2-5 参照)。

2.1.3.1 電源等情報の変更申込(余力活用契約書の提出)



図 2-5 余力活用契約締結済の登録(余力活用契約書の提出)

#### 2.1.3.1 電源等情報の変更申込(余力活用契約書の提出)

余力活用契約を締結している場合、余力活用契約書の写しを PDF ファイル(4MB 以下 とすること)にして容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にアップロード することにより、本機関へ余力活用契約書の写しを提出してください。なお、電源等 情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

電源等情報の変更申込(余力活用契約書の提出)(仮申込)

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管 理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報 一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

「電源等情報一覧」に登録済の電源等情報が表示されるので、余力活用契約書の写し を提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」 へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、 「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「余力活用契約締結」欄の「有」を選択して、「提出 書類(追加)」欄の「ファイル選択」をクリックして余力活用契約書の写しをアップ ロードします。また、「変更理由」欄には「余力活用契約書の写しの提出」と記入し てください。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリック後、「実行」ボタンを クリックします(図 2-6、表 2-2参照)。なお、この段階では仮申込の状態であり、 余力活用契約書の写しの提出は完了していませんので注意してください。

注:余力活用契約書の写しのファイル名について 余力活用契約書の写しはPDFフォーマットで作成し、ファイル名は「余力活用契約書\_事業者名\_対象実需給年度\_電源等識別番号.pdf」としてください。

例)ファイル名: 余力活用契約書\_〇〇株式会社\_2024\_0123456789.pdf 対象実需給年度 電源等識別番号

電源等情報の変更申込(余力活用契約書の提出)(本申込)

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブ から「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査管理画面」へ 進みます。

「電源等情報審査管理画面」の電源等区分を選択後、余力活用契約書の写しを提出したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注:申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されていま す。

なお、本機関は余力活用契約書の写しが提出されているかを審査します。審査後 には審査合格または不合格を別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた場合、事業者は速やかに、審査コメントに記載されている 不合格理由を確認したのち余力活用契約書の写しを再提出してください。

助システム			1974 (1984) (1987) (1987) 1975 (1988) (1987) (1987)
情報受更申込画面			2-74-1889 7772-30
> 012233 > <del>0.2</del> 79889			
時の名称	2向25日時前に第75人力してくらさい。 第25年11日 25円		
他后得定着号	# 22345371011254570000		
	学術展査家で入力してくたまし、		
	x 100H	余力活用契約締結  欄の   有  をクリ	
"名	ITTSHELTCHEL		
人生著著力地引	x 11000	ックしてください_	
zaam	8.0		
STREEMIN	1の運行業的構成の有価を経定してください。 用料 ○無		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	茨秋草田の北市   電気等02 F1	▲力 汗田 契約 書の 写 〕 を 「ファイル」	2011年月 - 201 2010月 - 2014年2月1日 - 2015年2月1日 - 2015年2月
41 <b>2</b> 1	944100264 \$2590.211	余力活用契約書の写しを「ファイル	新時月
संख संख 1	Realizer Regional	余力活用契約書の写しを「ファイル	新田中月   20   2007-1 安通信合け会   23
8 <b>4</b>	31110008 ©200211	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして	100%) (1997) हिंबोर्स्टरक हा
संह संह		余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして	amun iku Jawa galebrie Ja
संख राज	2410/02/4 9270/23 H 729 729 729 729 729 729 729 729 729 729	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして	1250 N (252 (2017) - 2000 (250 (2017) - 2000 (250 (250) - 2000 (250) (25
संख र १	20100263 2019(2)1 2719(2)10(2)10(2)10(2)10(2)10(2)10(2)10(2)10	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	aman (Ka Jawa Geleane (A)
	2010/00/04           第270/24           ジャイムを知ってくられ。           ジャイムを知ってくられ。           ジャイムを知られるまたので、のかっていた。           ジャイムを知られるまたので、のかっていた。           ジャイムを知られるまたので、           ジャイムを知られるまたので、           ジャイムを知られるまたので、	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	(2007) (2017) (2017) (2016) (2017) (2
4142 5 5 5 9	24400000 274030 1 274030 274030 2740	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	(2000) (2000) (2007) Generation (2000) (2007) Generation (2000) (2000)
418 5 5	CHEMICOLOG           モンマリンスト1           コンマリンスト1           コンマリンスト1           コンマリンスト1           コンマリンスト1           コンマリンスト1           コンマリンスト2           コンマリンスト2           コンジーンスト2	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	(2007) (50 (2007) (5000010) (2007)
	1日日日のひろ           1日日日のひろ           1日日日のひろ           1日日日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	2009/A 32 (2007-2 Gentation 20
(15) 5 5 3	2日日日のひろ           第2月(1入1)           2日	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	(2007) (51) (2007: Geleante 32)
818 1	2020日のため           1227012 H           2010日2014           2010日2014           2010日2014           2010日2014           2011日2014           2014日2014           2014日2014           2011日2014	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	(BRW) (50 1200/2 (586516) 32
41 <b>8</b> 7 236 50	24200000           10200000           10200000           1000000000000000000000000000000000000	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	(2007) (20) (2007) (20) (2007) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20)
889 5 5	24286026           22781231           22781231           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           2288225580           228822580           228822580           228822580           228822580           228822580           228822580           228822580           228822580           228822580           22882580           22882580           22882580           22882580           22882580           22882580           22882580           22882580           22882580           22882580           22882580           2388380           2388480           2388480           2388480           2388480           2388480	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	(amen) (53) (200-71 (5466396) (33)
88 3 3 6 9	10000000         1025012.81           1025012.81         102741.8205175.020.4           1025012.81         102741.8205.01100.0001105320.4           1025012.81         102741.8205.01100.0001105320.4           1025012.92         10244.82051.0100.4           1025012.92         10244.82051.0100.4           1025012.92         10244.82051.0100.4           1025012.92         10244.82051.0100.4           1025012.92         10244.82051.0100.4           1025012.92         10244.82051.0100.4           1025012.92         10244.82051.0100.4           1025012.92         10244.82051.0100.4           1025012.92         10244.82051.0100.4	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	(2009) / (2010) / (20
948 5 3 195 195	2月日日のひろ           第2月12月1           第2月12月1           第2月12月1           第2月12月1           第2月12月1           第2月12月1           第2月12月1           第2月12月1           第2月12日           第2月12日           第2月12日           第2月12日           第2月12日           第2月14日           第2日           第2日           第2日           第3日	余力活用契約書の写しを「ファイル 選択」ボタンからアップロードして ください。	(200-7) (54) (200-7: (54)40716 33

図 2-6「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

No.	項目	記入内容
	亦再细山	・余力活用契約書を締結済の場合
Û	<b>发</b> 灾 垤 ロ	「余力活用契約書の写しの提出」と記入

#### 2.1.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

本項では、余力活用契約締結済の登録申込に対する審査結果について説明します(図 2-7参照)。容量提供事業者は、本機関から余力活用契約締結済の登録申込に対する審 査結果を受領します。 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.1 余力活用契約の締結(容量提供事業者)

- 2.1.4.1 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領(合格)
- 2.1.4.2 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領(不合格)



図 2-7 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

#### 2.1.4.1 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領(合格)

本機関による審査に合格した場合、事業者に電源等情報が登録された旨がメールにて 送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力 して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されま す。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

#### 2.1.4.2 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領(不合格)

余力活用契約の提出後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合 格通知がメールで送付されます。必要に応じて、余力活用契約の締結期限内に余力活 用契約締結済の登録(余力活用契約書の提出)に係る再申込を行ってください。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。 容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管 理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。 「電源等情報審査画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力 して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示さ れます。「詳細」リンクをクリックして「電源等情報審査詳細画面」に進み、審査内 容一覧の審査コメントを確認してください。

#### 2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

本項では、電源等情報の調整機能を「無」へ変更する手続きについて説明します(図 2-8 参照)。

2.1.5.1 電源等情報の変更申込(調整機能「無」への変更)



図 2-8 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

#### 2.1.5.1 電源等情報の変更申込(調整機能「無」への変更)

余力活用契約を締結済みではない、且つやむを得ない理由(表 2-1 参照)がある場合 には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて調整機能を「無」に変更 し、変更理由欄にやむを得ない理由を記載してください。なお、電源等情報の変更申 込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

#### 電源等情報の変更申込(調整機能「無」への変更)(仮申込)

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管 理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報 一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、変更を行いたい電源の「電 源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電 源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画 面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「詳細情報一覧」の「変更」リンクをクリックして、 「電源等詳細情報編集画面」へ進み、調整機能の有無を「無」に変更します(図 2-9、図 2-10参照)。また、やむを得ない理由を証明する書類等がある場合、本機関 は当該書類を受け付けます。書類を提出する場合は、「ファイル選択」をクリックしてアップロードします。

登録内容の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由(やむを得ない理由)を入力 してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします(図 2-11、表 2-3 参照)。なお、この段階では仮申込の状態であり、調整機能「無」への 変更申込は完了していませんので注意してください。

電源等情報の変更申込(調整機能「無」への変更)(本申込)

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブ から「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進み ます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、調整機能「無」へ変更申込をしたい 電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申 込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画 面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをク リックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注:申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は余力活用契約を未締結であることのやむを得ない理由の審査およ び変更申込の確認をします。審査後には審査合格または不合格を別途メールにて 通知いたします。

不合格の通知を受けた場合、事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

電力広域的運営推進機関	容量市場業務マニュアル	実需給前に実施すべき業務	(全般)	編
第2章 実需給前に実施す	「べき業務			
2.1 余力活用契約の締結	(容量提供事業者)			

基本情報一覧					
8量を提供する電源等の区分	安定電源				
		_			
<b>《雲</b> 給年度	2024				
東者コード	7/05				
加查錄申請者名	▼卖者AAA				
漆等識別番号	000000021				
意味の名称	全角度たは半角交字で入力してください。 「電源配				
電地直特定番号	半角版主で入力してください。 2200000000000000000000000000000000000				
(統コード 。	半角英語字で入力してください。 11111				
·178	エリア為多糖室してくがあい。 D3:東京 ▼				
1時最大受電電力[kW] 。	半角数字で入力してください。 5000				
[通信電係数[5]	58.00				
Vizietz_St					

図 2-9「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.1 余力活用契約の締結(容量提供事業者)

『重市場システム	
源等詳細情報編集画面	
号機単位の所有者	
系統コード	半角英数字で入力してください。 10001
電源種別の区分	電源種別の区分を指定してください。 02:火力
発電方式の区分	発電方式の区分を指定してください。 024:石沖 ✓
設備容量[k₩]	半角皷宇で入力してください。 110000
運開年月	yyyymm形式で入力してください。 200012
調整機能の有無	調整機能の有無を指定してください。 ○ 有 ⑧ 無
発電用の自家用電気工作物 (余剰)の該当有無	発電用の自家用電気工作物(余剰)の該当有無を指定してください。 ○ 有 ④ 無
バターン名	起動~並列 時間 分 並列~フル出力 時間 分
閉じる	設定

図 2-10「電源等詳細情報編集画面」電源等情報(詳細情報)の登録の画面イメージ

除 秋香 今初 ] 1 1号4	₩単位の名称 機	系統コード 11121	電源種別の区分 再生可能エネルギー	発電方式の区分 風力	設備容量[kM] 10,000	運開年月 2008/01 経過措置対	2 k 3
	アップロードする現出ファイルを選択し ファイルが選択 選択	.てください。 そされていません。	やむを得な	い理由を	証明する	書類等	<i>9</i> 00
	ファイル 選択 ファイルが選択	<b>されていません</b> 。	がある場合	<b>に</b> 、「ファイ	、ル選択」 てください	ボタン	00
(出書類 )追加)	ファイル 選択 ファイルが選択	<b>さ</b> れていません。	からノツノ			•	9U)
	ファイルが選択 ファイルが選択 ファイルが選択 ファイルが選択	そされていません。 					900 900
	201						
绿济提出書類一覧							
	撰名 <u>統者合格証1. odf</u>						
除 No. 提出者 1 <u>使用</u> 前							
除 No. 提出書 ] 1 復用曲							_
除 No. 提出到 1 1 使用前	全角または平角文字で入力してくださ	LN.					

図 2-11「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

No.	項目	記入内容
		<ul> <li>余力活用契約を未締結であることのやむを得ない理由がある場合に具体的な理由を記入</li> <li>記入例)</li> <li>・調整機能が故障し、実需給年度内の復旧の見通しが立たないため</li> </ul>
1	変更理由	・調整機能に関する事前審査にて、一般送配電事業者の 求める要件を満たさなかったため
		・(水力の場合)調整機能を使用することにより、河川法 等で定める公共の安全が保持されないため

表 2-3「電源等情報変更申込画面」での入力項目(調整機能「無」への変更)

2.1.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領 本項では、電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果について説明 します(図 2-12 参照)。容量提供事業者は、本機関から電源等情報の調整機能「無」 への変更申込に対する審査結果を受領します。

2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領(合格) 2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領(不合格)



図 2-12 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

2.1.6.1 **電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領(合格)** 本機関による審査に合格した場合、事業者に電源等情報が登録された旨がメールにて 送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力 して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されま す。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.1.6.2 **電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領(不合格)** 調整機能「無」への変更申込後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へ は、不合格通知がメールで送付されます。必要に応じて、余力活用契約の締結期限内 に調整機能「無」への変更に係る再申込を行ってください。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画 面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力 して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示さ れます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一 覧の審査コメントを確認してください。 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.2 余力活用契約の締結(差替先電源等提供者)

#### 2.2 余力活用契約の締結(差替先電源等提供者)

本節では、差替先電源等提供者の余力活用契約の締結について以下の流れで説明します(図 2-13 参照)。

- 2.2.1 余力活用契約の締結手続き
- 2.2.2 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領
- 2.2.3 余力活用契約締結済の登録(余力活用契約書の提出)
- 2.2.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領
- 2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込
- 2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領
- 2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領



図 2-13 余力活用契約の締結(差替先電源等提供者)の詳細構成

#### 2.2.1 余力活用契約の締結手続き

本項では、調整機能を有する電源等を提供する差替先電源等提供者と一般送配電事業 者との間における余力活用契約の締結手続きについて説明します(図 2-14 参照)。

- 2.2.1.1 余力活用契約の締結依頼の受領
- 2.2.1.2 余力活用契約の内容記入および締結

2. 2. 1. 1	2. 2. 1. 2
余力活用契約の	余力活用契約書の
締結依頼の受領	内容記入および締結

図 2-14 余力活用契約の締結手続き

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.2 余力活用契約の締結(差替先電源等提供者)

#### 2.2.1.1 余力活用契約の締結依頼の受領

『2.1.1.1 余力活用契約の締結依頼の受領』を参照してください。

#### 2.2.1.2 余力活用契約の内容記入および締結

『2.1.1.2 余力活用契約書の内容記入および締結』を参照してください。

#### 2.2.2 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領

本項では、余力活用契約の締結状況の報告依頼に係る手続きについて説明します(図 2-15 参照)。

2.2.2.1 締結状況の報告依頼の受領



図 2-15 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領

#### 2.2.2.1 *締結状況の報告依頼の受領*

『2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領』を参照してください。

注:差替時の余力活用契約内容の報告依頼に係る対応について

本機関から、差替元電源等提供者に対して差替先電源等の余力活用契約内容の報告 依頼をメールで送付します。差替元電源等提供者が差替先電源等提供者に報告依頼 を連携し、差替先電源等提供者が余力活用契約書の写しの提出、もしくは調整機能 「無」への変更・やむを得ない理由の申告を実施してください。

#### 2.2.3 余力活用契約締結済の登録(余力活用契約書の提出)

本項では、差替先電源等提供者の余力活用契約締結済の登録(余力活用契約書の提出)について説明します(図 2-16 参照)。

2.2.3.1 電源等情報の変更申込(余力活用契約書の提出)

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.2 余力活用契約の締結(差替先電源等提供者)



図 2-16 余力活用契約締結済の登録(余力活用契約書の提出)

#### 2.2.3.1 電源等情報の変更申込(余力活用契約書の提出)

『2.1.3.1 電源等情報の変更申込(余力活用契約書の提出)』を参照してください。

#### 2.2.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

本項では、余力活用契約締結済の登録申込に対する審査結果について説明します(図 2-17参照)。差替先電源等提供者は、本機関から余力活用契約締結済の登録申込に対 する審査結果を受領します。

2.2.4.1 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領(合格)

2.2.4.2 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領(不合格)



図 2-17 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

#### 2.2.4.1 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領(合格)

『2.1.4.1 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領(合格)』を参照してください。

#### 2.2.4.2 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領(不合格)

『2.1.4.2 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領(不合格)』を参照して ください。

#### 2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

本項では、電源等情報の調整機能を「無」へ変更する手続きについて説明します(図 2-18 参照)。

2.2.5.1 調整機能「無」への変更申込



図 2-18 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

2.2.5.1 調整機能「無」への変更申込

『2.1.5.1 電源等情報の変更申込(調整機能「無」への変更)』を参照してください。

2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領 本項では、電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果について説明 します(図 2-19 参照)。差替先電源等提供者は、本機関から電源等情報の調整機能 「無」への変更申込に対する審査結果を受領します。

2.2.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領(合格) 2.2.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領(不合格)



図 2-19 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

#### 2.2.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領(合格)

『2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領(合格)』を参照してください。

#### 2.2.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領(不合格)

『2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領(不合格)』を参照してください。

#### 2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

本項では、差替掲示板からの掲載取下げに係る手続きについて説明します(図 2-20 参照)。差替先電源等提供者が余力活用契約を本機関の指定する締結期限(2023 年 12 月末)までに締結しなかった場合、差替掲示板への掲載が取下げとなります。

#### 2.2.7.1 掲載取下げ通知の受領



図 2-20 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

#### 2.2.7.1 掲載取下げ通知の受領

余力活用契約が本機関の指定する締結期限(2023年12月末)までに締結されなかった場合、差替掲示板の掲載が本機関により削除され、差替先電源等提供者に対して掲載が取り下げられた旨がメールで送付されます。

また、本機関による電源等差替の無効化手続き完了後、電源等差替が無効化された旨 が差替元電源等提供者に対してメールで送付されます。差替先電源等提供者に対する 電源等差替が無効化された通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

#### 注:余力活用契約を未締結の場合の電源等差替の無効化について

締結期限(2023年12月末)までに調整機能を有する差替先電源等提供者が余力 活用契約を締結済みではない、且つ未締結であることのやむを得ない理由もない 場合、本機関は当該の電源等差替を無効化しますので留意してください。 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.3 電源等情報の追加登録(容量提供事業者)

#### 2.3 電源等情報の追加登録(容量提供事業者)

本節では容量提供事業者による電源等情報の追加登録について以下の流れで説明します(図 2-21 参照)。

- 2.3.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領
- 2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込
- 2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領(合格)
- 2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領(不合格)
- 2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領



図 2-21 電源等情報の追加登録(容量提供事業者)の詳細構成

#### 2.3.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出要請に係る手続きについて説明します(図 2-22 参照)。

2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領



図 2-22 未提出の電源等情報の提出要請の受領

#### 2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

電源等情報の登録時に一部、未提出の書類がある電源等や未入力の項目がある電源等 を登録した容量提供事業者に対して、2023年10月頃(P)に提出要請がメールで送付 されます。 注:自主的な電源等情報の追加登録について 本機関からの提出要請の受領前であっても、未提出の書類提出や電源等情報の追 加登録が可能です。

既に書類が揃っている場合、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」に て書類を提出し、電源等情報の追加登録を行ってください(『2.3.2 未提出の電源 等情報の提出および追加登録の申込』参照)。

なお、書類の提出および追加登録の期限(2023年11月末)までに電源等情報の 追加登録が行われない場合、市場退出(全量退出)となる場合がありますので留 意してください。

#### 2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

本項では、未提出の電源等情報の提出および追加登録の手続きについて説明します (図 2-23 参照)。

2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録



図 2-23 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

#### 2.3.2.1 **書類提出および電源等情報の追加登録**

書類提出および電源等情報を追加登録する場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を 行う必要があります。

#### 書類提出および電源等情報の追加登録(仮申込)

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管 理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報 一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。 電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の 「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続い て、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申 込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「詳細情報一覧」の「変更」リンクをクリックして、 「電源等詳細情報編集画面」へ進み、未入力の項目へ記入します。また、未提出の書 類がある場合、「ファイル選択」をクリックしてアップロードします(4MB以下の PDF ファイルとすること)。

電源等情報の追加登録にあたっては「変更理由」欄に「電源等情報の追加登録」と入 カしてください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなけ れば「実行」ボタンをクリックします(図 2-24、表 2-4、図 2-25、表 2-5、図 2-27、図 2-28、表 2-6、図 2-29、表 2-7、図 2-30、図 2-31、表 2-8、表 2-9、表 2-10参照)。なお、この段階では仮申込の状態であり、電源等情報の追加登録は完了 していませんので注意してください。

注:未提出書類のファイル名について

書類は PDF フォーマットで作成し、ファイル名は「書類名\_事業者名\_対象実需給 年度\_電源等識別番号.pdf」としてください。

#### 書類提出および電源等情報の追加登録(本申込)

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブ から「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進み ます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、電源等情報の追加登録したい電源等 情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況 一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて 内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックし ます。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。 注:申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されていま す。

なお、本機関は受付後、電源等情報の追加登録に係る審査を行います。審査後に は審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

電源等情報の追加登録方法(安定電源)

TDP > 参加登録 > 電源等情報管理 >				
基本情報一覧				
容量を提供する電源等の区分	安定電源			
実業総年度	2024			
孝業者コード	7//05			
参加登録申請者名	事業者MM			
電源等觀別番号	000000021			
電源等の名称	全角または半角文字で入力してください。 電源に			
受電地直特定番号 。	半角数字で入力してください。 2200000000000000000000000000000000000			
系統コード・	半角英数字で入力してください。 111111			
エリ <b>ア名</b> ・	エリア名を独定してください。 03:東京			
同時最大受電電力[kil] 。	時職大保電電力[k#]              ・			
経通接置係数(5) 詳総情報一覧 削除 技器 号機単位の名 □ 1 1号後	58.00 勝	国の区分 <u>発電方式の区分 </u> 総エネル <del>ギー</del> 風力 1	說書容量(MS) [減局年月 10.000 2008/01 紙適損	<ul> <li>新表达</li> <li>安東</li> <li>密対象</li> <li>安夏</li> </ul>
経通接置係数(5) 詳細情報一覧	第級コード     第級コード       アップロードする提出ファイルを選択してください。     第二年       アップロードする提出ファイルを選択されていません。     第二年       アップロードする提出ファイルを選択されていません。     提出       アップムのが選択されていません。     アッイルが選択されていません。       アッイルが選択されていません。     アッイルが選択されていません。       アッイルの認知されていません。     アッイルが選択されていません。	<sup>国の区分</sup> 達エネルギー 国力 出する書類がある場 尺」ボタンからアット <u>さ</u> い。	R#0=2040 #18年月 10.000 2008/01 #5週間 書合、「ファイル プロードしてく	<ul> <li>         「「「「」」</li> <li>         「「」」</li> <li>         「」</li> <li>         「</li> <li></li></ul>
経通接筆係数(5) 詳細情報一覧 前除 技習 号機単位の名 □ 1 1号後 Ⅱ 1号後	第8.00       第載コード     第第二       11121     第三回       アップロードする原田ファイルを選択してください。     現金       ファイルが選択されていません。     現金       ファイルが選択されていません。     アッイルが選択されていません。       ファイルが選択されていません。     アッイルが選択されていません。       ファイルが選択されていません。     アッイルが選択されていません。	1808分 注:ホルモー 国力 出する書類がある場 尺」ボタンからアッコ さい。	R#10=101 #月7月 10,000 2006/01 #日日 う合、「ファイル プロードしてく	置対象
経通接置係数(5) 詳細情報一覧 前除 技習 母機単位の名 □ 1 1号號       詳細情報     母機単位の名       □ 1     1号號	第8.00       第載コード     第載コード       11121     第生の       2316     ファイルが選択されていません。       2316     ファイルが選択されていません。       2316     ファイルが選択されていません。       2316     ファイルが選択されていません。       2316     ファイルが選択されていません。       2316     ファイルが選択されていません。	1808分 注:キルギー 2カ 出する書類がある場 尺」ボタンからアッコ さい。	R#10=101 10,000 2008/01 転通知 見合、「ファイル プロードしてく	「新教塾     「「新教塾     「「「「「「」」     「     「」     「」     「     「」     「」     「」     「」     「」     「」     「」     「」     「」     「」     「     「」     「     「     「     「」     「     「     「」     「     「     「     「     「     「     「     「     「     「」     「     「     「     「
経通接置係数(5) 詳綜情報一覧 前除 技業 母機単位の名 □ 1 1号性 1号性 (追加) 全体決提出書類一覧 利除 № 現出書類名 □ 1 (迂口に注意名)	58.00       ためのののです。       ためのののののです。       ためのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	聞の区分 注すネルギー 見カ 出する書類がある場 尺」ボタンからアッ ない。	R # 2 # (0.1) # (0.00) 2008/01 # ### 書合、「ファイル プロードしてく	置対象 定 変 更 の の の の の の の の の の の の の の の
経通接筆業係数(5) 詳細情報一覧 前除 技習 号機単位の名 □ 1 1号後 1 1号後 ○ 1 1号後 ○ ○ 1 日 使用目数名合約	59.00	18089 1875089 注:ホルモー 17 出する書類がある場 尺」ボタンからアッコ さい。	R#92040 10,000 2008/01 紙通用 う合、「ファイル プロードしてく	<ul> <li>「新設心】</li> <li>「「「新設心】</li> <li>「「「「「「「「「「」」」</li> <li>「「」」</li> <li>「「」」</li> <li>「「」」</li> <li>「」」</li> <li>「」</li> <li>「」」</li> <li>「」</li> <li>「」」</li> <li>「」」</li> <li>「」」</li> <li>「」」</li> <li>」」</li> <li>「」」</li> <li>「」」</li> <li>「」」</li></ul>
経通接ていたいでは、「「「「」」」」」」」」          詳細情報       ●様単位の名         川体       技営       ●様単位の名         □       1       1号位         「「」」       1号位       1号位         「「」」       1号位       1         「「」」       1号位       1         「「」」       1号位       1         「」」       「」」       1         「」」       「」」       1         「」」       「」」       1         「」」       「」」       1         「」」       「」」       「」」         「」」       「」」       「」」         「」」       「」」       「」」         「」」       「」」       「」」         「」」       「」」       「」」         「」」       「」」       「」」         「」」       「」」       「」」         「」」       「」」       「」」         「」」       」       」         「」       」       」         「」       」       」         「」       」       」         「」       」       」         「」       」       」         「」       」       」         「」       」       」         <	59.00 <ul> <li></li></ul>	<sup>18089</sup> ★87±089   注:キルモー ■カ   出する書類がある場 尺」ボタンからアット さい。	R#5=[04] #約4月 10.000 2008/01 紙補用 弓合、「ファイル プロードしてく	<ul> <li>         ・</li> <li>         ・</li></ul>
経通接電係数(5) 詳細情報→覧 前除 技習 号機単位の名 □ 1 1号號 1号號 □ 1号號 □ 1 ○	59.00	18089 1875089 注:ホルモー 17 出する書類がある場 尺」ボタンからアッ: さい。	R # 19 = [04] 10,000 2006/01 紙通知 引合、「ファイル プロードしてく	「新設は     「     」     「     「     「     」     「     「     「     」     「     「     「     」     「     「     「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「     」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      」      「      」      「      」      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      「      」      」      「      」      「      」      」      「      」      「      」      「      」      」      「      」      「      」      」      」      「      」      「      」      「      」      」      「      」      「      」      」      「      」      「      」      」      」      「      」      「      」      」      「      」      」      「      」

図 2-24「電源情報変更申込画面」 安定電源の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-4「電源等情報変更申込画面」

#### 安定電源の電源等情報(基本情報)の登録での入力項目(電源等情報の追加登録)

No.	項目	記入内容
	① 受電地点特定番号	新設電源に限り入力
Û		「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出
2	系統コード	新設電源に限り入力
3	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入
合里中場ンステム		
-----------------------------	--	
電源等詳細情報編集画面		
号機単位の所有者 *		
系統コード *	半角英数字で入力してください。 10001	
電源種別の区分 *	電源種別の区分を指定してください。 02:火力	
発電方式の区分 *	発電方式の区分を指定してください。 024:石油 ✓	
設備容量[k₩] *	半角数字で入力してください。 110000	
運開年月 *	yyyymm形式で入力してください。 200012	
調整機能の有無 *	調整機能の有無を指定してください。 ○ 有 ● 無	
発電用の自家用電気工作物 * (余剩)の該当有無	発電用の自家用電気工作物(余剰)の該当有無を指定してください。 ○ 有 ④ 無	

	FIT認定ID	半角英数字で入力してください。
	特定契約の終了年月	yyyymm形式で入力してください。
	相対契約上の計画変更締切時間	全角または半角文字で入力してください。
		半角英数字で入力してください。
	発電BGコード	
_		
		半角英数字で入力してください。
	需要RGコード・計画提出者	
	1-F	
	電源の起動時間 パター:	ン名を全角または半角文字で入力してください。 時間、分を半角数字で入力してください。
	パターン名	起動~並列 時間 分 並列~フル出力 時間 分
	$\sim$	

#### 図 2-25「電源等詳細情報編集画面」

安定電源の電源等情報(詳細情報)の登録の画面イメージ

# 表 2-5「電源等詳細情報編集画面」

安定電源の電源等情報(詳細情報)の登録の入力項目一覧(電源等情報の追加登録)

No.	項目	留意点
1	相対契約上の計画変更締切時間	相対契約を締結している電源に限り要入力
2	発電 BG コード	追加登録の期限までに要入力
3	需要 BG コード・計画提出者コード	追加登録の期限までに要入力
4	電源の起動時間	追加登録の期限までに要入力 電源等が起動操作の開始から系統並列まで の時間および系統並列から容量確保契約容 量に到達するまでの時間をパターン毎に入 力(図 2-26 参照)



図 2-26 電源の起動時間のイメージ

電源等情報の追加登録方法	(変動雷源	(単独))
		( ) ( ) ( ) / / / / / / / / / / / / / /

交信	市場シュテム						クイン日時:2020/11/20 16:16	ログアウト
							ユーザ名:7Y02担当 ア(フェーズ2)	
1	国源等情報変更申込画面							
1	▼TOP > 參加登録 > 電源等情報管	音理 > (	電源等情報→覧画面 > 電源等情報詳細画]	面 > 電源等情報変更申込画面				
	基本情報一覧							
	容易を提供する電源等の反	又分	空動雷源 (単独)					
			3030 4020 (14 502)					
	実需給年度	2	2034					
	事業者コード	7	7Y02					
	参加登録申請者名	3	事業者 B					
	50-200 1 00 0 0							
	雷调等辨别采号		000001614					
	16.00 YF 04.01187 'S							
		1	全角または半角文字で入力してくださ い。					
	电源守切石枠	*	事業者B000_変動単独1					
		2	羊角数字で入力してください。					
ע	受電地点特定番号	ж	2345678901234567890121					
2		2	半角英数字で入力してください。					
9	系統コード	*	20001					
			エリア名を指定してください。					
	エリア名	*	05:北陸 🖌					
		2	※面教室で入力してください。					
	同時最大受電電力[kW]	*	110000					
	経過措置係数[%]	5	58.00					
	evendente et							
	a平和四有单位——"算」							
								新規追加
	前位の名称		系統コード	素液補助の区分	発表方式の区分	設備容易し回	運開在日	402-104
	4 BO GA		78 ML _ F	电加強がしたが	光电方気の区方		2000/12 经通供常社会	亦再
			20001	世生り肥エネルキー	184,73	110,000	2000/12 推過措直対象	22

図 2-27「電源情報変更申込画面」

変動電源(単独)の電源等情報の変更の画面イメージ

アップロードする提出ファイルを選択してください。			
	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。		クリア
	ファイルが選択されていません。		クリア
提出書類 (追加)	<b>書類</b> ファイルが選択されていません。	「掟田する書類かめる場合、「ノアイル	クリア
	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。	選択」ボタンからアップロードしてく	クリア
	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。	ださい。	クリア
変更理由	全角または平角文字で入力してください。  XXX   *		
			確認

図 2-28「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 変動電源(単独)の電源等情報の変更の画面イメージ

# 表 2-6「電源等情報変更申込画面」

# 変動電源(単独)の電源等情報(基本情報)の登録での入力項目

(電源等情報の追加登録)

No.	項目	記入内容
	① ④ ④ ● 単 上 性 ウ 乎 日	新設電源に限り入力
Û	文电地总符足留方	「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出
2	系統コード	新設電源に限り入力
3	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

号機単位の名称	金角または半角文字で入力してください。           *           1号機
号機単位の所有者	
系統コード	半角英数字で入力してください。       13939
転應種別の区分	<ul> <li></li></ul>
能電方式の区分	発電方式の区分を指定してください。           041:風力
受備容量 [kw]	半角数字で入力してください。           5000
到罰年月	yyyymm形式で入力してください。           201812
11認定10	半角英数字で入力してください。
宇定認わの終了年月	yyyymm形式で入力してください。
	半角英数字で入力してください。
ê∰66 ] ~ F	

図 2-29「電源等詳細情報編集画面」

変動電源(単独)の電源等情報(詳細情報)の登録の画面イメージ

表 2-7「電源等詳細情報編集画面」

変動電源(単独)の電源等情報(詳細情報)の登録の入力項目一覧

(電源等情報の追加登録)

No.	項目	留意点
1	発電 BG コード	追加登録の期限までに要入力

# 電源等情報の追加登録方法 (変動電源(アグリゲート))

市場システム		ログイン日時:2020/11/20 18:18 ユーザ名:7702担当 ア(フェーズ2) ログアウ
源等情報変更申込画面		
108 > 参加宣詠 > 電源寺情報官理	> 電源寺馆報一覧画面 > 電源寺馆報話初画面 > 電源寺馆報愛史中込画面	
基本情報一覧		
容量を提供する電源等の区分	変動電源(アグリゲート)	
実需給年度	2034	
本学 ギュー じ	7902	
T*1-1 F	102	
参加登録申請者名	事業者8	
電源等識別番号	0000001623	
電源等の名称 …	全角または半角文字で入力してください。	
*		
<b>系統コード</b> *	20010	
	エリア名を指定してください。	
エリア名 *	05:北陸 ~	
詳細情報一覧		
		新規追加
34段 扶援 早费送达の	2枚 熱傷空骨[1] 調明を日	
1 小規模変動語	渡りスト1 110.000 2000/12	日本 日
- 1 721969C3004	10,000 2000/12	

図 2-30「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」

変動電源(アグリゲート)の電源等情報の変更の画面イメージ

	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。		クリア
	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。	小坩塔亦動電源リスト(EVCEI)を「フ	クリフ
提出書類 (追加)	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。		クリフ
	ファイル 遅択	ファイルが選択されていません。	- アイル選択」ボダンからアップロード	クリフ
	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。	してください。	クリフ
脊縁済提出書	6—15			
登録済提出書	●一覧			
登録済提出書 <b> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </b>	●一覧   提出書類名 小規模変動電源リスト1-x sx			
登録済提出書 <b> 削除 No -</b> 1	←覧 提出書類名 小規模変動電源リストLaxlex			
登録済提出書料 <b>削除 No-</b> □ 1	一覧 <mark>提出書類名</mark> 小規模変動電源リストLaxlex			
登録済提出書 <del>3</del> <b>91除 № .</b> □ 1	● 覧  提出書類名  小規模変動電源リスト1.x1ax			
登録済提出書 <del>列</del> 1918年   No. - 1	<ul> <li>発 提出書規名</li> <li>2/規構変動電源リスト1.x1sx</li> <li>金典また14996</li> </ul>	<b>*</b> ☞で入力」 ブ ( だえ) ).		
登録済提出書 <del>刻</del> <b>削除 │No</b> - □ 1	←覧 <mark>提出書類名</mark> 小規模変動電源リスト1.xlsx <u>全角または半角5</u>	文字で入力してください。		
登録済提出書 前除 No. □ 1 交更理由	一覧 提出書類名 小規模変動電源リスト1.xlsx 全角または半角交 米	τ≢τληυτ<έξις		
登詠斉提出書	●一覧 <mark>提出書類名</mark> <u> 小環構変動電源リスト1.xlsx</u> <u> 全角または半角5</u>   *	ΦΈλλυτζζέξις		
登詠斎提出書3 柳除   No. □ □ 1 変更理由	●一覧 <mark>瞿出書規名</mark> 1/現積変動電源リスト1.x1sx <b>金内</b> 東たは半 <b>内</b> 5   	ΦΈλημζζζέιι		

図 2-31「電源情報変更申込画面」

変動電源(アグリゲート)の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-8「電源等情報変更申込画面」

変動電源(アグリゲート)の電源等情報(基本情報)の登録での入力項目

(電源等情報の追加登録)

No.	項目	記入内容
1	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

表 2-9 変動電源(アグリゲート)小規模変動電源リストの内訳情報の項目一覧

凡例: 対象項目 〇 対象外項目 -

No.	審査項目名	事業者の入力項目
		(追加登録の対象項目のみ)
1	容量を提供する電源等の区分	—
2	電源等の名称	—
3	受電地点特定番号	0
4)	(リスト単位の)系統コード	_
5	エリア名	_
6	同時最大受電電力	_
$\overline{\mathcal{O}}$	所在地	_
8	号機単位の名称	_
9	(個々の小規模変動電源の)系統コード	0
10	電源種別の区分	—
(11)	発電方式の区分	_
(12)	設備容量	_
13	運開年月	_
14)	FIT 認定 ID	_
15	特定契約の終了年月	_
(16)	発電 BG コード	0



図 2-32 変動電源(アグリゲート)の小規模変動電源リストの内訳情報を 記載したリスト(EXCEL ファイル)のイメージ

# 表 2-10 電源等情報:変動電源(アグリゲート) 小規模変動電源リストの内訳情報の 入力項目一覧(電源等情報の追加登録)

No.	項目	留意点
		新設電源に限り、追加登録の期限までに要
0	受電地点特定番号	入力
(3)		「発電量調整供給契約に基づく受電地点明
		細表」を提出
	(個々の小規模変動電源の)系統	新設電源に限り、追加登録の期限までに要
(9)	コード	入力
16	発電 BG コード	

注:提出書類の送付先について

基本情報および詳細情報の各項目に係る提出書類がある場合、本機関に電磁的記録媒体(CD-R等)で郵送してください。

〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係\_2024\_電源等情報の追加登録 宛

(P)

対象実需給年度

# 2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領(合格)

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します(図 2-33 参照)。電源等情報 の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、合格通知を受領 します。

2.3.3.1 合格通知の受領(追加登録)



図 2-33 追加登録に係る審査結果の受領(合格)

### 2.3.3.1 **合格通知の受領(追加登録)**

電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電 源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力 して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されま す。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

### 2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領(不合格)

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します(図 2-34 参照)。電源等情報 の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が認められた場合、不合格通知を 受領します。

2.3.4.1 不合格通知の受領(追加登録)



図 2-34 追加登録に係る審査結果の受領(不合格)

### 2.3.4.1 不合格通知の受領(追加登録)

不合格通知がメールにて送付されます。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。 容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画 面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力 して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示さ れます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一 覧の審査コメントを確認してください。

### 2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出再要請に係る手続きについて説明します(図 2-35 参照)。

2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領



図 2-35 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

### 2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

提出要請から一定期間が経過しても未提出の書類がある電源等や未入力の項目がある 電源等を提供する容量提供事業者に対して、2023年11月上旬頃に提出再要請がメー ルで送付されます。

# 2.4 電源等情報の追加登録(差替先電源等提供者)

本節では差替先電源等提供者による電源等情報の追加登録について以下の流れで説明します(図 2-36 参照)。

- 2.4.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領
- 2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込
- 2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領(合格)
- 2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領(不合格)
- 2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領
- 2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領



図 2-36 電源等情報の追加登録(差替先電源等提供者)の詳細構成

# 2.4.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出要請に係る手続きについて説明します(図 2-37 参照)。

2.4.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領



図 2-37 未提出の電源等情報の提出要請の受領

# 2.4.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

『2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領』を参照してください。

### 2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

本項では、未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込について説明します(図 2-38 参照)。

2.4.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録



図 2-38 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

### 2.4.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

『2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録』を参照してください。

#### 2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領(合格)

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します(図 2-39 参照)。電源等情報 の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が無かった場合、合格通知を受領 します。

#### 2.4.3.1 合格通知の受領(追加登録)



図 2-39 追加登録に係る審査結果の受領(合格)

#### 2.4.3.1 **合格通知の受領(追加登録)**

『2.3.3.1 合格通知の受領(追加登録)』を参照してください。

#### 2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領(不合格)

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します(図 2-40 参照)。電源等情報 の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が認められた場合、不合格通知を 受領します。

#### 2.4.4.1 不合格通知の受領(追加登録)

2.4.4	追加登録に係る審査結果の受領	頁 (不合格)
2	2. 4. 4. 1	
	不合格通知の受領 (追加登録)	

図 2-40 追加登録に係る審査結果の受領(不合格)

#### 2.4.4.1 不合格通知の受領(追加登録)

『2.3.4.1 不合格通知の受領(追加登録)』を参照してください。

### 2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出再要請に係る手続きについて説明します(図 2-41 参照)。

2.4.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領



図 2-41 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

### 2.4.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

『2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領』を参照してください。

### 2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

本項では、差替掲示板からの掲載取下げに係る手続きについて説明します(図 2-42 参 照)。差替先電源等提供者が、電源等情報の追加登録を本機関の指定する締結期限 (2023 年 11 月)までに行わなかった場合、差替掲示板への掲載が取下げとなります。

2.4.6.1 掲載取下げ通知の受領



図 2-42 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

#### 2.4.6.1 掲載取下げ通知の受領

電源等情報の追加登録が本機関の指定する締結期限(2023年11月)までに行われな かった場合、差替掲示板の掲載が本機関により削除され、差替先電源等提供者に対し て掲載が取り下げられた旨がメールで送付されます。

また、本機関による電源等差替の無効化手続き完了後、電源等差替が無効化された旨 が差替元電源等提供者に対してメールで送付されます。差替先電源等提供者に対する 電源等差替が無効化された通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

# 注:電源等情報の追加登録が未登録の場合の電源等差替の無効化について 書類提出および追加登録の期限(2023年11月末)までに差替先電源等提供者が 書類を未提出、且つ電源等情報の項目に未入力の項目がある場合、本機関は当該 の電源等差替を無効化しますので留意してください。

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.5 FIT 法適用の電源でない場合の異議申立

# 2.5 FIT 法適用の電源でない場合の異議申立

本節では、FIT 法に基づき再生可能エネルギーの固定価格買取制度が適用される電源 等(以下、FIT 電源)であることを疑われた場合の異議申立について、以下の流れで 説明します(図 2-43 参照)。

- 2.5.1 FIT 電源に係る問い合わせの受領
- 2.5.2 FIT 電源の異議申立
- 2.5.3 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領(合格)
- 2.5.4 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領(不合格)



図 2-43 FIT 法適用の電源の異議申立の詳細構成

### 2.5.1 FIT 電源に係る問い合わせの受領

本項では、FIT 電源に係る問い合わせに係る手続きについて説明します(図 2-44 参 照)。容量提供事業者または差替元電源等提供者が、FIT 法を適用した電源を有するに もかかわらず容量市場システムに FIT 認定 ID や特定契約の終了年月を申告していな かった場合、本機関から問い合わせのメールが送付されます。

2.5.1.1 FIT 法適用が疑われる場合の問い合わせの受領



図 2-44 FIT 電源に係る問い合わせの受領

#### 2.5.1.1 FIT 法適用が疑われる場合の問い合わせの受領

対象実需給年度中に FIT 電源を提供する容量提供事業者または<u>差替元電源等提供者</u>に 対して、本機関から照会メールが送付されます。

注:差替先電源が FIT 法を適用している場合の対応について

差替先電源が FIT 法を適用していると疑われる場合、本機関は差替元電源等提供者 に対してメールで問い合わせます。メールを受領した差替元電源等提供者は、差替 先電源等提供者に問い合わせ内容を連携してください。なお、FIT 電源ではないと 異議申立する場合、差替元電源等提供者のメール受領から5営業日以内に差替先電 源等提供者が異議申立を行ってください。

# 2.5.2 FIT 電源の異議申立

本項では、容量提供事業者の電源等が、対象実需給年度中に FIT 法に基づく固定価格 買取制度が適用されない場合の異議申立について説明します(図 2-45 参照)。

- 2.5.2.1 FIT 電源の異議申立の有無の検討
- 2.5.2.2 (FIT 電源でない場合) 異議申立

2.5.2 FIT電源の異議申立	
2. 5. 2. 1	2. 5. 2. 2
FIT電源の異議申立の 有無の検討	(FIT電源でない場合) 異議申立

図 2-45 FIT 電源の異議申立

### 2.5.2.1 FIT 電源の異議申立の有無の検討

『2.5.1.1 FIT 法適用が疑われる場合の問い合わせの受領』で照会メールを受領後、 本機関に対して異議を申し立てるか否かを検討し、異議がある場合は5営業日以内に 容量提供事業者または<u>差替先電源等提供者</u>から異議を申し立ててください。

5 営業日以内に異議申し立てされない場合、本機関が当該の電源等を FIT 電源として 登録し、強制的に市場退出とします。

#### 2.5.2.2 (FIT 電源でない場合) 異議申立

FIT 電源ではないとして異議を申し立てる場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

以下に該当する電源に対しても問い合わせメールが送付されている可能性がありま す。以下に該当する電源等は容量オークションへの参加登録を認めていることから、 異議申立を行ってください。

・混焼バイオマスで、FIT 買取対象以外の部分(非FIT 相当分)がある場合(非FIT 相当分を登録可能)

・石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源が認定上のバイオマス比率をゼロに変更する場合(全量を非 FIT 相当分として登録可能)

・バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源(ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電)が、新たに買取上限の設定を申請する場合(非 FIT 相当分を登録可能)

また、提出する書類はないが異議申立を行いたい等の事情がある場合は、以下の宛先 にメールを送付することにより異議申立を行うことも可能です。

宛先: 電力広域的運営推進機関 異議申立係 XXXX@occto.or.jp (P)

(FIT 電源でない場合の) 異議申立(仮申込)

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管 理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報 一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、異議を申し立てたい電源の 「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続い て、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申 込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「提出書類(追加)」欄の「ファイル選択」をクリッ クして特定契約終了の証明書など異議の根拠となる書類をアップロードします(4MB 以下の PDF ファイルとすること)。また、「変更理由」欄には「FIT 電源に係る異議申 立」と入力してください(図 2-46、表 2-11 参照)。入力終了後、「確認」ボタンをク リックし、入力内容に不備がなければ実行ボタンをクリックします。なお、この段階 では仮申込の状態であり、異議申立は完了していませんので注意してください。

注:異議の根拠となる書類のファイル名について

異議の根拠となる書類は PDF フォーマットで作成し、ファイル名は「FIT 電源の 異議申立書類(書類名)\_事業者名\_対象実需給年度\_電源等識別番号.pdf」として ください。

例)ファイル名:

FIT 電源の異議申立書類(特定契約終了証明書)\_〇〇株式会社\_2024\_0123456789.pdf

対象実需給年度 電源等識別番号

#### (FIT 電源でない場合の) 異議申立(本申込)

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブ から「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進み ます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、異議申立したい電源等情報の条件を 入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示 されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認 後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込 が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注:申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は受付後、FIT 電源の異議申立に係る審査を行います。審査後には 審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

除 枝番	号機単位の名称		系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kil]	運開年月	<u>\$1</u>
	号機		11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象	<u>\$1</u>
(出書類 適加)	7ップロード( 近代 道沢 辺パ(あ 道沢 辺パ(あ 道沢	<ul> <li>         ・していたいですが、</li> <li>         ・ファイルが選択されて         ・ファイルが選択されて         ・ファイルが選択されて         ・ファイルが選択されて         ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	さい, (いません。 (いません。 (いません。	特定契約終 選択」ボタ さい。	うでの証明 ンからアッ	書などを ップロード	「ファイル してくだ	917 917 917
₽ 健建済提出書類一覧 Inc. Inc. Inc.		ファイルが選択されて ファイルが選択されて	こいません。 こいません。				[	917 917
јак по. ре ] ] [] <u>(†</u>	211-5000 日前 <del>故客合格証1.odf</del>							
更理由	金角玉九は半1 *	9文字で入力してください。						

図 2-46「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

No.	項目	記入内容
		「FIT 電源に係る異議申立」と記入。また、具体的な異議 申立の理由を文章で記入していただくことも可能です。
		以下に該当する場合、必ずどの場合に該当するかを記入 してください。
1)	変更理由	・混焼バイオマスで、FIT 買取対象以外の部分(非 FIT 相当分)がある場合(非 FIT 相当分を登録可能)
		・石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源が認定上のバ イオマス比率をゼロに変更する場合(全量を非 FIT 相当 分として登録可能)

表 2-11「電源等情報変更申込画面」での入力項目(FIT 電源の異議申立)

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.5 FIT 法適用の電源でない場合の異議申立

No.	項目	記入内容
		・バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT
		電源(ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電)が、新
		たに買取上限の設定を申請する場合(非 FIT 相当分を登
		録可能)

# 2.5.3 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領(合格)

本項では、FIT 電源の異議申立に係る審査結果について説明します(図 2-47 参照)。 FIT 電源の異議申立後、本機関が内容を確認した結果、FIT 電源の異議申立が認めら れた場合、容量提供事業者または差替先電源等提供者は合格通知を受領します。

2.5.3.1 合格通知の受領(FIT 電源の異議申立)





図 2-47 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領(合格)

### 2.5.3.1 合格通知の受領(FIT 電源の異議申立)

異議申立に係る審査に合格し、FIT 電源ではなかったことが確認された旨のメールが 送付されます。

# 2.5.4 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領(不合格)

本項では、FIT 電源の異議申立に係る審査結果について説明します(図 2-48 参照)。 FIT 電源の異議申立後、本機関が内容を確認した結果、FIT 電源の異議申立が認めら れなかった場合、容量提供事業者または差替先電源等提供者は不合格通知を受領しま す。

2.5.4.1 不合格通知の受領(FIT 電源の異議申立)

2.5.4 FIT電源の異議申立に係る審査	結果の受領	(不合格)
<b>2.5.4.1</b> 不合格通知の受領 (FIT電源の異議申立)		

図 2-48 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領(不合格)

#### 2.5.4.1 不合格通知の受領(FIT 電源の異議申立)

異議申立に係る審査に不合格となった旨のメールが送付されます。不合格通知を受領 後、審査結果に再度異議がある場合は5営業日以内に異議を申し立ててください。

5 営業日以内に異議申し立てされない場合、本機関が当該の電源等を FIT 電源として 登録します。

注:FIT 電源の市場退出における対応について

本機関は、FIT 電源として登録された電源を強制的に市場退出させ、経済的ペナ ルティを科します。加えて、容量オークションへの参加が認められない電源を応 札することは悪質な行為であるため、当該FIT 電源で容量確保契約を締結した容 量提供事業者を参入ペナルティの対象とする可能性があります。 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出

# 2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出

本節では、事業者の退出表明に基づく実需給前の市場退出手続きについて、以下の流れで説明します(図 2-49 参照)。

- 2.6.1 市場退出の表明
- 2.6.2 市場退出の再表明



図 2-49 事業者の退出表明に基づく市場退出の詳細構成

# 2.6.1 市場退出の表明

本項では、事業者の都合による市場退出の表明に係る手続きを説明します(図 2-50 参照)。

2.6.1.1 退出表明の登録



図 2-50 市場退出の表明

#### 2.6.1.1 退出表明の登録

市場退出の表明にあたっては、全量退出か部分退出か、電源等差替を実施済か否かに よって提出書類が異なりますので、表 2-12 を参照してください。

退出する容量	期待容量等算定諸元一覧の	差替容量等算定諸元一覧の
	提出要否	提出要否
全量退出	提出不要	電源等差替を実施していない場
		合、提出不要
		電源等差替を実施している場合、
		容量確保契約容量の全量が解約さ
		れるため、 <u>電源等差</u> 替の取消手続
		きが必要(差替容量等算定諸元一
		覧の提出は不要)
		電源等差替の取消手続きについて
		は、『業務マニュアル 電源等差替
		編』の第3章3節を参照してくだ
		さい。
部分退出	提出必要	電源等差替を実施していない場
		合、提出不要
		電源等差替を実施している場合、
		必要に応じて差替容量等算定諸元
		一覧の提出および電源等差替の変
		更手続きが必要(発動指令電源の
		場合は差替容量等算定諸元一覧の
		提出は不要)
		電源等差替の変更手続きについて
		は、『業務マニュアル 電源等差替
		編』の第3章2節を参照してくだ
		さい。

# 表 2-12 市場退出に伴う差替元電源としての提出書類について

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出

#### 退出表明の登録

市場からの退出表明は、「ペナルティ要素情報登録画面」にて行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量確保契約」から、「容量確保契約 情報管理」リンクをクリックして、「契約書一覧画面」へ進みます。

容量市場システム「契約書一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンを クリックすると、検索条件に合致する契約番号が表示されますので、対象となる契約 番号を選択し、「契約書詳細参照」ボタンをクリックしてください。「契約書詳細参 照」ボタンをクリック後、「契約書詳細画面」へ進みます。

容量市場システム「契約書詳細画面」の「対象契約電源等情報一覧」から退出する対象となる電源等情報を選択し、「ペナルティ登録」ボタンをクリックします。

「契約書詳細画面」で「ペナルティ登録」ボタンをクリックすると、「ペナルティ要素情報登録画面」へ進みますので、「ペナルティ要素情報登録画面」の事業者入力項目を入力し、「実行」ボタンをクリックします(図 2-51 参照)。

「表示内容の確認画面」にて入力内容を確認し、入力内容に誤りがない場合は「OK」 ボタンをクリックします。

入力が適切に行われている場合は、市場退出表明が完了となり、事業者に退出表明の 登録完了の通知がメールにて送付されます。

注:申込完了メールについて

申込完了メールには、退出表明の登録を受け付けた旨が記載されています。 なお、本機関は受付後、退出区分および退出容量が適切に入力されているかを確 認します。確認後にペナルティ要素に基づく算定額通知書を発行した旨を、別途 メールにて通知いたします。

登録された退出区分および退出容量に不備がある場合、本機関は事業者にその旨 を通知します。通知を受けた事業者は速やかに、退出の再表明をしてください。 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編第2章 実需給前に実施すべき業務2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出

容	量市場システム		ログイン日時:2020/11/13 12:80 ユーザ名:7094担当 ア(フェーズ2)	07771
2	ペナルティ要素情報登録画面			
	■ 10b > 品要确关的) > 品書確決的訓練和品店 > 約約率	- 黄色曲 > 契約者詳細曲曲 > ペナルティ委式博報空政曲曲		
•				
	参加登録申請者名	<b>李莱</b> 者0		
	容量を提供する電源等の区分	安定電源	-	
	電路等減別番号			
	電源等の名称	ペナルティ要素内容などを入力後、「実行」ボタンを		
	契約単価[円水#]	カリックしてください		
	容量確保契約容量[k4]			
	ペナルティ要素情報			
C	ペナルティ要素内容 *	ペナルティ要素作物を集催してください。 11: 事業希報会による市場認出		
Ć	ペナルティ要素内容詳細	2027/2010/2010/2010		
6	3 退出区分 *			
4	▲ 退出容量[k#] *	*8#FT27JUT5Z245		
				実行

図 2-51「ペナルティ要素情報登録画面」の画面イメージ

No.	記載項目	記載内容
1	ペナルティ要素内容	「事業者都合による市場退出」のみが選択可
2	ペナルティ要素内容詳細	退出理由を具体的に入力
3	退出区分	「全量退出」または「部分退出」より選択
		※部分退出を選択する場合、必ず期待容量等算
		定諸元一覧を提出してください。
4	退出容量[kW]	市場退出する電源等の容量を半角数字で入力

表 2-13 ペナルティ要素情報登録画面での入力項目

(部分退出の場合)期待容量等算定諸元一覧の提出

『業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約の締結編』の2章1 節2項「応札容量確認資料の作成」を参照し、容量を提供する電源等の区分毎に期待 容量等算定諸元一覧を作成してください。なお、発動指令電源の場合は期待容量等算 定諸元一覧の提出は不要です。

- 注: 期待容量等算定諸元一覧のファイル名称について 期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧および応札時に提出した期 待容量等算定諸元一覧と区別できるよう、必ず部分退出後の期待容量等算定諸元 一覧のファイル名は「エリア\_部分退出\_電源等識別番号.xlsx」としてください。
  - 例) 東京\_部分退出\_0123456789. x1sx エリア 電源等識別番号

作成後、期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムに提出してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」 リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧 画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致 する電源等の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、リ ンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

注:過去に提出した期待容量等算定諸元一覧について 「期待容量情報詳細画面」で過去に提出した期待容量等算定諸元一覧は削除しな いでください。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「期待容量情報変更 申込画面」へ進みます。「期待容量情報登録申込画面」で「期待容量」および「変更 理由」に入力内容を入力後、「ファイル選択」ボタンをクリックし、期待容量等算定 諸元一覧をアップロードしたら、「確認」ボタンをクリックして「期待容量情報変更 申込確認画面」に進みます(図 2-52 参照)。

「期待容量情報変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤 りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を 修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻りま す。 仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タ ブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みま す。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボ タンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期 待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンを クリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一 覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」にて「申込情 報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第2章 実需給前に実施すべき業務 2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出

容易	市場システム			0747/881288/11/11 8/22 3-95:764688 7(7x-20)				
> 1	約容量情報変更申込画面							
<b>1</b>	112> 市政定計 > 第15四支用前規理	> 期间后来转转一型黑团 > 期间在来情報间接美型 > 期间在来外部发展中汕画图						
Ť.								
	期時容量重号	0000001883						
	春葉者コード	7/14						
	SWAMPHER .	◆美型0						
	****	000001841						
	容量を提供する電源等の圧分	<b>亚元党府</b>						
	電源等の名称	事業者(010),安定8						
	天然信千度	2014						
	[NEFB [u]	118.000						
	actively at local	in, w						
	同時最大党管理力保闭	118,000						
	エリア名	805						
6		平衡常常で入力してください。						
(1)	明48至[a] <sub>x</sub>	100688						
k	a Transmission in the st							
$(\mathbf{Z})$	CERMINERIUM X	5800						
Ŭ		全角または半角文字で入力してください。 「時につきな」 たたわ	本再始期は皮目いとが本再理上とももしてくがとい					
		BARBOCK,	変更俊期侍谷軍わよい変更理田を記入してくたさい	'o				
6	2 <b>7</b> 98			°				
J	x							

提出書類一覧	マッゴロ、ドナス送付フェノルを決想してノナナル。		
送付ファイル (jam)		期待容量等算定諸元一覧をアッ プロード後、「確認」ボタンを	997 997 997 997
登録清添付ファイル→	ファイル 選択 ファイルめ5選択されていません。	クリックしてください。	207
利 <u>給 Ho. </u> 添付フ 1 <u>東京</u> 2 東京			
			422

# 図 2-52「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ

No.	項目	入力内容
1	期待容量[k₩]	入力不要 (変更不可)
		※登録した期待容量が自動的に表示されます
2	変更後期待容量[kW]	市場退出表明後の期待容量を半角数字で入力
3	変更理由	「部分退出したため」と記入

表 2-14 「期待容量情報変更申込画面」での入力項目

#### 2.6.2 市場退出の再表明

本項では、市場からの退出の再表明について説明します(図 2-53 参照)。市場からの 退出表明完了後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合、市場からの退出 を再表明します。

#### 2.6.2.1 再表明依頼の確認

2.6.2.2 退出表明の再登録

2.6.	2 市場退出の再表明			
2	. 6. 2. 1	2	2. 6. 2. 2	_
	再表明依頼の確認	>	退出表明の再登録	

図 2-53 市場からの退出の再表明

#### 2.6.2.1 再表明依頼の確認

事業者が登録した退出表明に不備があった場合は、本機関より事業者へ退出再表明を 依頼する旨のメールが送付されます。

#### 2.6.2.2 退出表明の再登録

事業者が登録した退出表明に不備があった場合は、退出再表明を依頼する旨のメール の内容を確認し、容量市場システムから市場退出の再表明を行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「ペナルティ要素」から、「ペナルティ 要素情報管理」をクリックして、「ペナルティ要素情報一覧画面」へ進みます。

容量市場システム「ペナルティ要素情報一覧画面」にて、実需給年度および退出再表 明を依頼する旨のメールに記載されている「確認対象」項目のペナルティ要素管理番 号を入力し、「検索」ボタンをクリックします。

ペナルティ要素情報一覧にペナルティ対象となる電源等情報が表示されますので、 「ペナルティ要素管理番号」のリンクをクリックし、「ペナルティ要素情報詳細画 面」へ進みます。

「ペナルティ要素情報詳細画面」の「変更ボタン」をクリックし、「ペナルティ要素 情報変更画面」から、『2.6.1.1 退出表明の登録』にて入力した項目の変更およびその 変更理由を記入し、実行ボタンをクリックします。 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編第2章 実需給前に実施すべき業務2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出

容量市場システム		ログイン日時:3030/11/13 14:88 ユーザ名:1784巻画「ア(フェーズ3)
ペナルティ要素情報変更画面		
<ul> <li>TOP &gt; ペナルティ要素 &gt; ペナルティ要素(解釈管理 &gt; </li> </ul>	ペナルティ要素(解放一覧通直) > ペナルティ要素(解稿手経直面) > ペナルティ要素(解放変更直面)	
4603-32971212	<b>予示白PVWJ氏取/ノフノ ドム</b>	
契約単価[円/k#]	9,000	
容量確保契約容量[k#]	100,000	退出再表明を依頼する旨のメールの指
ペナルティ要素情報		摘内容を確認後、ペナルティ要素情報
ペナルティ要素内容 *	ペナルティ養奈的資を推定してください。 01:李熊舎都合による市場退出	
ペナルティ要素内容詳細	全角まだは本典文字で入力してください。 88888	を修正し、夫11 ホタンをクリックしま
退出区分 *	通出区分を確积してください。 ○全量退出 ●部分退出	す。
退出容量[k#] *	半角銀手で入力してください。	
	全角または主角文字で入力してくだえし。	
交叉項由		
戻δ		x;

図 2-54 「ペナルティ要素情報変更画面」の画面イメージ

# 第3章 実需給前のペナルティ対応

本章では、実需給前のペナルティ対応に関する以下の内容について、説明します(図 3-1参照)。

- 3.1 経済的ペナルティの算定・通知
- 3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知
- 3.3 請求書の受領
- 3.4 支払通知書の受領
- 3.5 経済的ペナルティの支払
- 3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応
- 3.7 経済的ペナルティの返金額の入金



図 3-1 第3章の構成

# 3.1 経済的ペナルティの算定・通知

本節では、経済的ペナルティの算定・通知について、以下の流れで説明します(図 3-2 参照)。

- 3.1.1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認
- 3.1.2 ペナルティ通知書の異議申立
- 3.1.3 再検討結果の通知の受領

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.1 経済的ペナルティの算定・通知



図 3-2 経済的ペナルティの算定・通知の詳細構成

# 3.1.1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認

本項では、ペナルティ要素に基づく算定額通知書(以下、ペナルティ通知書)を本機 関から受領した際の手続きについて説明します。(図 3-3 参照)

3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認



図 3-3 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認

#### 3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認

本機関が容量市場システムにてペナルティ通知書を発行後、事業者にペナルティ通知 書が発行された旨がメールにて送付されますので、ペナルティ通知書の内容を確認し てください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「ペナルティ要素」から、「ペナルティ 要素情報管理」をクリックして、「ペナルティ要素情報一覧画面」へ進みます。

容量市場システム「ペナルティ要素情報一覧画面」にて、実需給年度およびペナルティ要素に基づく算定額通知書発行の通知メールに記載されている「確認対象」項目の ペナルティ要素管理番号を入力し、「検索」ボタンをクリックします。 ペナルティ要素情報一覧にペナルティ対象となる電源等情報が表示されますので、 「ペナルティ要素管理番号」のリンクをクリックし、「ペナルティ要素情報詳細画 面」へ進みます。

「ペナルティ要素情報詳細画面」に登録されたペナルティ要素情報を確認のうえ、 「ペナルティ要素情報詳細画面」の「通知書 PDF 出力」ボタンをクリックし、ペナル ティ通知書の内容を確認してください(図 3-4、表 3-1 参照)。

容量市場システム		ログイン(日本):2020/11/2:1314( コーヤネ:1704相当: ア(フェーズ2)
> ペナルティ要素情報詳細画面		
102 > ペナルティ要素 > ペナルティ要素値投資電 > ペナル	ティ要素情報―版画画 > ペナルティ 要素特較可能調査で	
おおログトノルディな法に差ノト界を閉じり」18,000	البنار	
その他ペナルティ会素の有無 単		
その他ペナルティ要素に基づく算定額[円]		
その他ペナルティ要素内容		
変更理由 ペナルティ要素36	めため産業	
ペテルティ要素情報変更限歴一覧		
東新日時 • ペナルティ 表割 = 基ゴ • ペナ	「通知書 PDF 出力」ボタンをクリックす	分 ● 週出容量[#] ● ペナルティ変素に基 ● づく保護(1)
2020/11/12 18:27:21 18:050.000 年末 近日		出 55,000 5 種類類的のため
2020/11/12 12:44:25 単業 退出	ると、「ペナルティ通知書」が出力されま	24 BC,000
2020/11/11 16:44:47 事業 退生	7	(# <u>60,000</u>
	) o	
4		
		後要 通知書作 出力

図 3-4「ペナルティ要素情報詳細画面」の画面イメージ

No.	記載項目	記載内容
1	発行日	本機関が当ペナルティ通知書を発行した日付
2	通知書番号	ペナルティ通知書の管理番号
3	ペナルティ要素に基づく算定額	経済的ペナルティ要素に基づく算定額および
		その他ペナルティ要素に基づく算定額の合計
4	契約番号	容量市場システムに登録されている契約番号
5	実需給年度	実需給を実施する想定であった年度
6	事業者コード	各事業者に付与されている番号
7	参加登録申請者名	参加登録を申請した事業者の名称
8	容量を提供する電源等の区分	市場退出表明時に登録された容量を提供する
		電源等の区分
9	電源等識別番号	市場退出表明時に登録された電源等識別番号
10	電源等の名称	市場退出表明時に登録された電源等の名称
11	契約単価[円/kW]	市場退出表明時に登録された契約単価[円/kW]
12	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約容量[kW]
13	ペナルティ要素管理番号	ペナルティ要素情報の管理番号
14	ペナルティ要素内容	「事業者都合による市場退出」など経済的ペナ
		ルティの発生理由
15	ペナルティ要素内容詳細	上記経済的ペナルティの発生理由の詳細
16	退出区分	全量退出、部分退出、退出なし何れかの退出区
		分
17	退出容量[kW]	市場退出表明時に登録した退出容量
18	ペナルティ要素に基づく係数	ペナルティ要素内容に応じた経済的ペナルテ
	[%]	ィ算出の割合
19	ペナルティ要素に基づく係数の	上記係数に至った根拠
	算定根拠	
20	経済的ペナルティ要素に基づく	上記ペナルティ要素によって算定された経済
	算定額 [円]	的ペナルティの金額
21	その他ペナルティ要素の有無	経済的ペナルティ以外のペナルティが存在す
		るか
22	その他ペナルティ要素に基づく	上記ペナルティが存在する場合の算定金額
	算定額 [円]	
23	その他ペナルティ要素内容	経済的ペナルティ以外のペナルティの内容

表 3-1 ペナルティ通知書の記載項目
#### 3.1.2 ペナルティ通知書の異議申立

本項では、本機関から送付されたペナルティ通知書の内容に対する異議申立について 説明します(図 3-5 参照)。

3.1.2.1 異議申立メールの送付

3.1.2	ペナルティ通知書の異議申立
	3 1 2 1
	異議申立メールの送付

図 3-5 ペナルティ通知書の異議申立

#### 3.1.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から送付されたペナルティ通知書に対して、ペナルティ通知書発行 通知受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能 です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所 定の宛先に送信してください(表 3-2 参照)。

注:異議申立期限について

例えば、4/1(水)に通知メールを受領した場合、4/7(火)23:59 までに異議申立 メールを本機関に送信する必要があります。

メール項目	内容
То	XXXX@occto.or.jp (P)
CC	XXXX@occto.or.jp (P)
本文記載事項	・事業者コード
	・参加登録申請者名(事業者名称および担当者名称)
	・契約番号
	・電源等識別番号
	・電源等の名称
	・ペナルティ通知書番号
	・ペナルティ要素管理番号

表 3-2 異議申立メール記載事項

メール項目	内容	
	・異議申立の内容	

# 3.1.3 再検討結果の通知の受領

本項では、異議申立に対する再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します(図 3-6 参照)。



図 3-6 再検討結果の通知の受領

#### 3.1.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しま すので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果によりペナルティ通知書が再発行される場合があります。再発行され たペナルティ通知書の確認方法は『3.1.1.1ペナルティ通知書内容の確認』を参照し てください。

注:異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて 異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑 メールとして判定されないよう受信設定してください。 メールアドレス:XXX@occto.or.jp (P)

## 3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知

本節では、経済的ペナルティの返金に係る算定・通知について以下の流れで説明します(図 3-7 参照)。

- 3.2.1 ペナルティ返金額通知書の確認
- 3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立
- 3.2.3 再検討結果の通知の受領



図 3-7 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知の詳細構成

#### 3.2.1 ペナルティ返金額通知書の確認

本項では、ペナルティ返金額通知書を本機関から受領した際の手続きについて説明します(図 3-8 参照)。

3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認



図 3-8 ペナルティ返金額通知書の確認

#### 3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認

経済的ペナルティの返金対象となる容量提供事業者に対して、本機関がペナルティ返 金額通知書を作成後、メールにて送付されます。

ペナルティ返金額通知書を受領後、以下記載項目を参照し、ペナルティ返金額通知書の内容を確認してください(表 3-3 参照)。

注:ペナルティ返金額通知書の送付メールアドレスについて ペナルティ返金額通知書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メール として判定されないよう受信設定してください。 メールアドレス:XXXQoccto.or.jp(P)

No.	記載項目	記載内容
1	発行日	本機関が当ペナルティ返金額通知書を発行し
		た日付
2	返金通知書番号	ペナルティ返金額通知書の管理番号
3	ペナルティ返金額[円]	本機関で算定した経済的ペナルティの返金額
4	返金区分	返金に至った経緯を以下の3パターンから記
		載
		①調達オークション非開催のため
		②調達オークションの約定価格がメインオー
		クションの約定価格を下回るため
		③調達オークションとメインオークションの
		約定価格の差額がメインオークション
		約定価格の 5%を下回るため
5	ペナルティ要素に基づく算定額	ペナルティ通知書に記載されている経済的ペ
		ナルティ額
6	メインオークション約定価格	メインオークションの約定価格
7	調達オークション約定価格	調達オークションが実施された場合の約定価
		格
8	退出容量[kW]	市場退出表明時に登録した退出容量
9	契約番号	容量市場システムに登録されている契約番号
10	実需給年度	実需給を実施する想定であった年度
11	事業者コード	各事業者に付与されている番号
12	参加登録申請者名	参加登録を申請した事業者の名称
13	容量を提供する電源等の区分	市場退出表明時に登録された容量を提供する
		電源等の区分
14	電源等識別番号	市場退出表明時に登録された電源等識別番号
15	電源等の名称	市場退出表明時に登録された電源等の名称
16	契約単価[円/kW]	市場退出表明時に登録された契約単価[円/kW]
17	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約容量[kW]
18	ペナルティ要素に基づく算定額	ペナルティ通知書に記載されている管理番号
	通知書番号	

表 3-3 ペナルティ返金額通知書の記載項目

## 3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立

本項では、本機関から送付されたペナルティ返金額通知書の内容に対する異議申立に ついて説明します(図 3-9 参照)。

3.2.2.1 異議申立メールの送付

3. 2. 2	ペナルティ返金額通知書の異議申	立
	3. 2. 2. 1	
	異議申立メールの送付	

図 3-9 ペナルティ返金額通知書の異議申立

#### 3.2.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から送付されたペナルティ返金額通知書に対して、ペナルティ返金 額通知書受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが 可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所 定の宛先に送信してください(表 3-4 参照)。

注:異議申立期限について

例えば、4/1(水)に通知メールを受領した場合、4/7(火)23:59 までに異議申立 メールを本機関に送信する必要があります。

メール項目	内容
То	XXXX@occto.or.jp (P)
CC	XXXX@occto.or.jp (P)
本文記載事項	・事業者コード
	<ul> <li>・参加登録申請者名(事業者名称および担当者名称)</li> </ul>
	・契約番号
	・電源等識別番号
	・電源等の名称
	・ペナルティ返金額通知書番号
	・異議申立の内容

表 3-4 異議申立メール記載事項

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知

#### 3.2.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します (図 3-10 参照)。

3.2.3.1 再検討結果の内容の確認

3. 2. 3	再検討結果の通知の受領
3	. 2. 3. 1
	再検討結果の内容の確 認

図 3-10 再検討結果の通知の受領

#### 3.2.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しま すので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果によりペナルティ返金額通知書が再発行される場合があります。再発 行されたペナルティ返金額通知書の確認方法は『3.2.1.1ペナルティ返金額通知書内 容の確認』を参照してください。

注:異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて 異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑 メールとして判定されないよう受信設定してください。 メールアドレス: XXXX@occto.or.jp (P) 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.3 請求書の受領

#### 3.3 請求書の受領

本節では、請求書の受領について以下の流れで説明します(図 3-11 参照)。

- 3.3.1 請求書の確認
- 3.3.2 請求書の異議申立
- 3.3.3 再検討結果の通知の受領



#### 図 3-11 請求書の受領の詳細構成

#### 3.3.1 請求書の確認

本項では、請求書を本機関から受領した際の手続きについて説明します(図 3-12 参照)。

3.3.1.1 請求書内容の確認



#### 3.3.1.1 請求書内容の確認

請求書は本機関作成後、メールにて送付されます。

請求書を受領後、以下記載項目を参照し、請求書の内容を確認してください(表 3-5 参照) 注:請求書の送付メールアドレスについて 請求書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されな いよう受信設定してください。 メールアドレス:XXX@occto.or.jp(P)

表 3-5 請求書の記載項目および参照先

No.	記載項目	記載内容
1	請求書宛名	請求書宛名(請求対象の事業者名および担当者
		名)
2	件名	「経済的ペナルティのご請求につきまして」に
		統一
3	事業者コード	事業者コード
4	管理 No.	当該請求書の管理番号
5	請求日	請求書の文書発行日
6	請求書発行者の名称	請求書発行者(広域機関)の名称
7	請求書発行者の住所	請求書発行者(広域機関)の住所
8	請求書発行者の連絡先	請求書発行者(広域機関)の電話番号およびメ
		ールアドレス
9	事業者登録番号	インボイス制度に基づく適格請求書発行事業
		者としての登録番号
10	請求金額	税込の請求金額の合計
11	振込期日(お支払期限)	当該請求書に係る支払期日
12	摘要	実需給年度、電源等名称、取引年月日(市場退
		出日)などの取引内容
13	対象容量 [kW]	取引別の経済的ペナルティの対象となる退出
		容量[kW]
14	単価 [円/kW]	取引別の 1kW あたりの単価 [円/kW]
15	税抜金額[円]	取引別の税抜金額
16	消費税額[円]	上記税抜金額に課される消費税額
17	小計[円]	上記税抜金額および消費税額の合計額
18	税区分別税込金額およびうち消	税区分別の税込金額および税区分別の税込金
	費税額	額に占める消費税額
19	振込口座情報	各事業者が振込を行う口座情報

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.3 請求書の受領

#### 3.3.2 請求書の異議申立

本項では、本機関から送付された請求書の内容に対する異議申立について説明します (図 3-13 参照)。

3.3.2.1 異議申立メールの送付

3. 3. 2	請求書の異議申立
	3. 3. 2. 1
	異議申立メールの送付

図 3-13 請求書の異議申立

#### 3.3.2.1 異議申立メールの送付

事業者は本機関から送付された請求書に対して、請求書受領日から5営業日以内であ れば、メールにより異議申立を実施することが可能です。 異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所

定の宛先に送信してください (表 3-6 参照)。

注:異議申立期限について

例えば、4/1(水)に通知メールを受領した場合、4/7(火)23:59 までに異議申立 メールを本機関に送信する必要があります。

メール項目	内容	
То	XXXX@occto.or.jp (P)	
CC	XXXX@occto.or.jp (P)	
本文記載事項	・事業者コード	
	・参加登録申請者名(事業者名称および担当者名称)	
	・契約番号	
	・電源等識別番号	
	・電源等の名称	
	・請求書番号	
	・異議申立の内容	

表 3-6 異議申立メール記載事項

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.3 請求書の受領

#### 3.3.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します (図 3-14 参照)。

3.3.3.1 再検討結果の内容の確認

3. 3. 3	再検討結果の通知の受領		
3. 3. 3. 1			
	再検討結果の内容の確 認		

図 3-14 再検討結果の通知の受領

#### 3.3.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しま すので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果により請求書が再発行される場合があります。再発行された請求書の 確認方法は『3.3.1.1 請求書内容の確認』を参照してください。

注:異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて 異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑 メールとして判定されないよう受信設定してください。 メールアドレス:XXX@occto.or.jp (P) 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.4 支払通知書の受領

#### 3.4 支払通知書の受領

本節では、支払通知書の受領について以下の流れで説明します(図 3-15 参照)。

- 3.4.1 支払通知書の確認
- 3.4.2 支払通知書の異議申立
- 3.4.3 再検討結果の通知の受領



図 3-15 支払通知書の受領の詳細構成

#### 3.4.1 支払通知書の確認

本項では、支払通知書を本機関から受領した際の手続きについて説明します(図 3-16 参照)。

3.4.1.1 支払通知書内容の確認



図 3-16 支払通知書の確認

3.4.1.1 支払通知書内容の確認

支払通知書は本機関作成後、メールにて送付されます。

支払通知書を受領後、以下記載項目を参照し、請求書の内容を確認してください (表 3-7 参照)。

注:支払通知書の送付メールアドレスについて 支払通知書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定さ れないよう受信設定してください。 メールアドレス:XXXX@occto.or.jp(P)

No.	記載項目	記載内容
1	支払通知書宛名	支払通知書宛名 (支払対象の事業者名および担
		当者名)
2	件名	「経済的ペナルティのご返金につきまして」に
		統一
3	事業者コード	事業者コード
4	管理 No.	当該支払通知書の管理番号
5	支払通知日	支払通知書の文書発行日
6	支払通知書発行者の名称	支払通知書発行者(広域機関)の名称
7	支払通知書発行者の住所	支払通知書発行者(広域機関)の住所
8	支払通知書発行者の連絡先	支払通知書発行者(広域機関)の電話番号およ
		びメールアドレス
9	ご返金額	税込の返金額の合計
10	返金日	税込の返金額の振込日
11	摘要	実需給年度、電源等名称などの取引内容
12	対象容量 [kW]	取引別の経済的ペナルティの返金対象となる
		退出容量[kW]
13	単価 [円/kW]	取引別の 1kW あたりの単価 [円/kW]
14	税抜返金額[円]	取引別の税抜返金額
15	消費税額[円]	上記税抜金額に課される消費税額
16	小計[円]	上記税抜金額と消費税額の合計額
17	税抜返金額、消費税額、小計の合	税抜支払金額合計、税抜金額に課される消費税
	計	額合計、税込支払金額合計
18	振込口座情報	広域機関が振込を行う事業者の口座情報

# 表 3-7 支払通知書の記載項目および参照先

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.4 支払通知書の受領

#### 3.4.2 支払通知書の異議申立

本項では、本機関から送付された支払通知書の内容に対する異議申立について説明します(図 3-17 参照)。

3.4.2.1 異議申立メールの送付

3. 4. 2	支払通知書の異議申立
	3. 4. 2. 1
	異議申立メールの送付

図 3-17 支払通知書の異議申立

## 3.4.2.1 異議申立メールの送付

事業者は本機関から送付された支払通知書に対して、支払通知書受領日から5営業日 以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。 異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所 定の宛先に送信してください (表 3-8 参照)。

注:異議申立期限について

例えば、4/1(水)に通知メールを受領した場合、4/7 (火)23:59 までに異議申立 メールを本機関に送信する必要があります。

メール項目	内容
То	XXXX@occto.or.jp (P)
CC	XXXX@occto.or.jp (P)
添付ファイル	受領した支払通知書
本文記載事項	・事業者コード
	・参加登録申請者名(事業者名称および担当者名称)
	・契約番号
	・電源等識別番号
	・電源等の名称
	・支払通知書番号
	・異議申立の内容

表 3-8 異議申立メール記載事項

#### 3.4.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します (図 3-18 参照)。

3.4.3.1 再検討結果の内容の確認

3. 4. 3	再検討結果の通知の受領
8	3. 4. 3. 1
	再検討結果の内容の確 認

図 3-18 再検討結果の通知の受領

#### 3.4.3.1 **再検討結果の内容の確認**

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しま すので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果により支払通知書が再発行される場合があります。再発行された支払 通知書の確認方法は『3.4.1.1支払通知書内容の確認』を参照してください。

注: 異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑 メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス: XXXX@occto.or.jp (P)

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.5 経済的ペナルティの支払

## 3.5 経済的ペナルティの支払

本節では、本機関への経済的ペナルティの支払について以下の流れで説明します(図 3-19参照)。

3.5.1 指定口座への振込



図 3-19 経済的ペナルティの支払の詳細構成

## 3.5.1 指定口座への振込

本項では、本機関が指定する銀行口座への振込手続きについて説明します(図 3-20 参照)。

3.5.1.1 指定口座への振込



図 3-20 指定口座への振込

3.5.1.1 指定口座への振込

事業者は、請求書記載内容を基に支払期限日までに指定された銀行口座へ請求金額の 振込を行ってください。

## 3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応

本節では、経済的ペナルティの督促に対する対応について以下の流れで説明します (図 3-21 参照)。

- 3.6.1 電話連絡の受領
- 3.6.2 督促状の受領
- 3.6.3 内容証明郵便の受領



図 3-21 経済的ペナルティの督促に対する対応の詳細構成

## 3.6.1 電話連絡の受領

本機関より請求されている経済的ペナルティに関して支払期日が超過している場合、 本機関から督促の電話連絡をいたします。本項では、督促の電話連絡を受領した際の 対応について説明します(図 3-22 参照)。

3.6.1.1 本機関への支払確認

3.6.1.2 確認結果および対応策の報告



図 3-22 電話連絡の受領

#### 3.6.1.1 本機関への支払確認

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から督促の電 話連絡を受領した場合は、本機関への振込を行っているかを確認してください。 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応

#### 3.6.1.2 確認結果および対応策の報告

振込状況を確認した結果、本機関への振込を実施している場合は、振込実施済みの旨 を電話またはメールで連絡してください。

また、本機関への振込が未了の場合は、本機関へその旨などを電話またはメールで連 絡してください。

連絡方法	項目	連絡先
電話	電話番号	XXX-XXXX-XXXX (P)
メール	То	XXXX@occto.or.jp (P)
	CC	XXXX@occto.or.jp (P)

表 3-9 支払確認結果の連絡先

#### 3.6.2 督促状の受領

督促の電話連絡を受領したにもかかわらず、振込が完了していない事業者には本機関 から督促状が送付されます。本項では、本機関から督促状を受領した際の対応につい て説明します(図 3-23 参照)。

3.6.2.1 対応策の報告



#### 3.6.2.1 対応策の報告

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から督促状を 受領した際、督促状の内容を確認したうえで対応策を策定し、本機関へその内容を電 話にて連絡してください。

#### 3.6.3 内容証明郵便の受領

督促状を受領したにもかかわらず、振込が完了していない事業者には本機関から内容 証明郵便が送付されます。本項では、本機関から内容証明郵便を受領した際の対応に ついて説明します(図 3-24 参照)。

3.6.3.1 対応策の報告

3.6.3	内容証明郵便の受領
8	3. 6. 3. 1
	対応策の報告

図 3-24 内容証明郵便の受領

#### 3.6.3.1 対応策の報告

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から内容証明 郵便を受領した際、内容文書の内容を確認したうえで対応策を策定し、広域機関へそ の内容を電話にて連絡してください。 電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.7 経済的ペナルティの返金額の入金

### 3.7 経済的ペナルティの返金額の入金

本節では、広域機関からの経済的ペナルティの返金額の入金について以下の流れで説 明します(図 3-25 参照)。

- 3.7.1 入金額の確認
- 3.7.2 入金額の異議申立
- 3.7.3 再検討結果の通知の受領



図 3-25 経済的ペナルティの返金額の入金の詳細構成

#### 3.7.1 入金額の確認

本項では、本機関から振り込まれた入金額の確認について説明します(図 3-26 参 照)。



図 3-26 入金額の確認

#### 3.7.1.1 振込金額の確認

事前に送付されている支払通知書に記載の返金額および本機関からの入金額が一致しているかを確認してください。

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.7 経済的ペナルティの返金額の入金

#### 3.7.2 入金額の異議申立

本項では、本機関から振り込まれた入金額に対する異議申立について説明します(図 3-27参照)。

3.7.2.1 異議申立メールの送付

3. 7. 2	入金額の異議申立
	3. 7. 2. 1
	異議申立メールの送付

図 3-27 入金額の異議申立

#### 3.7.2.1 異議申立メールの送付

定の宛先に送信してください (表 3-10 参照)。

事業者は、本機関から振り込まれた入金額に対して、入金日から5営業日以内であれ ば、メールにより異議申立を実施することが可能です。 異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所

注:異議申立期限について

例えば、4/1(水)が振込日の場合、4/7 (火) 23:59 までに異議申立メールを本機 関に送信する必要があります。

メール項目	内容
То	XXXX@occto.or.jp (P)
CC	XXXX@occto.or.jp (P)
本文記載事項	・事業者コード
	・参加登録申請者名(事業者名称および担当者名称)
	・契約番号
	・電源等識別番号
	・電源等の名称
	・支払通知書番号
	・異議申立の内容

表 3-10 異議申立メール記載項目

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編 第3章 実需給前のペナルティ対応 3.7 経済的ペナルティの返金額の入金

#### 3.7.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します (図 3-28 参照)。

3.7.3.1 再検討結果の内容の確認



図 3-28 再検討結果の通知の受領

#### 3.7.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、事業者に対して異議申立の検討 結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

注:異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて 異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑 メールとして判定されないよう受信設定してください。 メールアドレス: XXXX@occto.or.jp (P)

# Appendix.1 図表一覧

図 1-1 実需給前の市場退出に関連するスケジュール (P)4
図 1-2 本業務マニュアルの構成(第1章除く)6
図 2-1 第2章の構成11
図 2-2 余力活用契約の締結(容量提供事業者)の詳細構成12
図 2-3 余力活用契約の締結手続き12
図 2-4 余力活用契約の締結状況の報告依頼13
図 2-5 余力活用契約締結済の登録(余力活用契約書の提出)14
図 2-6「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ16
図 2-7 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領17
図 2-8 電源等情報の調整機能「無」への変更申込18
図 2-9「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ
図 2-10「電源等詳細情報編集画面」電源等情報(詳細情報)の登録の画面イメージ
図 2-11「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ
図 2-12 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領 23
図 2-13 余力活用契約の締結(差替先電源等提供者)の詳細構成25
図 2-14 余力活用契約の締結手続き25
図 2-15 余力活用契約の締結状況の報告依頼の受領
図 2-16 余力活用契約締結済の登録(余力活用契約書の提出)27
図 2-17 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領
図 2-18 電源等情報の調整機能「無」への変更申込
図 2-19 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領 28
図 2-20 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領
図 2-21 電源等情報の追加登録(容量提供事業者)の詳細構成 30
図 2-22 未提出の電源等情報の提出要請の受領 30
図 2-23 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込 31
図 2-24「電源情報変更申込画面」 安定電源の電源等情報の変更の画面イメージ.34
図 2-25「電源等詳細情報編集画面」 安定電源の電源等情報(詳細情報)の登録の画面
イメージ
図 2-26 電源の起動時間のイメージ 37
図 2-27「電源情報変更申込画面」 変動電源(単独)の電源等情報の変更の画面イメー
ジ

図 2-28「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 変動電源(単独)の電源等情報の
変更の画面イメージ 38
図 2-29「電源等詳細情報編集画面」 変動電源(単独)の電源等情報(詳細情報)の登
録の画面イメージ 40
図 2-30「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 変動電源(アグリゲート)の電源
等情報の変更の画面イメージ 41
図 2-31「電源情報変更申込画面」 変動電源(アグリゲート)の電源等情報の変更の画
面イメージ 42
図 2-32 変動電源(アグリゲート)の小規模変動電源リストの内訳情報を 記載したリ
スト (EXCEL ファイル) のイメージ
図 2-33 追加登録に係る審査結果の受領(合格) 45
図 2-34 追加登録に係る審査結果の受領(不合格)46
図 2-35 未提出の電源等情報の提出再要請の受領46
図 2-36 電源等情報の追加登録(差替先電源等提供者)の詳細構成 47
図 2-37 未提出の電源等情報の提出要請の受領 47
図 2-38 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込48
図 2-39 追加登録に係る審査結果の受領(合格) 48
図 2-40 追加登録に係る審査結果の受領(不合格)49
図 2-41 未提出の電源等情報の提出再要請の受領 49
図 2-42 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領49
図 2-43 FIT 法適用の電源の市場退出の詳細構成 51
図 2-44 FIT 電源に係る問い合わせの受領 51
図 2-45 FIT 電源の異議申立 52
図 2-46「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ
図 2-47 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領(合格) 57
図 2-48 FIT 電源の異議申立に係る審査結果の受領(不合格) 57
図 2-49 事業者の退出表明に基づく市場退出の詳細構成 59
図 2-50 市場退出の表明 59
図 2-51「ペナルティ要素情報登録画面」の画面イメージ62
図 2-52「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ65
図 2-53 市場からの退出の再表明
図 2-54 「ペナルティ要素情報変更画面」の画面イメージ67
図 3-1 第3章の構成
図 3-2 経済的ペナルティの算定・通知の詳細構成 69
図 3-3 ペナルティ通知書の確認 69

汊	3-4「ペナルティ要素情報詳細画面」の画面イメージ 70
义	3-5 ペナルティ通知書の異議申立 72
义	3-6 再検討結果通知の受領 73
汊	3-7 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知の詳細構成74
义	3-8 ペナルティ返金額通知書内容の受領74
义	3-9 ペナルティ返金額通知書の異議申立 77
义	3-10 再検討結果の通知の受領 78
义	3-11 請求書の受領の詳細構成 79
义	3-12 請求書の確認
义	3-13 請求書の異議申立 81
义	3-14 再検討結果の通知の受領 82
义	3-15 支払通知書の受領の詳細構成 83
义	3-16 支払通知書の確認 83
义	3-17 支払通知書の異議申立 85
义	3-18 再検討結果の通知の受領 86
义	3-19 経済的ペナルティの支払の詳細構成 87
义	3-20 指定口座への振込 87
义	3-21 経済的ペナルティの督促に対する対応の詳細構成 88
义	3-22 電話連絡の受領 88
义	3-23 督促状の受領 89
义	3-24 内容証明郵便の受領 90
义	3-25 経済的ペナルティの返金額の入金の詳細構成 91
义	3-26 入金額の確認
义	3-27 入金額の異議申立 92
义	3-28 再検討結果の通知の受領 93
表	1-1 実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等6
表	1-2 市場退出事由の一覧7
表	2-1 余力活用契約を締結しない合理的な理由(やむを得ない理由) があると認め
	られる例 13
表	2-2「電源等情報変更申込画面」での入力項目(余力活用契約の提出)16
表	2-3「電源等情報変更申込画面」での入力項目(調整機能「無」への変更) 22
表	2-4 「電源等情報変更申込画面」 安定電源の電源等情報(基本情報)の登録での入
	力項目(電源等情報の追加登録)35
表	2-5 「電源等詳細情報編集画面」 安定電源の電源等情報(詳細情報)の登録の入力
	項目一覧(電源等情報の追加登録)37

表	2-6「電源等情報変更申込画面」 変動電源(単独)の電源等情報(基本情報)の登
	録での入力項目 (電源等情報の追加登録)39
表	2-7「電源等詳細情報編集画面」 変動電源(単独)の電源等情報(詳細情報)の登
	録の入力項目一覧 (電源等情報の追加登録)40
表	2-8「電源等情報変更申込画面」 変動電源(アグリゲート)の電源等情報(基本情
	報)の登録での入力項目 (電源等情報の追加登録)42
表	2-9 変動電源(アグリゲート)小規模変動電源リストの内訳情報の項目一覧 43
表	2-10 電源等情報:変動電源(アグリゲート) 小規模変動電源リストの内訳情報の
表	2-11「電源等情報変更申込画面」での入力項目(FIT 電源の異議申立) 56
表	2-12 市場退出に伴う差替元電源としての提出書類について 60
表	2-13 ペナルティ要素情報登録画面での入力項目62
表	2-14 「期待容量情報変更申込画面」での入力項目65
表	3-1 ペナルティ通知書の記載項目 71
表	3-2 異議申立メール記載事項 72
表	3-3 ペナルティ返金額通知書の記載項目 76
表	3-4 異議申立メール記載事項 77
表	3-5 請求書の記載項目および参照先 80
表	3-6 異議申立メール記載事項 81
表	3-7 支払通知書の記載項目および参照先 84
表	3-8 異議申立メール記載事項 85
表	3-9 支払確認結果の連絡先 89
表	3-10 異議申立メール記載項目 92

# Appendix.2 様式一覧

様式1	ペナルティ要素に基づく算定額通知書
様式2	ペナルティ返金額通知書
様式3	請求書

様式4 支払通知書

#### ペナルティ要素に基づく算定額通知書

発行日: 2020年11月16日 通知書番号: 0000000401-001

#### ペナルティ要素に基づく算定額通知書

電力広域的運営推進機関

1. ペナルティ要素に基づく算定額	
ペナルティ要素に基づく算定額[円]	6,742,500

- ※ペナルティ要素に基づく算定額は、税抜額です。 ※ペナルティ要素に基づく算定額に異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

2. 契約情報詳細

様式1

契約番号	000000046
実需給年度	2034
事業者コード	7Y04
参加登録申請者名	事業者D
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等識別番号	0000001632
電源等の名称	事業者D000_安定1 2
契約単価[円/kW]	9, 300
容量確保契約容量[kW]	50, 000

(1/2)

発行日: 2020年11月16日 通知書番号: 000000401-001

3. ペナルティ要素詳細	
ペナルティ要素管理番号	000000401
ペナルティ要素内容	FIT適用による市場退出
ペナルティ要素内容詳細	○○のため部分退出とします
退出区分	部分退出
退出容量[kW]	25,000
ペナルティ要素に基づく係数[%]	5
ペナルティ要素に基づく係数の算定根拠	期限前のため
経済的ペナルティ要素に基づく算定額[円]	6, 742, 500
その他ペナルティ要素の有無	無
その他ペナルティ要素に基づく算定額[円]	
その他ペナルティ要素内容	

(2/2)

#### 様式 2 ペナルティ返金額通知書

発行日: yyyy年MM月dd日 返金通知書番号: xxxxxxxxxx-xxx

#### ペナルティ返金額通知書

電力広域的運営推進機関

1. ペナルティ返金額

ペナルティ返金額[円]	XXXXXXX

※ペナルティ返金額は、税抜額です。※ペナルティ返金額に異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

#### 2. ペナルティ返金額情報

返金区分	XXXXXXX
ペナルティ要素に基づく算定額	XXXXXXX
メインオークション約定価格	XXXXXXX
調達オークション約定価格	XXXXXXX
退出容量[kW]	XXXXXXX

#### 3. 契約情報およびペナルティ情報詳細

契約番号	XXXXXXX
実需給年度	XXXXXXX
事業者コード	XXXXXXX
参加登録申請者名	XXXXXXX
容量を提供する電源等の区分	XXXXXXX
電源等識別番号	XXXXXXX
電源等の名称	XXXXXXX
契約単価[円/kW]	XXXXXXX
容量確保契約容量[kW]	XXXXXXX
ペナルティ要素に基づく算定額通知書番号	XXXXXXX

様式3 請求書

<u>請求書</u>

××株式会社 御中

ご担当: 00 00 様

件名: 経済的ペナルティのご請求につきまして 下記のとおり、ご請求申し上げます。 
 事業者コード
 XXXXX

 管理No.
 XXXXX

 請求日
 2020年11月23日

電力広域的運営推進機関

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

問い合わせ先:企画部 TEL: 03-6632-0902 E-Mail: ×××@occto.or.jp 事業者登録番号:T1234567890123

請求金額     ¥0     (税込)     お支払期限:     2020年12月23日					12月23日		
No.		摘要	対象容量 (kW)	単価 (円/kW)	税抜金額 (円)	消費税額 (円)	小計 (円)
1							
3							
※は軽減税率対象項目							
						税込金額	うち消費税
					A =1 A 95	VO	VO

		170x 112 UK	22/13200
스타	合計金額	¥0	¥0
Pai	8%対象	¥0	¥0
	10%対象	¥0	¥0

お振込先は以下のとおりです。 銀行名 ○○銀行 △△支店 預金種別 当座 □座番号 0123456 □座名義 サンプル (カ お振込みの際の手数料につきましては、事業者様にてご負担願います。 領収書は、弊機関では発行致しません。 様式4 支払通知書

#### 支払通知書

××株式会社 御中

ご担当: 00 00 様

件名: 経済的ペナルティのご返金につきまして 下記のとおり、ご返金致します。 事業者コード XXXXX

管理No. XXXXX支払通知日 2020年11月23日

電力広域的運営推進機関

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

問い合わせ先:企画部 TEL: 03-6632-0902 E-Mail: ×××@occto.or.jp

ご返	金額 ¥0	<mark>(税</mark> 込)				返金日 <b>2020</b>	年12月23日
No.	摘要		対象容量 ( k W )	単価 (円/kW)	金額 (円)	消費税額 (円)	小計 (円)
1							
2							
3							
				•	•		·
				合計	¥0	¥O	¥0

以下口座に振込み致します。				
銀行名	00銀行	△△支店		
預金種別	当座			
口座番号	0123456			
口座名義	サンプル (ナ	h		

# Appendix.3 業務手順全体図


























別紙2

# 容量市場

# 業務マニュアル

# 電源等差替 編

(対象実需給年度:2024年度)

## 2021年2月10日 第1版 発行

電力広域的運営推進機関

# (変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	_	2021年2月10日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに
1.1	本業務マニュアルの構成7
1.2	電源等差替が可能な電源等7
第2章	差替掲示板への掲載9
2.1	差替掲示板情報の登録手続き9
2.2	差替掲示板情報の変更手続き 26
2.3	差替掲示板情報の取消手続き 29
第3章	電源等差替 35
3.1	電源等差替情報の登録手続き35
3.2	電源等差替情報の変更手続き 57
3.3	電源等差替情報の取消手続き 59
Appendix	x.1 差替容量等算定諸元一覧 67
Appendix	x.2 図表一覧
Appendix	x.3 電源等差替に関連する用語一覧 70
Appendix	x.4 業務手順全体図

## 第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 電源等差替編(以下、本業務マニュアル)は、電力広域的 運営推進機関(以下、本機関)の業務規程(第32条の5)に基づき作成された文書で す。

本業務マニュアルは容量市場に参加する事業者が実施する手続きの内、電源等差替に 必要な手続きや容量市場システム<sup>1</sup>の操作方法<sup>2</sup>が記載されています。



図 1-1 電源等差替の申込可能期間

安定電源・変動電源(単独)・変動電源(アグリゲート)の電源等差替の申込可能期 間は、容量確保契約の結果の公表後から実需給年度の2月上旬までとなります。発動 指令電源の電源等差替の申込可能期間は、実効性テストの実施による期待容量の確定 後から実需給年度末までです。なお、容量を提供する電源等の区分に関わりなく、実 需給年度 2024 年度における電源等差替の最終登録申込は 2025 年 2 月 10 日まで受け 付けます。

注:差替の審査を実施しない期間について

以下の期間は、電源等差替情報の登録手続き、変更手続きおよび取消手続きに係 る審査を実施いたしませんのでご留意ください。ただし、電源等差替情報の登録 申込の受付は行っています。

・容量停止計画の調整の実施期間

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 容量市場システムは、容量市場における容量オークション(メインオークション、追加オークション(調達またはリリースオークシ ョン)) への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備え た情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。 <sup>2</sup> 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアル を参照してください。

・追加オークションの応札受付開始~約定結果の公表まで

電源等差替の登録手続きは、差替掲示板情報の登録手続きおよび電源等差替情報の登録手続きで構成されます。

差替掲示板への掲載申込(差替掲示板情報の登録手続き)は差替先電源等提供者が行います。また、電源等差替情報の登録申込(電源等差替情報の登録手続き)は差替元 電源等提供者が行います。



図 1-2 電源等差替の登録手続き

差替元電源等提供者は電源等差替情報の登録手続きを行う前に、差替掲示板に掲載されている差替先電源等の情報を閲覧し、差替先電源等提供者を探し、双方で電源等差 替を実施することに合意している必要があります。

電源等差替情報の登録手続きが完了後、電源等差替を開始することが可能となりま す。

注:差替掲示板の最新情報の取得について

差替掲示板に掲載されている差替先差替可能容量などの情報は、既に他の差替元 電源等提供者との差替契約が成立しているなどの理由により最新の情報でない可 能性があるため、最新の情報については、個別に差替先電源等提供者にお問い合 わせください。

差替掲示板への掲載の具体的な手続きに関しては第2章、電源等差替の具体的な手続きに関しては第3章に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1~1.2もご確認ください。

1.1 本業務マニュアルの構成

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 電源等差替 編 第1章 はじめに

1.2 電源等差替が可能な電源等

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 電源等差替 編 第1章 はじめに

#### 1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです(図 1-3 参照)。



図 1-3 本業務マニュアルの構成(第1章除く)

<u>差替掲示板情報を差替掲示板に掲載希望する事業者は第2章をご覧ください。また、</u> <u>電源等差替の具体的な手続きに関しては第3章をご覧ください。</u> <u>なお、差替掲示板への掲載申込および電源等差替の登録申込は実需給年度ごとに行う</u> 必要があります。

#### 1.2 電源等差替が可能な電源等

電源等差替が可能な電源等に係る要件は以下となります。

- ・差替先電源等の要件
  - ・対象実需給年度の容量オークションにおいて応札したものの、非落札となった
     電源等

・対象実需給年度の容量オークションにおいて落札し、広域機関と容量確保契約
 を締結しており、且つ既に他の電源等差替の契約(以下、差替契約)を差替元電
 源等として締結している電源等(以下、元差替元電源)

 ・対象実需給年度の容量オークションに応札していないが、新設電源など、容量 オークションに応札していないことにやむを得ない事情のある電源等

・実効性テストを完了し期待容量が確定している電源(発動指令電源のみ)

※差替先電源等が電源等差替を実施できる差替元電源等は10件までとなりま

す。差替先電源等(元差替元電源等)に容量確保契約容量があり、且つ差替元差 替可能容量を有する場合、登録できる差替元電源等は9件までとなります。

※差替先差替可能容量が1kW以上である必要があります。

※電源等情報登録時に、一部、書類の未提出や項目の未入力のある電源は、各書 類や項目の提出期限までに登録を完了してください。 ※元差替元電源の差替は、差替元電源等と差替先電源等の合計が10件までとなります。

・差替元電源等の要件

・対象実需給年度の容量オークションで落札し、容量確保契約を締結している電
 源等

※差替元電源等が登録できる差替先電源等の最大件数は10件までとなります。 差替元電源等が部分差替(容量確保契約容量の一部容量を差替えること)をして いる場合、登録できる差替先電源等は9件までとなります。

※差替元差替可能容量が1kW以上である必要があります(全量をリリースオークションでリリースまたは市場退出している場合は、差替元電源等になれません)。

※電源等情報登録時に、一部、書類の未提出や項目の未入力のある電源は、各書 類や項目の提出期限までに登録を完了してください。

注1:差替契約の解約時について 差替契約を解約した際または解約することを事業者間で合意した際は、差替元 電源提供者が本機関へ遅滞なく連絡するようにしてください。

注2:差替先電源等の要件が崩れた場合の解約について

市場退出などにより差替先電源等の要件が崩れた場合、その前提に基づいて成 立している差替契約が解約となる可能性がありますので、ご留意ください(具 体例を参照)。

具体例)差替元電源等として締結している差替契約(①)と元差替元電源の差 替先電源等として締結している差替契約(②)がある場合

上記のような例では、差替元電源等として締結している①の差替契約が解約されることにより、元差替元電源でなくなるため、元差替元電源として締結している②の差替契約の前提が崩れます。このような場合、②の差替契約を解約される可能性があります。

## 第2章 差替掲示板への掲載

本章では、差替掲示板への掲載に関する以下の内容について説明します(図 2-1 参 照)。

- 2.1 差替掲示板情報の登録手続き
- 2.2 差替掲示板情報の変更手続き
- 2.3 差替掲示板情報の取消手続き



図 2-1 第2章の構成

注:差替掲示板への掲載期間について 差替掲示板への掲載期間は、1か月以上である必要があります。

### 2.1 差替掲示板情報の登録手続き

本節では、差替掲示板情報の登録手続きについて以下の流れで説明します(図 2-2 参照)。

- 2.1.1 差替掲示板情報の登録申込
- 2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(合格)
- 2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)



図 2-2 差替掲示板情報の登録手続きの詳細構成

注:差替掲示板への掲載の登録の前に実施すべき手続きについて 差替掲示板への掲載の登録に先立ち、電源等情報の登録および期待容量の登録ま たは変更が完了している必要があります。電源等情報の登録が完了していない事 業者は「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」の第3章に 従って登録を完了させてください。また、期待容量の登録または変更が必要な電 源等(安定自家発<sup>3</sup>、設備更新に伴う増出力等のある安定電源および変動電源) は、「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」の第4章に従 って期待容量の登録または変更を完了させてください。

## 2.1.1 差替掲示板情報の登録申込

本項では、差替掲示板情報の登録申込について説明します(図 2-3 参照)。

## 2.1.1.1 事前準備

2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力



図 2-3 差替掲示板情報の登録申込

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供可能な安定電源

#### 2.1.1.1 事前準備

#### 差替容量等算定諸元一覧の作成

差替容量等算定諸元一覧は本機関のホームページの容量市場のページ<sup>4</sup>よりダウンロー ドの上、必要な項目を入力して作成します。

差替先差替可能容量は、差替容量等算定諸元一覧に必要な項目を入力することで、自動算出されます。ここで、差替掲示板への掲載の登録申込時には、差替先差替可能容量が1kW以上となっている必要があります。差替容量等算定諸元一覧の作成単位は、 電源等情報の登録時の単位と同様です(表 2-1 参照)。

作成した差替容量等算定諸元一覧のファイル名は「差替容量\_事業者名\_対象実需給年 度\_電源等識別番号.xlsx」としてください。また、差替容量等算定諸元一覧を更新し た場合のファイル名は「差替容量\_事業者名\_対象実需給年度\_電源等識別番号\_更新回 数.xlsx」としてください。

例) 初回作成の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2024\_0123456789, x1sx 対象実需給年度電源等識別番号

1回目の更新の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2024\_0123456789\_R1.xlsx

2回目の更新の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2024\_0123456789\_R2. x1sx

表 2-1 電源等区分ご	との差替容量等算定諸元一覧の作成単位

電源等区分	差替容量等算定諸元一覧の作成単位
安定電源	1計量器ごと
変動電源(単独)	1計量器ごと
変動電源(アグリゲート)	小規模変動電源リストごと
発動指令電源	電源等リストごと

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html

表 2-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目

差替先電源等 •	差替揭示板~	への掲載用)
----------	--------	--------

No.	項目	留意点
1	提出目的	「差替掲示板への掲載」を選択
2	申請区分	「差替先電源等」を選択
		「2024 年度向け容量オークションで応札した結
		果、非落札」、「2024 年度向け容量オークション
0	山詰亜仲 (芝林生の7)諸切)	時点で、新設電源等やむを得ない理由により、容
3	甲硝安件(左骨九のみ速状)	量オークションに不参加」または「2024 年度向
		け容量オークションで応札した結果、落札した
		元差替元電源」から選択
4	差替要件(差替元のみ選択)	選択不要
6	参加戏码由建艺权	容量市場システムに登録した参加登録申請者名
0	<i>参加亞</i> 國中胡石石	を入力
6	   東光 学っ ド	容量市場システムに登録した事業者コードを入
0	● 尹未日 ユート	カ
	電酒卒の夕我/小坦措亦動電酒]]	容量市場システムの電源等情報(基本情報)に登
$\bigcirc$	电振寺の名称/小焼侯変動电源リ スト名/電源等リスト名	録した電源等の名称/小規模変動電源リスト名
		または電源等リスト名を入力
		容量市場システムの「電源等情報一覧画面」の
8	電源等識別番号	「電源等情報一覧」に表示される電源等識別番
		号を入力
0		差替掲示板に電源等差替を希望する実需給年度
	· 对 豕 天 而 柏 干 反	を入力
10	☆ 島を 提供 する 雪 酒 笙 の 反 分	容量市場システムの電源等情報(基本情報)に登
10	存重でに広りる电泳寺の区方	録した容量を提供する電源等の区分を入力
	発電方式の区分	容量市場システムの電源等情報(詳細情報)に登
<u></u>		録した発電方式の区分を入力
(12)	エリアタ	容量市場システムの電源等情報(基本情報)に登
		録したエリア名を入力
	(今回の差替に係る差替相手の	
13	情報)電源等の名称/小規模変動	入力不要(電源等差替情報の登録時に入力)
	電源リスト名/電源等リスト名	
(14)	(今回の差替に係る差替相手の	入力不要(雷源等差替情報の登録時に入力)
	情報) 差替相手の電源等識別番号	
15	今回の差替に係る差替実施期間	入力不要(電源等差替情報の登録時に入力)

No.	項目	留意点	
	今回の差替契約で差替元電源等		
16	として差替える場合の差替容量	入力不要(電源等差替情報の登録時に入力)	
	[kW]		
	今回の差替契約で差替先電源等		
17	として差替える場合の差替容量	入力不要(電源等差替情報の登録時に入力)	
	[kW]		
		過去に差替元電源等として差替契約を締結して	
		いる場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入	
	主抹ニレーブ主抹初約した主抹	カ	
18	左省儿として左省矢利した左省   	・差替容量(各月の値)	
	台里[KW]	・差替相手の事業者名	
		・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リ	
		スト名または電源等リスト名	
	差替先として差替契約した差替 容量[kW]	過去に差替先電源等として差替契約を締結して	
		いる場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入	
		力	
(19)		・差替容量(各月の値)	
		・差替相手の事業者名	
		・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リ	
		スト名または電源等リスト名	
200	※得されていて期往家具[1-₩]	容量市場システムにおいて2024年を対象実需給	
20	立政CAUCV る別付谷里[KW]	年度とする期待容量登録時に登録した値を入力	
		期待容量を増加した場合は、容量市場システム	
21)	期待容量の増加分[kW]	に期待容量を登録した値と増加後に登録した値	
		の差分を入力	
02	宏县确保初约宏县[1-W]	元差替元電源に該当する場合は、容量確保契約	
(44)	谷里唯休失利谷里[KW]	書に記載されている容量確保契約容量を入力	
23		2024 年度を対象実需給年度とするメインオーク	
	メインオークション	ションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非	
		応札」から選択	
	マインオーカションビギ 広見	2024年度を対象実需給年度とするメインオーク	
24	^ 1 <i>/ 1 / 1 一 1 / 1 1 1 1</i> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ションで「落札」または「非落札」を選択した場	
	[kW]	合、メインオークションへの応札容量を入力	

No.	項目	留意点
25	退出容量[kW]	元差替元電源に該当する場合は、当初に締結し た際の容量確保契約容量のうち、部分的に市場 退出(部分退出)した容量を入力
		なお、全量を市場退出している場合は、電源等差 替を実施できません。
26	調達オークション	2024 年度を対象実需給年度とする調達オークションが開催済の場合、調達オークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択
20	調達オークション応札容量[kW]	調達オークションが未開催の場合は選択不要。 2024年度を対象実需給年度とする調達オークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、 調達オークションへの応札容量を入力
28	リリースオークション	2024 年度を対象実需給年度とするリリースオー クションが開催済の場合、リリースオークショ ンでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応 札」から選択 リリースオークションが未開催の場合は選択不 要。
29	リリースオークション応札容量 [kW]	2024 年度を対象実需給年度とするリリースオー クションで「落札」または「非落札」を選択した 場合、リリースオークションへの応札容量を入 力
30	提供する各月の供給力[kW]	期待容量等算定諸元一覧の各月の供給力を月別 に入力 発動指令電源の場合は、容量市場システムに登 録済みの期待容量を入力(各月とも同じ値を入 力)。 安定電源の水力(純揚水)の場合は入力不要。

No.	項目	留意点	
		期待容量等算定諸元一覧で自動算出された各月	
		の管理容量を月別に入力	
31)	各月の管理容量[kW]		
		安定電源の水力(純揚水)以外の場合は入力不	
		要。	
(32)	実務上のアセスメント対象容量	入力不更(白動計質)	
02	(月間) [kW]		
33	差替元差替済容量(月間)[kW]	入力不要(自動計算)	
34)	差替元差替済容量(年間)[kW]	入力不要(自動計算)	
35	差替元差替可能容量(月間)[kW]	入力不要(自動計算)	
36	差替元差替可能容量(年間)[kW]	入力不要(自動計算)	
37)	差替先差替済容量(月間)[kW]	入力不要(自動計算)	
38	差替先差替済容量(年間)[kW]	入力不要(自動計算)	
39	差替先差替可能容量(月間) [k₩]	入力不要(自動計算)	
40	差替先差替可能容量(年間)[kW]	入力不要(自動計算)	

差替容量等算定諸元一覧の提出

作成した差替容量等算定諸元一覧を容量市場システムに提出していただきます。なお、提出にあたっては仮申込後に本申込を行う必要があります。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管 理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報 一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

「電源等情報一覧」に登録済の電源等情報が表示されるので、差替容量等算定諸元一 覧を提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画 面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックする と、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「提出書類(追加)」欄の「ファイル選択」をクリッ クして差替容量等算定諸元一覧をアップロードします。また、「変更理由」欄には 「差替容量等算定諸元一覧の提出」と記載した上で<u>提出する差替容量等算定諸元一覧</u> <u>のファイル名を記入してください</u>。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリック します(図 2-4、表 2-3 参照)。なお、この段階では仮申込の状態であり、差替容量 等算定諸元一覧の提出は完了していませんので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブ から「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進み ます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、差替容量等算定諸元一覧を提出した い電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査 申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報 画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンを クリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。申込完了後、 『2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力』へ進んでください。

注:申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は差替容量等算定諸元一覧の項目が、正しく入力されているかを審 査します。審査後には審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたしま す。

不合格の通知を受けた事業者は速やかに差替容量等算定諸元一覧の記載内容を修 正のうえ、差替容量等算定諸元一覧を再提出してください。

	今後単位の名杯	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kN]	運開年月	1
□ 1	1号機	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象	j
	アップロードする現出ファイルを表	<b>B</b> 択してください。	主扶索昌等	*質史謝示-	一階を		
	ファイル 選択 ファイルカ	「選択されていません。	左省谷里₹	*异化的儿	見て		2
	ファイル 道沢 ファイルが	「選択されていません。	「ファイル	~選択」 ホタ	ンから		2
提出書類 (追加)	ファイル 道訳 ファイルカ	「選択されていません。	アップロー	・ドしてくた	ざい。		Ņ
	ファイル 選択 ファイルが	「選択されていません。					Ņ
	ファイル 選択 ファイルカ	「選択されていません。					<i>9</i> 1,
全歸済提出書類一	¥.						
利除 No. 書	是出書類名 東用能統者合格証1.pdf						
	金角または半角文字で入力してく	ださい。					

### 図 2-4 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

#### 表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
1	亦再四山	「差替容量等算定諸元一覧の提出」と記入
	· 发史 垤 田	提出する差替容量等算定諸元一覧のファイル名を記入

#### 2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力

容量市場システムに差替掲示板へ掲載する電源等を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管 理」リンクをクリックし、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一 覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に 合致する電源等の「電源等識別番号」リンクが「電源等情報一覧」に表示されますの で、リンクをクリックして「電源等情報詳細画面」へ進みます。

「電源等情報詳細画面」で「差替先登録申込」ボタンをクリックすると、「差替掲示 板情報登録申込画面」へ進みます。

次に、「差替掲示板情報登録申込画面」で差替掲示板への掲載に係る情報を入力・選択します(図 2-5、表 2-4 参照)。

差替掲示板に差替先差替可能容量(掲載は任意)を掲載することも可能です。掲載を 希望する場合は、差替容量等算定諸元一覧で算出した差替先差替可能容量を記載した Excel ファイルを作成します。「差替掲示板情報登録申込画面」で「ファイル選択」ボ タンをクリックし、ファイルをアップロードすることでファイルを掲載できます。な お、差替容量等算定諸元一覧を差替掲示板に公開しても差し支えない事業者は、差替 容量等算定諸元一覧をアップロードすることも可能です。

「差替掲示板情報登録申込画面」で登録項目を入力・選択し、必要に応じてファイル を添付した後、「実行」ボタンをクリックします。 容量市場システム

>	> 差替揭示板情報登録申込画面				
× ·	↑ TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報─覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 差替揭示板情報登録申込画面				
ī					
1	事業者コード	7Y01			
2	参加登録申請者名	事業者A			
3	容量を提供する電源等の区分	安定電源			
4	実需給年度	2034			
5	電源等識別番号	0000001631			
6	電源等の名称	事業者A000_安定2			
7	エリア名の掲載可否 *	エリア名の掲載可否を指定してください。 ○ 可 ○ 否			
8	エリア名	東京			
9	電源種別の区分の掲載可否 *	電源種別の区分の掲載可否を指定してください。 ○ 可 ○ 否			
10	電源種別の区分	<ul> <li>電源種別の区分を指定してください。</li> <li>02:火力 ✓</li> </ul>			
1	発電方式の区分の掲載可否 *	発電方式の区分の掲載可否を指定してください。 ○ 可 ○ 否			
12	発電方式の区分	発電方式の区分を指定してください。 024:石河由			
13	揭示期限 *	yyyy/mm/dd形式で入力してください。			

	担当者の連絡先	
14	担当者名 >>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>	全角または半角文字で入力してください。 < トパキョク 知力
15	電話番号	半角数字で入力してください。       03     -       1234     -
16	メールアドレス >	正しいメールアドレスを入力してください。 
17	住所	全角または半角文字で入力してください。 <
18	所属部署	全角または半角文字で入力してください。 <
19	補足事項	全角または半角文字で入力してください。

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 電源等差替 編 第2章 差替掲示板への掲載 2.1 差替掲示板情報の登録手続き

▲ 差替先差替可能容量を掲載する場合 ↓	
は、必要に応じてここからファイル	クリア
をアップロードしてください。	クリア
	クリア
入力・選択後、「実行」ボタンを	クリア
クリックして、差替掲示板への	クリア
掲載申込を行います。	時保存 実行
	左百九左百 5 能存重 2 19載 5 3 3 5 6 は、必要に応じてここからファイル をアップロードしてください。 入力・選択後、「実行」ボタンを クリックして、差替掲示板への 掲載申込を行います。

図 2-5 「差替掲示板情報登録申込画面」の画面イメージ

No.	項目	留意点						
1	事業者コード	入力不要(ログインユーザの情報が自動設定されま す)						
2	参加登録申請者名	入力不要(ログインユーザの情報が自動設定されま す)						
3	容量を提供する電源 等の区分	入力不要(電源等情報の情報が自動設定されます)						
4	実需給年度	入力不要(電源等情報の情報が自動設定されます)						
5	電源等識別番号	入力不要(電源等情報の情報が自動設定されます)						
6	電源等の名称	入力不要(電源等情報の情報が自動設定されます)						
7	エリア名の掲載可否	差替掲示板にエリア名の掲載を希望する場合は「可」 を選択し、掲載を希望しない場合は「否」を選択						
8	エリア名	入力不要(電源等情報の情報が自動設定されます)						
9	電源種別の区分の掲 載可否	差替掲示板に電源種別の区分の掲載を希望する場合 は「可」を選択、掲載を希望しない場合は「否」を選 択						
10	電源種別の区分	以下の中から電源種別の区分を指定 水力、火力、原子力、再生可能エネルギー、その他						
1)	発電方式の区分の掲 載可否	差替掲示板に発電方式の区分の掲載を希望する場合 は「可」を選択、掲載を希望しない場合は「否」を選 択						
12	発電方式の区分	以下の中から発電方式の区分を指定 ・電源種別の区分で「水力」を指定した場合 一般(貯水式)、一般(自流式)、揚水(混合揚水)、 揚水(純揚水) ・電源種別の区分で「火力」を指定した場合 石炭、LNG(GTCC)、LNG(その他)、石油、LPG、その 他ガス、瀝青混合物、その他 ・電源種別の区分で「原子力」を指定した場合 定格電気出力、定格熱出力						

表 2-4 「差替掲示板情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 電源等差替 編 第2章 差替掲示板への掲載 2.1 差替掲示板情報の登録手続き

No.	項目	留意点
		・電源種別の区分で「再生可能エネルギー」を指定 した場合 風力、太陽光(全量)、太陽光(余剰)、地熱、バイ オマス(専焼)、バイオマス(混焼)、廃棄物
		・電源種別の区分で「その他」を指定した場合、以下から指定
		その他(併設蓄電池を除く蓄電池はこちらを選択願 います)
13	揭示期限	<ul> <li>掲示期限を入力。なお、掲載の登録申込を行う月の 翌月末以降を指定する必要があります。</li> <li>例) 2024年4月に掲載の登録申込を行い、2024年6 月 30日まで掲載を希望する場合 →2024/06/30をカレンダーから指定</li> <li>※差替掲示板には1か月以上掲載を継続する必 要があるため、2024年4月の日付などは指定で きません。</li> </ul>
14	担当者名	
(15)	電話番号	
16	メールアドレス	ご担当者または係(差替係など)の情報を入力
(17)	住所	
18	所属部署	
19	補足事項	差替容量等算定諸元一覧のファイル名を入力

## 2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(合格)

本項では、差替掲示板情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します(図 2-6 参照)。

2.1.2.1 合格通知の受領(差替掲示板情報の登録申込)



図 2-6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(合格)

## 2.1.2.1 合格通知の受領(差替掲示板情報の登録申込)

差替掲示板への掲載申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替掲示 板へ情報が掲載されます。掲載が認められる事業者へは、合格通知がメールで送付さ れます。

なお、掲載開始時期は本機関が審査を合格とした後、直ちに掲載が開始されます。また、掲載期限で指定した期日を迎えると、自動的に掲載が削除されます。

## 2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)

本項では、差替掲示板情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します(図 2-7 参照)。

2.1.3.1 不合格通知の受領(差替掲示板情報の登録申込)

2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の	審査結果の確認	(不合格)
2.1.3.1 不合格通知の受領 (差替掲示板情報の 登録申込)		

#### 2.1.3.1 不合格通知の受領(差替掲示板情報の登録申込)

差替掲示板への掲載申込後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、 不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「差替掲示板情報審査画面」で確認できます。 容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「差替掲示板情報審査 管理」リンクをクリックして、「差替掲示板情報審査画面」へ進みます。

「差替掲示板情報審査画面」で実需給年度および掲載が不合格となった電源等の条件 を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「差替掲示板審査状況一 覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してくだ さい(図 2-8参照)。

差替掲示板への掲載を希望する場合、『2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力』 を参照し、再度申込を行ってください。

図 2-7 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 電源等差替 編 第2章 差替掲示板への掲載 2.1 差替掲示板情報の登録手続き

ログイン3時:2001/1/18 14 3 量市場システム ログフット コーザる: 8巻3 アパフーズ30													
6 蒂揭示板体	<b>养</b> 报審 蛮	西面											
↑ TOP > 3会 > 监制规序板仿翰客会管理 > 监制规序板仿翰客会展展													
完善给年度		*	半角数字で入力してください。										
事業者コード	ę		半角英数字で入力してください。 7/101										
夢加登録申請	<b>計省名</b>		<u>全角または半角文字で入力してくだ</u> 事業者A	eu.									
電源等識別層	枵		半角英数字で入力してください。										
電源等の名称	¥		全角または半角文字で入力してくだ	έν.									
エリア名			エリア名を指定してください。	~									
申込日			yyyy/m/dd形式で入力してください					不合构	各	とな	った場合	、「審査コメン	F]
揭示期限			yyyy/m/dd形式で入力してください					に記載	鈛	され	ている不	合格理由をこち	っらか 📃
審査状況								ら確認	忍	でき	ます。		
<del>带空洁</del> 果			審査結果を絞り込みたい場合は、チ □→時保存 □申込済 □合料	ェックしてくだき 春 □不合格 □	い。 (検索) 1取下げ	はチェック可)					<u> </u>		
													検索
差替揭示板審查状	ur-r												
- 10件 (全 10件	<b>#)</b>						<<最初   <篇		»				
●込ID:	= ⊐-⊦	多加登録中読者	16 *	容量を提供する。 電源等の区分	実育結 年度	電源等線 別番号	電源等の名称	: I 7	リ。 名	揭示期限	* 審查結果	審査コメント	春壶状况: 春壶担当者
00003920	7101	事業者人		安定電源	2034	0000001629	事業者A000_安定1	東3	<u>ج</u>	2020/11/16	80:合格	Β	
00003921	7101	事業者A		安定電源	2034	0000001631	事業者A000_安定2	<b>7</b> 0	<sup>ġ</sup>	2020/11/16	90:不合格	茶村容量等算定膳元一覧に不信があります	
] 00003922	7101	事業者A		安定電源	2034	0000001653	事集者A000_安定5	<b>R</b> 3	÷	2020/11/16	80: 会格	<u> </u>	
00003923	7101	事業者A		安定電源	2034	0000001646	事業者A000_安定6	πυ	<sup>†</sup>	2020/11/16	80:合格		
00013930	7101	事業者人		安定電源	2034	0000001631	事桌者A000_安定2	<b>1</b> 0	×	2020/11/16	80: 合格	<u> </u>	_
00003955	7101	事業者A		安定電源	2034	0000001650	事集者A000_安定3	東3	<sup>ġ</sup>	2020/11/16	80:合格	、	
00003956	7101	事業者人		安定電源	2034	0000001651	事業者A000_安定4	東	×	2020/11/16	90:不合格	S	
00003959	7101	事業者A		安定電源	2034	0000001651	事業者A000_安定4	10	Ŕ	2020/11/16	80: 合格		_
00003964	7101	事業者A		安定電源	2034	0000001653	事業者A000_安定5	東3	R.	2020/11/16	80:合格		
00003970	7101	事業者 A		安定電源	2034	0000001646	事業者4000_安定6	東3	×	2020/11/16	30:申込清		

図 2-8 「差替掲示板情報審査画面」の画面イメージ

## 2.2 差替掲示板情報の変更手続き

本節では差替掲示板への掲載を変更する手続きについて以下の流れで説明します(図 2-9参照)。差替掲示板の掲載内容を変更したい場合は、一旦、差替掲示板への掲載を 取り消した上で、再度、登録手続きを行う必要があります。

なお、差替掲示板に掲載される事業者情報および電源等情報に係る項目は事業者自ら 事業者情報の変更手続きおよび電源等情報の変更手続きを行った上で、差替掲示板情 報の変更手続きを行う必要があります(表 2-5 参照)。

- 2.2.1 差替掲示板情報の取消申込
- 2.2.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(合格)
- 2.2.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(不合格)
- 2.2.4 差替掲示板情報の登録申込
- 2.2.5 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(合格)
- 2.2.6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)



図 2-9 差替掲示板の掲載変更手続きの詳細構成

No.	項目	留意点
1	事業者コード	事業者情報の変更を行います。
0	老加或得中建老女	※事業者情報の変更手続きについては、「容量市場業務マニ
2	<i>沙川</i> ① 娜 中 词 有 石	ュアル 参加登録編」をご参照ください。
0	容量を提供する電源等	
0	の区分	電源等情報(基本情報)の変更を行います。
4	実需給年度	※電源等情報の変更手続きについては、「容量市場業務マニ
5	電源等識別番号	ュアル 参加登録編」をご参照ください。
6	電源等の名称	
$\bigcirc$	エリア名の掲載可否	差替掲示板情報の変更を行います。

表 2-5 差替掲示板の掲載項目一覧

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 電源等差替 編 第2章 差替掲示板への掲載 2.2 差替掲示板情報の変更手続き

No.	項目	留意点						
		『2.2.1 差替掲示板情報の取消申込』をご参照ください。						
		電源等情報(基本情報)の変更を行います。						
8	エリア名	※電源等情報の変更手続きについては、「容量市場業務マニ						
		ュアル 参加登録編」をご参照ください。						
0	電源種別の区分の掲載							
0	可否							
10	電源種別の区分							
	発電方式の区分の掲載							
Ű	可否							
(12)	発電方式の区分							
(13)	掲載期限	差替掲示板情報の変更を行います。 『2001 ★ # # = # # # # # # # # # # # # # # # #						
14	担当者名	』2.2.1 左省拘小板情報の取得中匹』をこ参照ください。						
(15)	電話番号							
(16)	メールアドレス							
(17)	住所							
18	所属部署							
19	補足事項							

#### 注:差替掲示板の運用について

差替掲示板に掲載されている差替先差替可能容量などの情報は、既に他の差替元 電源等提供者との差替契約が成立しているなどの場合、閲覧する差替元電源等提 供者に最新の情報を提供する観点から、掲載開始から1か月以上経過していれ ば、一旦取消してから、再度掲載の申込を行い、できる限り掲載中の情報が最新 の情報になるようにしてください。

## 2.2.1 差替掲示板情報の取消申込

『2.3.1 差替掲示板情報の取消申込』を参照してください。

#### 2.2.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(合格)

『2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(合格)』を参照してください。
## 2.2.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(不合格)

『2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(不合格)』を参照してください。

## 2.2.4 差替掲示板情報の登録申込

『2.1.1 差替掲示板情報の登録申込』を参照してください。

# 2.2.5 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(合格)

『2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(合格)』を参照してください。

## 2.2.6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)

『2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)』を参照してください。

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 電源等差替 編 第2章 差替掲示板への掲載 2.3 差替掲示板情報の取消手続き

#### 2.3 差替掲示板情報の取消手続き

本節では、差替掲示板情報を取り消す手続きについて説明します(図 2-10 参照)。

- 2.3.1 差替掲示板情報の取消申込
- 2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(合格)
- 2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(不合格)



図 2-10 差替掲示板への掲載取消手続きの詳細構成

#### 2.3.1 差替掲示板情報の取消申込

本項では、差替掲示板情報の取消申込について説明します(図 2-11 参照)。

2.3.1.1 差替掲示板情報の取消申込の入力



図 2-11 差替掲示板情報の取消申込

#### 2.3.1.1 差替掲示板情報の取消申込の入力

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「差替掲示板」 リンクをクリックし、「差替掲示板画面」へ進みます。次に「差替掲示板画面」で検 索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源 等の「差替掲示板番号」リンクが「差替掲示板情報一覧」に表示されますので、リン クをクリックして「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます(図 2-12 参照)。

「差替掲示板情報詳細画面」で「取消」ボタンをクリックすると、「差替掲示板情報 取消申込画面」へ進みます(図 2-13 参照)。 次に、「差替掲示板情報取消申込画面」で、「取消理由欄」に取消理由を記入し「実行」ボタンをクリックします(図 2-14、表 2-6 参照)。

注:差替掲示板の掲載期間について 掲載中の情報は、差替掲示板に掲載後、1か月以上経過していないと取り消せま せん。

容	量市場システム		ログイン日時:2020/11/12 13:40 ユーザ名:担当 ア(フェーズ2)	ログアウト
>	差替揭示板画面			
ž.	↑ TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 >	差替揭示板画面		
ī				
	事業者コード	半角英数字で入力してください。		
参加登録申請者名         全角または半角文字で入力してください。		全角または半角文字で入力してください。		
容量を提供する電源等の区分         容量を提供する電源等の区分を指定してください。           1:安定電源		容量を提供する電源等の区分を指定してください。 1:安定電源		
実需給年度         半角数子で入力してください。           2         2		半角数字で入力してください。 2		
エリア名         エリア名を指定してください。		エリア名を指定してください。 ▼		
	電源種別の区分	電源種別の区分を指定してください。 		
	発電方式の区分	発電方式の区分を指定してください。 		
「差替掲示板番号」リンクをクリックし、				検索
	Г <u>-</u>			
	「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます。			

5掲示板番 → 事業者 1000005 1000001 7Y01	皆コード◆ 参加登録申請者名 事業者0 事業者0	◆ 容量を提供する電源等 安定電源	の区分 🖕 実需給年度	◆ 電源等の名称	▲ TUZ2
00000005 00000001 7Y01	事業者C	安定電源			• - / / 1
<u>20000001</u> 7701		Section - American	2034		中部
	争莱君A	安定電源	2034	事業者A000_安定1	東京
<u>00000002</u> 7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定5	東京
<u>100000003</u> 7701	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定6	東京
00000004	事業者C	安定電源	2034		中部
<u>000000101</u> 7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定2	東京
00000201	事業者D	安定電源	2034		関西
00000202	事業者D	安定電源	2034		関西
00000203	事業者D	安定電源	2034		関西
<u>000000301</u> 7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定3	東京
000000302 7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定4	東京



サックステム	ユーザ名:担当 ア(フェーズ2)
<b>谷掲小板情報詳細画面</b>   TOP > 電源等差替 > 差替揭示板 > 刻	▲替揭示板面面 > 差替揭示板情報詳細面面
差替揭示板番号	000000003
「「業者コード	7701
参加登録申請者名	<b>事業者</b> A
8量を提供する電源等の区分	安定電源
需給年度	2034
源等識別番号	0000001546
源等の名称	事業者A000_安定6
リア名	東京
認種別の区分	火力
電方式の区分	石油
品示期限	2020/11/16
旦当者の連絡先	
担当者名	ויסיבי לבל (ג'ר ג'ר) איז איז ג'ר
電話番号	03-1234-1234
メールアドレス	
住所	
所属部署	総評論日
補足事項	XXXX
添付ファイル一覧	
o- 添付ファイル名 <u>差替容量 事業者A 2034 00000</u>	Constant C
	消申込画面」へ進みます。
	取消

## 図 2-13 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ

量市場システム		ログイン日時:2020/11/12 13:40 ユーザ名:担当 ア(フェーズ2)	ログアウト
差替揭示板情報取消申込画面	6		
↑ TOP > 電源等差替 > 差替掲示	f TCP > 電源等差替 > 差替揭示板 > 差替揭示板直面 > 差替揭示板情報限的种心直面		
差替揭示板番号	000000003		
事業者コード	7101		
参加登録申請者名	- 季業者A		
容量を提供する電源等の区分	安定電源		
実需給年度	2034		
電源等識別番号	0000001646		
電源等の名称	事業者4000_安定8		
エリア名の掲載可否	ग		
エリア名	東京		
電源種別の区分の掲載可否	न न		
電源種別の区分	伏九		
発電方式の区分の掲載可否	ग		
発電方式の区分	石油		
揭示期限	2020/11/16		

担当者の連絡先	
担当者名	191=0 7x0
電話番号	03-1234-1234
メールアドレス	
住所	
所属部署	総務部
補足事項	xxx
<b>)</b> 取消理由 *	<u>金角または半角文字で入力してください。</u> 取得理由0000000

	アップロードする添付ファイルを選択してください。			
	ファイル 違択 ファイルが選択されていません。	クリア		
	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。	クリア		
*村ファイル (追加)	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。	クリア		
	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。	クリア		
	ファイル 運祝 ファイルが選択されていません。	クリア		
経緯済添付ファイルー	Ϋ́			
は緑漬添付ファイルー - ▲ <b> 茶付ファイル</b> 4	χ ξ			
23款満添付ファイル→ ・ 茶付ファイル4 素替完量 事業	96 6 MA 2024.000000xxxl.xx			
は抹済添付ファイルー ・ <mark>  茶村ファイル4</mark>   <del>茶</del> 昔客史 事業	定 完 路4-2024-000000xxx.xlax			
<ul> <li>はは清添付ファイルー</li> <li>↓ 本付ファイル4</li> <li>差替完璧 事業</li> </ul>	定 定 路4.2034.000000xxx.xlsx			

図 2-14 「差替掲示板情報取消申込画面」の画面イメージ

No.	項目	記入例
1	取消理由欄	<ul> <li>具体的な取消内容を記入</li> <li>記入例</li> <li>・差替先差替可能容量が変更されたため、掲載情報の取消を</li> <li>申請します。</li> <li>・差替元電源等が見つかったため、掲載情報の取消を申請します。</li> <li>・掲載から1か月以上経過したものの、差替相手が見つから</li> </ul>
		ないため、掲載情報の取消を申請します。

表 2-6 「差替掲示板情報取消申込画面」での取消理由の記入例

# 2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(合格)

本項では、差替掲示板情報の取消申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します(図 2-15 参照)。

2.3.2.1 合格通知の受領(差替掲示板情報の取消申込)



図 2-15 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(合格)

## 2.3.2.1 合格通知の受領(差替掲示板情報の取消申込)

差替掲示板から掲載中の情報を取消申込後、本機関による審査が行われ、不備がない 場合は差替掲示板から情報が取り消されます。情報の取消が認められる事業者へは、 合格通知がメールで送付されます。

なお、掲載の取消が反映される時期は、本機関が審査を合格とした後、直ちに掲載が 削除されます。

# 2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(不合格)

本項では、差替掲示板情報の掲載取消申込後、本機関が内容を確認した結果、不備が あった場合の審査結果の確認について説明します(図 2-16 参照)。

2.3.3.1 不合格通知の受領(差替掲示板情報の取消申込)



図 2-16 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(不合格)

## 2.3.3.1 不合格通知の受領(差替掲示板情報の取消申込)

差替掲示板から掲載中の情報を取消申込後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「差替掲示板情報審査画面」で確認できます。 容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「差替掲示板情報審査 管理」リンクをクリックして、「差替掲示板情報審査画面」へ進みます。

「差替掲示板情報審査画面」で掲載が不合格となった電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「差替掲示板審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください(図 2-8 参照)。

差替掲示板から掲載中の情報を取り消す場合、『2.3.1 差替掲示板情報の取消申込』 を参照し、再度申込を行ってください。

# 第3章 電源等差替

本章では、電源等差替に関する以下の内容について説明します(図 3-1 参照)。

- 3.1 電源等差替情報の登録手続き
- 3.2 電源等差替情報の変更手続き
- 3.3 電源等差替情報の取消手続き



図 3-1 第3章の構成

## 3.1 電源等差替情報の登録手続き

本節では、電源等差替情報の登録手続きについて説明します(図 3-2 参照)。

- 3.1.1 電源等差替情報の登録申込
- 3.1.2 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(合格)
- 3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)



図 3-2 電源等差替情報の登録手続きの詳細構成

#### 3.1.1 電源等差替情報の登録申込

本項では、差替先電源等の登録の申込について説明します(図 3-3 参照)。

- 3.1.1.1 事前準備
- 3.1.1.2 電源等差替情報の登録申込の入力



図 3-3 電源等差替情報の登録申込

注:電源等差替の登録申込の締切について

電源等差替の登録申込は毎月10日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。 前月11日~当月10日までの期間に申込まれた電源等差替は、書類等に不備がな い場合、最短で翌月1日から電源等差替が可能となります。

従って、例えば5月1日からの電源等差替を希望する事業者は、遅くとも4月10 日までに登録申込を行うようにしてください。

#### 3.1.1.1 事前準備

提出書類の準備

容量市場システムで電源等差替情報を登録するために必要な以下の書類(写しで可、 ただし 8MB 以下の PDF ファイルとすること)を事前に準備願います。必要となる書類 には、以下に記載のある項目が含まれている必要がありますので、ご留意ください。 ・電源等差替に係る契約の内容が分かる書類

本機関において、電源等差替の契約内容を確認します。

必要となる提出書類

差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類 (署名・捺印していない差替契約書<sup>5</sup>)

書類には以下の項目について必ず記載してください。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 署名・捺印済の差替契約書は電源等差替情報の登録手続き完了後に提出していただきます

- ・差替元電源等提供者および差替先電源等提供者の事業者名
- ・差替元電源等および差替先電源等の電源等の名称、小規模変動電源リスト名
- もしくは電源等リスト名
- ・差替元電源等および差替先電源等の電源等識別番号
- · 差替実施期間
- ・今回の差替契約に係る差替容量

・電源等差替を実施した電源等におけるペナルティ配分方法が分かる書類
 本機関において、差替先電源等1つに対して、差替元電源等が複数存在する場合、リクワイアメント種別ごとのペナルティ配分方法が定められていることを確認します。

必要となる提出書類

差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が、電 源等差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す書類<sup>6</sup>

書類には以下の項目について必ず記載してください。

- ・以下のリクワイアメント種別ごとのペナルティ配分方法
- ①容量停止計画(日数カウント)

②市場応札

③一般送配電事業者からの供給指示への対応

④一般送配電事業者からの発動指令への対応

①は安定電源、変動電源(単独)、変動電源(アグリゲート)が対象

②は安定電源が対象

③は安定電源が対象

④は発動指令電源が対象

・関係する全ての差替元電源等提供者および差替先電源等提供者の事業者名

・関係する全ての差替元電源等提供者および差替先電源等の電源名の名称、小 規模変動電源リスト名もしくは電源等リスト名

・電源等差替を実施する理由が分かる書類

本機関において、電源等差替を実施する理由が発電機トラブルまたは経済的な電源等 差替であること確認します。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 捺印前の合意文書で構いません。電源等差替が成立した後に署名・捺印済の書類を改めて提出いただきます。

必要となる提出書類

電源等差替を実施する理由が発電機トラブルの場合	
・電気事故速報の写し	
電源等差替を実施する理由が経済的な電源等差替の場合	
・電源等差替によって発電コストが経済的となることを証明する書類	

発電機トラブルとは、差替元電源等が稼働不可能となり、当該電源等で供給力 を提供することが困難な場合を指します。

経済的な電源等差替とは、差替元電源等が稼働可能だが、電源等差替により経 済的に供給力を提供できる場合を指します。

注1: 電源等差替の実施期間についての留意点

電源等差替は月単位で行うため、必ず月初から月末までを差替実施期間として ください。例えば 2024 年 4 月~7 月に電源等差替を希望する場合、差替実施期 間は2024年4月1日~7月31日までとなります。 月中での差替はできないため、例えば 2024 年 4 月 15 日~7 月 15 日を差替実施

期間とすることは認められていません。

注2:発動指令電源の電源等差替について

発動指令電源の部分差替(容量確保契約容量の一部容量を差替えること)を行 う場合は、差替元電源等と差替先電源等のエリアが同一である必要がありま す。

- 注3:電源等差替後の差替先電源等によるリクワイアメント遵守の必要性について 電源等差替にあたっては、差替元電源等のリクワイアメントを差替先電源等が 遵守する必要があるため、差替先電源等提供者との協議においては、事前に差 替元電源等のリクワイアメントを差替先電源等が遵守できるのかのご確認も併 せてお願い致します
- 注4:電源等差替時の供給力の提供について 電源等差替にあたっては、容量確保契約容量の全量を差替える場合は、差替先 電源等が差替元電源等の月別アセスメント対象容量と同等の供給力を提供する ことが求められ、部分的に差替える場合は、差替元電源等と差替先電源等とで 差替元電源等の月別アセスメン対象容量と同等の供給力を提供することが求め られます。

差替容量等算定諸元一覧の準備

差替容量等算定諸元一覧は差替元電源等については差替元電源等提供者が、差替先電 源等については差替先電源等提供者がそれぞれ作成した上で、差替元電源等提供者が 取りまとめ、容量市場システムから提出します。

差替元電源等となる場合、差替容量等算定諸元一覧を作成またはすでに作成済の場合 は更新してください(表 3-1 参照)。

差替先電源等となる場合、『2.1.1.1 事前準備』で提出した差替容量等算定諸元一覧の必要な項目に追記・更新してください(表 3-2参照)。

作成した差替容量等算定諸元一覧のファイル名は「差替容量\_事業者名\_対象実需給年 度\_電源等識別番号.xlsx」としてください。また、差替容量等算定諸元一覧を更新し た場合のファイル名は「差替容量\_事業者名\_対象実需給年度\_電源等識別番号\_更新回 数.xlsx」としてください。

例) 初回作成の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2024\_0123456789\_x1sx 対象実需給年度電源等識別番号

1回目の更新の場合 差替容量\_〇〇株式会社\_2024\_0123456789\_R1.xlsx

2回目の更新の場合

差替容量\_〇〇株式会社\_2024\_0123456789\_R2. x1sx

注:差替先電源等提供者の追記・更新する差替容量等算定諸元一覧について 差替先電源等提供者の追記した差替容量等算定諸元一覧は、差替元電源等提供者 が提出することとなるため、差替先電源等提供者が差替容量等算定諸元一覧にパ スワードをかけることもできます。

パスワードをかけた場合は、本機関の下記メールアドレス宛にパスワードをお知 らせください。メールには、事業者名、電源名(または小規模変動電源リスト名 または電源等リスト名)、電源等識別番号、差替相手(差替元電源等提供者)の名 称、差替相手の電源名(または小規模変動電源リスト名または電源等リスト名) を記載願います。

パスワードの送付先: <u>XXXX@occto.or.jp</u>

表 3-1 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択	項目
-------------------------	----

(差替元電源等・電源等差替への申込用)

No.	項目	留意点
1	提出目的	「電源等差替への申込」を選択
2	申請区分	「差替元電源等」を選択
3	申請要件(差替先のみ選択)	入力不要
	羊抹亜州 (羊抹二のン選用)	「発電機トラブル」または「経済的な電源等差替」
4		から選択
6	参加戏码由建艺权	容量市場システムに登録した参加登録申請者名
0	<i>②</i> 加亞國中 開 有 石	を入力
6	   東	容量市場システムに登録した事業者コードを入
0	⇒未白 → └ └	力
	雪酒笙の오称/小相構変動雪酒川	容量市場システムの電源等情報(基本情報)に登
$\bigcirc$	电 ( 示 守 の 石 朴 / 小 祝 侯 変 動 电 保 ソ フ ト タ / 雪 酒 笠 川 フ ト タ	録した電源等の名称/小規模変動電源リスト名ま
		たは電源等リスト名を入力
		容量市場システムの「電源等情報一覧画面」の「電
8	電源等識別番号	源等情報一覧」に表示される電源等識別番号を入
		力 
9	対象実需給年度	電源等差替を希望する実需給年度を入力
(10)	容量を提供する電源等の区分	容量市場システムの電源等情報(基本情報)に登
		録した容量を提供する電源等の区分を入力
11)	発電方式の区分	容量市場システムの電源等情報(詳細情報)に登
		録した発電方式の区分を入力
(12)	トリアタ	容量市場システムの電源等情報(基本情報)に登
		録した容量を提供するエリア名を入力
	(今回の差替に係る差替相手の	今回の差替に係る差替先電源等の電源等の名称、
13	情報) 電源等の名称/小規模変動	小規模変動電源リスト名または電源等リスト名
	電源リスト名/電源等リスト名	を入力
	(今回の差恭に係ろ差恭相手の	差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合
14	(フロッ左百に応る左首相子の) 信報) 芝林相手の雪酒笙識別釆号	意したことを示す書類をもとに差替先電源等の
		電源等識別番号を入力
		差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合
(15)	今回の差替に係る差替実施期間	意したことを示す書類をもとに差替実施期間を
		入力

No.	項目	留意点
16	今回の差替契約で差替元電源等 として差替える場合の差替容量 [kW]	今回の差替契約で差替元電源等として差替える 場合の差替容量を月別に入力
17	今回の差替契約で差替先電源等 として差替える場合の差替容量 [kW]	入力不要
18	差替元として差替契約した差替 容量[kW]	過去に差替元電源等として差替契約を締結して いる場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 ・差替容量(各月の値) ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リス ト名または電源等リスト名
19	差替先として差替契約した差替 容量[kW]	<ul> <li>過去に差替先電源等として差替契約を締結して</li> <li>いる場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力</li> <li>・差替容量(各月の値)</li> <li>・差替相手の事業者名</li> <li>・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リス</li> <li>ト名または電源等リスト名</li> </ul>
20	登録されている期待容量[kW]	容量市場システムにおいて 2024 年を対象実需給 年度とする期待容量登録時に登録した値を入力
21)	期待容量の増加分[kW]	期待容量を増加した場合は、容量市場システムに 期待容量を登録した値と増加後に登録した値の 差分を入力
22	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約書に記載されている容量確保契約 容量を入力
23	メインオークション	2024 年度を対象実需給年度とするメインオーク ションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非 応札」から選択
24	メインオークション応札容量 [kW]	2024 年度を対象実需給年度とするメインオーク ションで「落札」または「非落札」を選択した場 合、メインオークションへの応札容量を入力
25	退出容量[kW]	当初に締結した際の容量確保契約容量のうち、部 分的に市場退出(部分退出)した容量を入力

電力広域的運営推進機関

No.	項目	留意点
		なお、全量を市場退出している場合は、電源等差
		替を実施できません。
		2024 年度を対象実需給年度とする調達オ―クシ
		ョンが開催済の場合、調達オ―クションでのステ
26	調達オークション	イタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択
		調達オークションが未開催の場合は選択不要。
		2024 年度を対象実需給年度とする調達オ―クシ
27)	調達オークション応札容量[kW]	ョンで「落札」または「非落札」を選択した場合、
		調達オークションへの応札容量を入力
		2024 年度を対象実需給年度とするリリースオー
		クションが開催済の場合、リリースオークション
		でのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」
28	リリースオークション	から選択
		リリースオークションが未開催の場合は選択不
		要。
	リリースオークション応札容量	2024 年度を対象実需給年度とするリリースオー
29		クションで「落札」または「非落札」を選択した
		場合、リリースオークションへの応札容量を入力
		期待容量等算定諸元一覧で自動算出された提供
		する各月の供給力を月別に入力
30	提供する各月の供給力[kW]	発動指令電源の場合は、容量市場システムに登録
		済みの期待容量を入力(各月とも同じ値を入力)。
		安定電源の水力(純揚水)の場合は人力不要。
		期待容量等算定諸元一覧で目動算出された各月
31)	各月の管理容量	の管理容量を月別に入力
	中政 (のマトマ)、) 山东六日	女正 电 帰 の 水 川 ( 純 揚 水) 以 外 の 場 合 は 人 刀 个 要。
32	夫務上のアセスメント対象容量   (1988) [1993]	入力不要(自動計算)
		1.4.7.两(白科引体)
33	左骨兀左脊狩谷重(月间)[k₩]	
(34)	左替元左替済谷量(牛間)⌊k₩」	人刀个要(目動計算)

No.	項目	留意点
35	差替元差替可能容量(月間) [k₩]	入力不要(自動計算)
36	差替元差替可能容量(年間)[k₩]	入力不要(自動計算)
37)	差替先差替済容量(月間)[kW]	入力不要(自動計算)
38	差替先差替済容量(年間)[kW]	入力不要(自動計算)
39	差替先差替可能容量(月間) [k₩]	入力不要(自動計算)
40	差替先差替可能容量(年間)[k₩]	入力不要(自動計算)

表 3-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目

(差替先電源等・	電源等差替への申込用)
----------	-------------

No.	項目	留意点
1	提出目的	「電源等差替への申込」を選択
2	申請区分	「差替先電源等」を選択
3	申請要件(差替先のみ選択)	差替掲示板への掲載時に選択済のため、選択不要
4	差替要件(差替元のみ選択)	選択不要
ß		入力不要(差替掲示板への掲載時に入力済のた
0	<i>参加亞國中</i> 甫有	め)
6	<b>車</b> 光 老 っ ー ド	入力不要(差替掲示板への掲載時に入力済のた
0	<b>尹</b> 未日 - 「 「	め)
$\overline{7}$	電源等の名称/小規模変動電源リ	入力不要(差替掲示板への掲載時に入力済のた
	スト名/電源等リスト名	め)
Ø	雪酒笙識別釆旦	入力不要(差替掲示板への掲載時に入力済のた
0	电你守峨加笛方	め)
0	计免审重给任审	入力不要(差替掲示板への掲載時に入力済のた
	N 家夫而稻年度	め)
(10)	容量を提供する電源等の区分	入力不要(差替掲示板への掲載時に入力済のた
		め)
11)	発電方式の区分	入力不要(差替掲示板への掲載時に入力済のた
<u>u</u>	元电力式等应力	め)
(12)	エリアタ	入力不要(差替掲示板への掲載時に入力済のた
		め)
	(今回の差替に係る差替相手の	今回の差替に係る差替元電源等の電源等の名称、
13	情報) 電源等の名称/小規模変動	小規模変動電源リスト名または電源等リスト名
	電源リスト名/電源等リスト名	を入力
	(今回の差替に係る差替相手の	差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合
14	情報)差替相手の電源等識別番号	意したことを示す書類をもとに差替元電源等の
		電源等識別番号を入力
		差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合
15	今回の差替に係る差替実施期間	意したことを示す書類をもとに差替実施期間を
		入力
	今回の差替契約で差替元電源等	
16	として差替える場合の差替容量	入力不要
	[kW]	

No.	項目	留意点
17	今回の差替契約で差替先電源等 として差替える場合の差替容量 [kW]	今回の差替契約で差替先電源等として差替える 場合の差替容量を月別に入力
18	差替元として差替契約した差替 容量[kW]	過去に差替元電源等として差替契約を締結して いる場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 ・差替容量(各月の値) ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リス ト名または電源等リスト名
19	差替先として差替契約した差替 容量[kW]	過去に差替先電源等として差替契約を締結して いる場合、過去の差替に係る情報を契約毎に入力 ・差替容量(各月の値) ・差替相手の事業者名 ・差替相手の電源等の名称、小規模変動電源リス ト名または電源等リスト名
20	登録されている期待容量[kW]	容量市場システムにおいて 2024 年を対象実需給 年度とする期待容量登録時に登録した値を入力
21)	期待容量の増加分[kW]	期待容量を増加した場合は、容量市場システムに 期待容量を登録した値と増加後に登録した値の 差分を入力
22	容量確保契約容量[kW]	元差替元電源に該当する場合は、容量確保契約書 に記載されている容量確保契約容量を入力
23	メインオークション	2024 年度を対象実需給年度とするメインオーク ションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非 応札」から選択
24	メインオークション応札容量 [kW]	2024 年度を対象実需給年度とするメインオーク ションで「落札」または「非落札」を選択した場 合、メインオークションへの応札容量を入力
25	退出容量[kW]	<ul> <li>元差替元電源に該当する場合は、当初に締結した</li> <li>際の容量確保契約容量のうち、部分的に市場退出</li> <li>(部分退出)した容量を入力</li> <li>なお、全量を市場退出している場合は、電源等差</li> <li>替を実施できません。</li> </ul>

No.	項目	留意点
		2024 年度を対象実需給年度とする調達オ―クシ
		ョンが開催済の場合、調達オ―クションでのステ
26	調達オークション	イタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択
		調達オークションが未開催の場合は選択不要。
		2024 年度を対象実需給年度とする調達オークシ
27)	調達オークション応札容量[kW]	ョンで「落札」または「非落札」を選択した場合、
		調達オークションへの応札容量を入力
		2024 年度を対象実需給年度とするリリースオー
		クションが開催済の場合、リリースオークション
		でのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」
28	リリースオークション	から選択
		リリースオークションが未開催の場合は選択不
		要。
	リリースオークション応札容量	2024 年度を対象実需給年度とするリリースオー
29	[kW]	クションで「落札」または「非落札」を選択した
		場合、リリースオークションへの応札容量を入力
		期待容量等算定諸元一覧で自動算出された提供
		する各月の供給力を月別に入力
(30)	提供する各月の供給力[kW]	発動指令電源の場合は、容量市場システムに登録
		済みの期待容量を入力(各月とも同じ値を入力)。
		女正電源の水力(純扬水)の場合は个要。
		期待谷重等昇正諸元一覧で日期昇出された谷月
31)	各月の管理容量[kW]	の官理谷重を月別に入力
		安定雪酒の水力(純損水) 以外の提合ける力不可
	宝淼上のアセスマント計毎次星	久圧电////////////////////////////////////
32	天伤上の) ビハメン 下対家谷里 (日間) 「I-W]	入力不要(自動計算)
(33)	()」[A]) [A]] =	入力不要(自動計算)
34	差百元左百四石重(J1回)[kw] 差恭元差恭洛宏景(在問)[kw]	入力不要(自動計算)
35	差替元差替可能容量(日間)[レ₩]	入力不要(自動計算)
36	差古元左百二百五百重(八百四)[№]	入力不要(自動計算)

No.	項目	留意点
37)	差替先差替済容量(月間)[kW]	入力不要(自動計算)
38	差替先差替済容量(年間)[kW]	入力不要(自動計算)
39	差替先差替可能容量(月間)[k₩]	入力不要(自動計算)
40	差替先差替可能容量(年間)[k₩]	入力不要(自動計算)

#### 3.1.1.2 **電源等差替情報の登録申込の入力**

差替元電源等提供者は、差替掲示板から差替先電源等を検索し、電源等差替情報を容 量市場システムに登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「差替掲示板」 リンクをクリックし、「差替掲示板画面」へ進みます。次に「差替掲示板画面」で差 替先電源等となる電源等の検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックする と、検索条件に合致する電源等の「差替掲示板番号」リンクが「差替掲示板情報一 覧」に表示されますので、リンクをクリックして「差替掲示板情報詳細画面」へ進み ます(図 3-4参照)。

「差替掲示板情報詳細画面」で「電源等差替申込」ボタンをクリックすると、「電源 等差替情報登録申込画面」へ進みます(図 3-5 参照)。

次に「電源等差替情報登録申込画面」で電源等差替を行う差替元電源等の「電源等識 別番号」を入力し、「差替元追加」ボタンをクリックすると、差替元電源等情報が表 示されます。この際、電源等差替を行う差替先電源等の情報と差替元電源等の情報が 正しく表示されているか確認してください。

続いて、「電源等差替理由」および「電源等差替実施期間」を入力・選択した後、提 出書類の準備にて準備した書類および差替元電源等と差替先電源等の差替容量等算定 諸元一覧を「ファイル選択」ボタンからアップロードします(図 3-6 参照)。

必要事項を入力・選択後、「実行」ボタンをクリックして、電源等差替の登録申込を 行います。

容量市場システム

差替揭示板画面	
✿ TOP > 電源等差替 > 差替揭示板	> 差替揭示板画面
***	半角英数字で入力してください。
争乘者コート	
	全角または半角文字で入力してください。
参加登録申請者名	
	プロ・マーク (1) 「「「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、
容量を提供する電源等の区分	谷重を推測する电源等の広力を存在していたさい。
	11-X.L. @//
宝雲絵在度 *	半角数字で入力してください。
×m=0+12 …	
	エリア名を指定してくださし。
エリア名	· · · ·
	<b>審護時期の区分を指定してくださし</b> い。
電源種別の区分	▼
発電方式の区分	発電力な必定力で指定していたでもの

## 「差替掲示板番号」リンクをクリックし、

「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます。

事業者C 事業者A 本業者A	安定電源 安定電源	2034		
事業者A 本業者A	安定電源			中部
<b>本</b> 業 半 k		2034	事業者A000_安定1	東京
ず木白日	安定電源	2034	事業者A000_安定5	東京
事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定6	東京
事業者C	安定電源	2034		中部
事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定2	東京
事業者D	安定電源	2034		関西
事業者D	安定電源	2034		関西
事業者D	安定電源	2034		関西
事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定3	東京
事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定4	東京
	中菜香鳥       事菜者ら       事菜者ら       事菜者ら       事菜者の       事菜者の       事業者の       事業者の       事業者の	中果者A     女正電源       事果者A     安定電源       事果者A     安定電源       事果者D     安定電源       事果者D     安定電源       事果者D     安定電源       事果者A     安定電源       事果者A     安定電源       事果者A     安定電源	事業者約         安定電源         2034           事業者約         安定電源         2034	事業者A         安定電源         2034         事業者AUUU_女定的           事業者A         安定電源         2034         事業者AUUU_女定的           事業者A         安定電源         2034         事業AUUU_女定的           事業者A         安定電源         2034         事業者AUUU_女定的           事業者D         安定電源         2034         事業AUUU_女定的           事業者D         安定電源         2034         事業AUUU_女定的           事業者D         安定電源         2034         事業AUUU_女定的           事業者D         安定電源         2034         事業AUUU_女定的           事業者AUUU_女定的         2034         事業者AUUU_女定的         2034

図 3-4 「差替掲示板画面」の画面イメージ

ログアウト

ロヴイン日時: 2020/11/11 18:20 量市場システム ロヴアウト ユーザ名: 71922世当 ア(フェーズ2) ログアウト			
差替揭示板情報詳細画面			
↑ TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 > 差替	書掲示板画面 > 差替掲示板情報詳細画面		
差替揭示板番号	000000101		
参加登録申請者名	事業者A		
容量を提供する電源等の区分安定電源			
宇雷給年度	2034		
エリア名	東京		
電源種別の区分	<b>火力</b>		
発電方式の区分	石油		
揭示期限	2020/11/16		
担当者の連絡先			
担当者名	h′2‡∋0 900		
電話番号	03-1234-1234		
メールアドレス			
住所			
所属部署	総務部		
		「電源放業共中に、ギタンなり出した	
添付ファイル一覧		电你寺左省甲込」 小グ イをクリック	
No. 添付ファイル名		し、「電源等差替情報登録申込画面」へ進	
1 <u>差替容量 事業者A 2034 000000x</u>	xxx R1-xlsx		

添付ファイル一覧	「電源等差替申込」ボタンをクリック
No.   添付ファイル名	し、「電源等差替情報登録申込画面」へ進
1 <del>差替容量 · 事業者A 2034 000000xxxx R1.x1sx</del>	みます。
<	
	電源等 差替申込
Copyright OCCTO. All Rights Reserved.	

図 3-5 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ

容	量市場システム		ログイン日時:2020/11/12 12:53 ユーザ名:7102担当 ア(フェーズ2) <b>ログアウト</b>	
>	電源等差替情報登録申込画面			
ž.	↑ TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 >	> 差替揭示板画面 > 差替揭示板情報詳細画面 > 電源等差替情報登録	申込画面	
ĩ				
_				
	実需給年度	2034	「電源等識別番号」を入力後「差替元追加」	
1	<b>事業者</b> コード *	<u>半角英数字で入力してください。</u> 7Y02	ボタンをクリックします。	
2	電源等識別番号 *	半角英数字で入力してください。		
			差替元追加	

1	差替先電源等情報	
	差替揭示板番号	000000302
	実需給年度	2034
	参加登録申請者名	事業者A
	容量を提供する電源等の区分	安定電源
:	差替元電源等情報	
	実需給年度	2034
	事業者コード	7Y02
	参加登録申請者名	· 事業者8
	容量を提供する電源等の区分	変動電源(単独)
	電源等識別番号	0000001619
	電源等の名称	事業者8000_変動単独5
	電源等差替情報	
3)	電源等差替理由 *	全角または半角文字で入力してください。 理由XXXXXXXI
	電源等差替実施期間 *	yyyy/mm/d掲訳で入力してくだきい。
₽ D	補足事項	全角または半角文字で入力してください。

添付ファイル一覧			
	アッゴロードする添付ファイルを選択してください。 ファイル 選択 ファイルが選択されていません。	書類をアップロードします。	クリア
	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。		クリア
添付ファイル (追加)	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。	入力・選択後、「実行」ボタン	クリア
	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。	たカ川 ッカー て 雪酒 笙羊扶の	クリア
	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。		לעל
		登録甲込を行います。	
			一時保存 実行
apyright OCCTO. All Righ	ts Reserved.		

図 3-6 「電源等差替情報登録申込画面」の画面イメージ

No.	項目	留意点
1	事業者コード	入力不要
2	電源等識別番号	差替契約を締結する差替元電源等の電源等識別番号を入力
		「発電機トラブル」または「経済的な電源等差替」を入力
		・電源等差替を実施する理由が発電機トラブルの場合、「発電機
		トラブル」と入力し、電気事故速報の写し(PDF ファイルで
3	電源等差替理由	提出) <sup>7</sup> も併せて提出ください。
		・電源等差替を実施する理由が経済的な電源等差替の場合、「経
		済的な電源等差替」と入力し、電源等差替によって発電コスト
		が経済的となることを証明する書類(PDF ファイルで提出)を
		併せて提出ください。
		1日~10日までの登録申込の場合、 <u>翌月以降</u> の差替開始月を選
		択
		11 日~月末までの登録申込の場合、 <u>翌々月以降</u> の差替開始月を
4	電源等差替実施期	選択
	間	なお、電源等差替実施期間は、差替容量等算定諸元一覧の「今
		回の差替に係る差替実施期間」と一致している必要がありま
		す。また、対象実需給年度内の月初から月末までになっている
		必要があります。
		補足事項があれば記入
5	補足事項	例)「電気事故速報の写し」がないため、代わりに「稼働不可能 なことを証明する書類」を添付しました。

表 3-3 「電源等差替情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 差替元電源等提供者が産業保安監督部等および経済産業大臣に提出した「電気事故速報の写し」を提出していただきます。 なお、「電気事故速報の写し」がない場合、「稼働不可能なことを証明する書類」などを代わりに提出していただきます。

## 3.1.2 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(合格)

本項では、電源等差替情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します(図 3-7 参照)。

- 3.1.2.1 合格通知の受領(電源等差替情報の登録)
- 3.1.2.2 容量確保契約書の変更

3. 1.	2 電源等差替情報の3	登録申込の審査結果の確認(合格)	)
	3.1.2.1 合格通知の受領 (電源等差替情報 の登録)	3.1.2.2 容量確保契約書の変更	>

図 3-7 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(合格)

#### 3.1.2.1 合格通知の受領(電源等差替情報の登録)

電源等差替の登録申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替元電源 等事業者に対して合格通知がメールで送付されます。

合格通知を受領後、登録申込時に申請した差替実施期間で差替契約を締結するため に、差替元電源等事業者は差替先電源等提供者との契約締結に向けた手続きを開始し てください。

差替契約締結後、署名・捺印済の差替契約の写しを PDF ファイルにして容量市場シス テムの「電源等情報変更申込画面」にアップロードすることにより、本機関へ差替契 約の写しを提出してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報 一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、差替契約書の写しを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「提出書類(追加)」欄の「ファイル選択」をクリックして差替契約書の写し(PDFファイル)をアップロードします。また、「変更理由」

欄には「電源等差替契約書の提出」と記入してください。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします(図 3-8、表 3-4 参照)。なお、この段階では仮申込の状態であり、差替容量等算定諸元一覧の提出は完了していませんので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブ から「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進み ます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、差替契約書の写しを提出したい電源 等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状 況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」に て内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリック します。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注1:申込完了メールについて

差替契約書の写しの提出の申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け 付けた旨が記載されています。

注2:審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。 差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってく ださい。

注3:市場支配力の行使が疑われる場合の対応について

「経済的な電源等差替」という理由で電源等差替に申し込み、審査に合格した 場合であっても、市場支配力の行使が疑われる場合には、合格後に本機関から 事業者に対して照会を行う可能性があります。

	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kM]	運開年月	
□ 1	1号號	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象	1
	アップロードする現出ファイルを	選択してください。			,		
	ファイル 選択 ファイル:	が選択されていません。	差替契約書	書の写し	(PDF ファ		25
	ファイル 選択 ファイル:	が選択されていません。	イル) を	「ファイル	選択」ボ		9
提出書類 (追加)	ファイル 道沢 ファイル:	が選択されていません。	タンからア	・ップロー	ドしてく		<i>5</i> %
	ファイル 道沢 ファイル	が選択されていません。	ださい。				<i>9</i> 1,
	ファイル 選択 ファイル	が選択されていません。				_	<i>9</i> ,
全錄演提出書類	I-X						
削除 No. □ 1	提出書類名 使用曲絵者合格証1.pdf						
	金角または半角文字で入力して	ください。					
安東理山							

図 3-8 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-4 「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
1	変更理由	「電源等差替契約書の提出」と記入

#### 3.1.2.2 容量確保契約書の変更

電源等差替情報の登録後、本機関と差替元電源等提供者間で容量確保契約書を変更す る必要があります。

本機関より変更契約書の確認依頼が送付されますので、「容量市場業務マニュアルメ インオークションへの応札・容量確保契約書の締結編」の3章2節を参照し、容量確 保契約書の変更手続きを実施してください。

なお、容量確保契約書の「契約書詳細画面」の「対象契約電源等一覧」に、差替元電 源等に紐づく差替先電源等の情報が表示されますので、内容を確認してください。

## 3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)

本項では、電源等差替情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します(図 3-9 参照)。

3.1.3.1 不合格通知の受領(電源等差替情報の登録)

3.1.3 電源等差替情報の登録申込の署	審査結果の確認(不合格
<b>3.1.3.1</b> 不合格通知の受領 (電源等差替情報 の登録)	

図 3-9 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)

#### 3.1.3.1 不合格通知の受領(電源等差替情報の登録)

電源等差替の登録申込後、本機関による審査が行われ、不備があった場合は差替元電 源等事業者に対して不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「電源等差替情報審査画面」で確認できます。 容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等差替情報審査 管理」リンクをクリックして、「電源等差替情報審査画面」へ進みます。

「電源等差替情報審査画面」で電源等差替の登録申込が不合格となった電源等の条件 を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「電源等差替審査状況一 覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してくだ さい(図 3-10参照)。

電源等差替を希望する場合、『3.1.1 電源等差替情報の登録申込』を参照し、再度申込を行ってください。

注:審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。 差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってくだ さい。

新历史学林住根本本面面		
<b>FE4FAH#ATER</b>		
TOP > 表资 > 電源等差替情報表查管理	> 電源等差許情報委員與	
申込10	学務教室で入力してください。	
実需給年度	手発展すたカルビください。 	
事業者コード	半身美歌子で入力してください。	
参加登録申請者名	<b>会</b> 角または半角文字で入力してください。	
容量を提供する電源等の区分	第量を受付する実際等の区分を知定してください。	
電源等識別番号	半角葉酸字で入力してください。	
電源等の名称	<b>会</b> 角または半角文字で入力してください。	
電源等差替理由	全身または平角文字で入力してください。	
申込日	yyy im (始知本なん) にくください。	
寄查結果	零合語美を約930Aたい場合は、チェックしてください。 (現象チェック可) □一時現存 □申弘孫 □合格 □家下げ	
寄查状况	審査状況を終り込みたい場合は、チェックしてください。 (康数チェック司) □一時個件 □申弘湯 □取[注)	

-	19495172-X												
1 -	28 (0 28)												
= 28	<b>¢</b> ≩10	•23 89	• #38# •	****	未提 • 出書 • 版有	客意コメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	内隷コメント	• <b>客</b> 意状况 •	客室結果反映日・	* # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	<b>王</b> 新日時 4	差景光の電源等の名称 。	差替先の電振等の名称
	0000393	20	2020/11/11 16:39:45	30:中込用	•			中込済			2020/11/11 16:39:45	事業者6000_変動単独2	▶禀者4000_安定2
	0000393	<u>8</u> 12	2020/11/11 16:26:57	30 4628	•			中込济			2020/11/11 16:26:67	事業者9000_変動単独1	亭集者A000_安定1
1-	194 ( <u>*</u> 29	)					《喂物   (約~  1  次~)	戦後>>					,
												8	48 一种保存 中心的现在分词 中心的现在分词 中心的现在分词

## 図 3-10 「電源等差替情報審査画面」の画面イメージ

## 3.2 電源等差替情報の変更手続き

本節では電源等差替情報の変更する手続きについて説明します(図 3-11 参照)。事業 者は差替契約の変更等により、変更があった場合は、事業者自ら変更を行う必要があ ります。なお、電源等差替の変更手続きは、登録済みの電源等差替を取り消した上 で、再度、登録します。

注:電源等差替情報の変更手続きが必要となる場合について

以下の場合に電源等差替情報の変更手続きが必要となります。

- ・差替容量が変更となる場合
- ・差替相手が変更となる場合
- ・差替期間が変更となる場合
- 3.2.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込
- 3.2.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(合格)
- 3.2.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(不合格)
- 3.2.4 電源等差替情報の登録申込
- 3.2.5 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(合格)
- 3.2.6 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)



図 3-11 電源等差替の変更手続きの詳細構成

#### 3.2.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

『3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込』を参照してください。

#### 3.2.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(合格)

『3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(合格)』を参照して ください。

## 3.2.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(不合格)

『3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(不合格)』を参照してください。

## 3.2.4 電源等差替情報の登録申込

『3.1.1 電源等差替情報の登録申込』を参照してください。

# 3.2.5 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(合格)

『3.1.2 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(合格)』を参照してください。

## 3.2.6 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)

『3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)』を参照してください。

#### 3.3 電源等差替情報の取消手続き

本節では、電源等差替情報を取り消す際の手続きについて説明します(図 3-12 参照)。

- 3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込
- 3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(合格)
- 3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(不合格)



図 3-12 電源等差替情報の取消手続きの詳細構成

#### 3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

本項では、電源等差替情報の登録内容の取消申込について説明します(図 3-13 参 照)。

注:電源等差替情報の取消申込について

取消後、電源等差替情報の変更を希望する場合は、新規に電源等差替の登録申込 を行ってください。

なお、新規の電源等差替の登録内容の取消申込は毎月10日に締め切り、当月中に 審査結果を通知します。毎月1日~10日までの期間に申込まれた電源等差替は、 書類等に不備がない場合、最短で翌月1日から電源等差替の適用が可能となりま す。

3.3.1.1 電源等差替情報の登録内容の取消入力



図 3-13 電源等差替情報の登録内容の取消申込

#### 3.3.1.1 電源等差替情報の登録内容の取消入力

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「電源等差替情報管理」リンクをクリックし、「電源等差替情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等差替情報一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックする と、検索条件に合致する電源等の「電源等差替 ID」リンクが「電源等差替情報一覧」 に表示されますので、リンクをクリックして「電源等差替情報詳細画面」へ進みます (図 3-14 参照)。

「電源等差替情報詳細画面」で「取消」ボタンをクリックすると、「電源等差替情報 取消申込画面」へ進みます(図 3-15 参照)。

次に、「電源等差替情報取消申込画面」で、「取消理由欄」に理由を記入し、「実行」 ボタンをクリックします(図 3-16、表 3-5 参照)。

等差替情報一覧画面 00 、電源等差数 、電源等差						ログイン日時:20 ユーザ名:71	20/11/12 13:54 02担当 ア(フェーズ2)	) ログアウト
「し、 軍児主主 茲、 「軍児主主?								
	替情報管理 > 電源等;	差替情報一覧画面						
原等差替区分	* 表示する情報を ○差替先	指定してください。 ● 差替元						
原等差替ID	半角数字で入力	してください。						
常給年度	半角数字で入力 2034	してください。						
業者コード	<b>半角英数字で入</b> 7Y02	力してください。						
m登録申請者名	全角または半角: 事業者B	文字で入力してくだる	t l lo					
重を提供する電源等の区分	容量を提供する 変動電源(単	電源等の区分を指定し 単独) 、						
原等識別番号	半角英数字で入	力してください。						
原等の名称	全角または半角;	文字で入力してくだる	څ ل ۱۰					
原等差替実施期間	yyyy/nn/dd形式	で入力してください。						
*日	yyyy/nn/dd形式	で入力してください。						
◇洗ュの枝根を来テ								
TUE 22.1								
								検索
		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	<b>n</b> 11 x 2, 2 2, 2		_			
	電源	等走替	D」リンクをク	リックし、				
	「雷源	笙羊麸桂	「報業細面面」~	、准みます				
源等差替情報一覧	1 12/0/17	サ左日旧						
0/# (//0/#)				Mark E EWALL				
01+(主01+) 蔡等差替 _ 電源等差替区	,中国经生度,		《· # ho 2013 中部 # 2		<b>索局长期</b> /	#士工委送堂の反公 .	電源等識別番	香港体のタサ
<sup>▼</sup> 分	◆ 天面和平臣 :	⋎⋣⋇⋳⊐−⊦ः	₹ 参加豆球中胡石石	₹ 1	合里で症じ	共9 る电源寺の区方 ≑	号	風爆守り右体
	2034	7Y02	事業者B	3	変動電源	(単独)	0000001614	- 事業者BNNN 変動
0000001 差替元	2004		本業本の	7	TRANSFER A	CHECH	0000001010	東洲本1000 赤毛
<u>0000001</u> 差替元 0000103 差替元 0000202 美恭云	2034	7Y02	事業者B 本業者D	3	変動電源	(単独)	0000001616	事業者B000_変動
0000001 差替元 0000103 差替元 0000202 差替元	2034 2034 2034	7Y02 7Y02 7Y02	<ul> <li>事業者B</li> <li>事業者B</li> <li>事業者B</li> </ul>	3 3	変動電源 変動電源 変動電源	(単独) (単独) (単独)	0000001616	事業者B000_変更 事業者B000_変更
0000001         差替元           0000103         差替元           0000202         差替元           20000201         差替元	2034 2034 2034 2034	7Y02 7Y02 7Y02 7Y02	<ul> <li>事業者B</li> <li>事業者B</li> <li>事業者B</li> <li>事業者B</li> </ul>	3 3 3	変動電源 変動電源 変動電源	(単独) (単独) (単独)	0000001616 0000001621 0000001620	事業者8000_変更 事業者8000_変更 事業者8000_変更
0000001         差替元           0000103         差替元           0000202         差替元           0000201         差替元           0000201         差替元           0000201         差替元           0000201         差替元	2034 2034 2034 2034 2034 2034	7Y02 7Y02 7Y02 7Y02 7Y02	<ul> <li>事業者8</li> <li>事業者8</li> <li>事業者8</li> <li>事業者8</li> <li>事業者8</li> <li>事業者8</li> <li>事業者8</li> </ul>	3 3 3 3 3 3 3	変動電源 変動電源 変動電源 変動電源	(単独) (単独) (単独) (単独)	0000001616 0000001621 0000001620 0000001619	事業者8000_変 事業者8000_変 事業者8000_変 事業者8000_変 事業者8000_変 事業者8000_変

図 3-14 「電源等差替情報一覧画面」の画面イメージ

量市場システム		ログイン日時:2020/11/12 18:54 ユーザ名:7102担当 ア(フェーズ2)
電源等差替情報詳細画面 ↑ TOP > 電源等差替 > 電源等差替	情報管理 > 電源等差替情報一覧直面 > 電源等差替情報詳細直面	
電源等差替ID	000000201	
登録日	2020/11/12	
差替先電源等情報		
差替揭示板番号	000000002	
実需給年度	2034	
参加登録申請者名	事業者A	
容量を提供する電源等の区	<b>步</b> 安定電源	
電源等の名称	事業者A000_安定5	
差替元電源等情報		
実需給年度	2034	
事業者コード	7Y02	
参加登録申請者名	事業者B	
容量を提供する電源等の区	分 変動電源(単独)	
電源等識別番号	000001620	
電源等の名称	事業者B000_変動単独6	
電源等差替情報		
電源等差替理由	発電機トラブル	
電源等差替実施期間	2034/08/01 ~ 2034/12/01	
補足事項		
削除状態	未削除	「取消」ボタンをクリックし、「電源等差替
		情報取消申込画面」へ進みます。
Mo. 添付ファイル一覧		
主替容量 事業者 2034 00           2         電気事故速報の写し.pdf	0000xxxx.xlsx	
3 署名・捺印していない差替	契約書_odf	
		RCH
/pyright UCCIU, All Rights Rese	rved.	

図 3-15 「電源等差替情報詳細画面」の画面イメージ

<b>浮量市場システム</b>		ログイン日時:2020/11/12 13:54 ユーザ名:7Y02担当 ア(フェーズ2)	ログアウト
電源等差替情報取消申込画面			
TOP > 電源等差替 > 電源等差替情	報管理 > 電源等差替情報一覧面面 > 電源等差替情報詳細面面 > 電源等差替情報取消申込画面		
電源等差替ID	000000201		
844.D	0000/11/10		
<b>亚</b> 林日	2020/11/12		
差替先電源等情報			
差替揭示板番号	000000002		
実需給年度	2034		
* 1. 70 01 ch 70 4/ 0			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	今来省H		
容量を提供する電源等の区分	安定電源		
雷语等仍之称	<b>玉葉</b> 老(100 守守5		
-Bak (3 (5 - D1))	T WE HOUS_X.ED		
差替元電源等情報			
実需給年度	2034		
事業者コード	7Y02		
参加登録申請者名	事業者8		
容量を提供する電源等の区分	、変動電源(単独)		
電源等識別番号	0000001620		
雪道第の文社	ສະໜະມະດາດດ_ກາະ≴າໄຟ ໃຫຍ		
电源等の石林	◆米石20000_S到0+120		
電源等差替情報			
電源等差替理由	発電機トラブル		
委酒笔美恭宝族加朗	2024/09/01 ~ 2024/12/01		
电脉守左首天爬刻间	2004/00/01 - 2004/12/01		
補足事項			
	全角または半角文字で入力してください。		
取消理由 *			
添付ファイル一覧			
	アップロードする添付ファイルを選択してください。		
	選択 ファイルの)選択されていません。 ファイル		
添付ファイル	ファイルが選択されていません。		クリア
"(道加)	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。		クリア
	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。		クリア
	ファイル 選択 ファイルが選択されていません。		クリア
登録済添付ファイル一覧			
No. 登録済添付ファイル名			
1         差替容量 事業者 2034 0000           2         電気事故速報の写し.pdf	00xxxx.x1sx		
<ol> <li>3 署名・捺印していない差替</li> </ol>	28的書.pdf		
			実行
Copyright OCCTO, All Rights Reserv	ed.		
in provident			

図 3-16 「電源等差替情報取消申込画面」の画面イメージ
No.	項	記入例
		具体的な取消理由を記入
1)	取消理由	記入例 ・差替実施期間中ですが、発電機のトラブルが解消されたた め、20XX 年 X 月 X 日をもって差替先電源提供者である ○○株式会社との差替契約を解消しました。

表 3-5 「電源等差替情報取消申込画面」での取消理由の記入例

3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(合格)

本項では、電源等差替情報の登録内容取消の申込後、本機関が内容を確認した結果、 不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します(図 3-17 参照)。

3.3.2.1 合格通知の受領(電源等差替情報の登録内容取消)



図 3-17 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(合格)

### 3.3.2.1 合格通知の受領(電源等差替情報の登録内容取消)

電源等差替情報の取消申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は電源等 差替情報が取り消されます。電源等差替情報の取消が認められる差替元電源等提供者 へは、合格通知がメールで送付されます。

合格通知を受領後、新規に他の差替先電源等提供者と差替契約を締結する場合、再度 『3.1.1 電源等差替情報の登録申込』を参照して、登録申込を行ってください。

電源等差替情報の登録内容取消後、本機関と差替元電源等提供者間で容量確保契約書 を変更する必要があります。

容量確保契約書の変更手続きについては、容量市場業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約書の締結編 第3章をご参照ください。

注:審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。 差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってくだ さい。 3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(不合格) 本項では、電源等差替情報の登録内容取消の申込後、本機関が内容を確認した結果、 不備があった場合の審査結果の確認について説明します(図 3-18 参照)。

3.3.3.1 不合格通知の受領(電源等差替情報の登録内容取消)



図 3-18 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認(不合格)

### 3.3.3.1. 不合格通知の受領(電源等差替情報の登録内容取消)

電源等差替情報の取消申込後、本機関による審査が行われ、不備があった場合は差替 元電源等事業者に対して不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「電源等差替情報審査画面」で確認できます。 容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等差替情報審査 管理」リンクをクリックして、「電源等差替情報審査画面」へ進みます。

「電源等差替情報審査画面」で電源等差替情報の取消申込が不合格となった電源等の 条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「電源等差替審査状 況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認して ください。

電源等差替情報を取り消す場合、『3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込』を参照し、再度申込を行ってください。

注:審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。 差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってくだ さい。

## Appendix.1 差替容量等算定諸元一覧

差替容量等算定諸元一覧

	_						
提出目的							
申請区分							
申請要件(差替先のみ違	UR)						
差替要件(差替元のみ達	UR)						
参加登録申請者名							
事業者コード							
電源等の名称 / 小規模3		調明スト名 / 電源等リス	名				
電源等識別番号							
対象実需給年度							
容量を提供する電源等の	区分						
発電方式の区分							
エリア名		-					
今回の差替に係る		電源等の名称 / 小規模 電源等リスト名	変動電源リスト名/				
差管相于(5)直報		差付相手の電源等識別	带号				
今回の差付に係る差付実	施期	N)					
				4月	5月	6月	
今回の差替契約で差替元	<b>R</b> if	等として差替える場合の差	曾容量[kW]				
今回の差替契約で差替先	<b>R</b> IF	等として差替える場合の差	曾容量[kW]				
差替元として差替契約した 容量[kW]	-31 M	事業者名	電源等の名称				
差替先として差替契約した 容量「kW1	:菜曾	事業者名	電源等の名称				
	-	されている期待容量「いい」					
	19/4	容易の増加分に必つ	,				
		確保知的文易「レW」					
	1	at=htas					
	1	オールションの計画を見てい	a				
差替先差替可能容量算 出のために必要な情報	10.00						
	1012	ere (KW)					
	1010	メーリンヨン	a				
	1912	オーリンヨンルの礼旨重[KW	4				
	-99	スオークンヨン	141				
	99-	x/-/>//////////////////////////////////	<b>A1</b>				
				4月	5月	6月	
提供する各月の供給力[k	w]						
各月の管理容量[kW]							
実務上のアセスメント対象容量(月間)[kW]							
差替元差替清容量(月間)[kW]							
差替元差替清容量(年間)[kW]							
莲替元莲替可能容量(月間)[kW]							
差替元差替可能容量(年間)[kW]							
差替先差替清容量(月間)[kW]							
差替先差替清容量(年間)[kW]							
差替先差替可能容量(月間)[kW]							
差替先差替可能容量(月	間)[k	(W)					

## Appendix.2 図表一覧

図 1-1 電源等差替の申込可能期間	
図 1-2 電源等差替の登録手続き	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成(第1章除く)	7
図 2-1 第2章の構成	
図 2-2 差替掲示板情報の登録手続きの詳細構成	10
図 2-3 差替掲示板情報の登録申込	
図 2-4 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	
図 2-5 「差替掲示板情報登録申込画面」の画面イメージ	
図 2-6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(合格)	
図 2-7 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)	
図 2-8 「差替掲示板情報審査画面」の画面イメージ	
図 2-9 差替掲示板の掲載変更手続きの詳細構成	
図 2-10 差替掲示板への掲載取消手続きの詳細構成	
図 2-11 差替掲示板情報の取消申込	
図 2-12 「差替掲示板画面」の画面イメージ	30
図 2-13 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ	31
図 2-14 「差替掲示板情報取消申込画面」の画面イメージ	32
図 2-15 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(合格)	33
図 2-16 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認(不合格)	
図 3-1 第3章の構成	35
図 3-2 電源等差替情報の登録手続きの詳細構成	35
図 3-3 電源等差替情報の登録申込	
図 3-4 「差替掲示板画面」の画面イメージ	
図 3-5 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ	49
図 3-6 「電源等差替情報登録申込画面」の画面イメージ	50
図 3-7 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(合格)	52
図 3-8 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	
図 3-9 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認(不合格)	55
図 3-10 「電源等差替情報審査画面」の画面イメージ	56
図 3-11 電源等差替の変更手続きの詳細構成	57
図 3-12 電源等差替情報の取消手続きの詳細構成	59
図 3-13 電源等差替情報の登録内容の取消申込	59
図 3-14 「電源等差替情報一覧画面」の画面イメージ	61
図 3-15 「電源等差替情報詳細画面」の画面イメージ	

	画面イメージ	伸込画面」	<b> </b>	6	3-16	义
(合格) 64	込の審査結果の確認	内容の取消	原等差替情報の登録	7'	3-17	义
(不合格)66	込の審査結果の確認	内容の取消	原等差替情報の登録	8 1	3-18	义
11	元一覧の作成単位	容量等算定諸	等区分ごとの差替	雷电	2-1	表
等・差替掲示板への掲	R項目 (差替先電源等	覧の入力・選	容量等算定諸元一	差	2-2	表
				用)	載	
	力項目	画面」でのフ	源等情報変更申记		2-3	表
Ē21	の入力・選択項目一覧	申込画面」て	替揭示板情報登録		2-4	表
		一覧	掲示板の掲載項目	差	2-5	表
	の取消理由の記入例	申込画面」て	替揭示板情報取消		2-6	表
等・電源等差替への申	R項目 (差替元電源等	覧の入力・選	容量等算定諸元一	差	3-1	表
				用)	込	
等・電源等差替への申	R項目 (差替先電源等	覧の入力・選	容量等算定諸元一	差	3-2	表
				用)	込	
Ē51	の入力・選択項目一覧	申込画面」て	源等差替情報登録		3-3	表
	力項目	画面」でのフ	源等情報変更申记		3-4	表
	の取消理由の記入例	申込画面」て	源等差替情報取消		3-5	表

# Appendix.3 電源等差替に関連する用語一覧

No.	用語	意味	
		容量確保契約に定める供給力を提供できなくなった場合等	
1	電源等差替	に、その電源等の代わりに容量オークションで落札していな	
		い電源等を用いて供給力を提供すること	
9	羊扶上雪酒竿	電源等差替により、容量確保契約を締結している電源等に代	
2	左省九电你守	わって供給力を提供する電源等のこと	
3	差替先電源等提供者	差替先電源等を提供する事業者のこと	
		対象実需給年度の容量オークションにおいて落札し、広域機	
4	元差替元電源	関と容量確保契約を締結しており、且つ既に他の電源等差替	
		の契約を差替元電源等として締結している電源等のこと	
5	羊扶二重酒竿	電源等差替において、容量確保契約を締結している電源等の	
Э	左 省 兀 电	こと	
6	差替元電源等提供者	差替元電源等を提供する事業者のこと	
		差替元電源等提供者と差替先電源等提供者の間で締結される	
	差替契約	電源等差替に係る契約のこと	
7			
'		※なお、容量市場において、本機関と事業者の間で締結される	
		契約は「容量確保契約(容量オークションの結果、本機関と電	
		源等が約定した事業者の間で締結される契約)」のみです。	
Q	羊扶欢县	差替先電源等と差替元電源等の間で差替える容量で、差替契	
0	<b>左百谷里</b>	約に記載される容量のこと	
9	差替先差替可能容量	差替先電源等が電源等差替で差替え可能な容量のこと	
10	差替先差替済容量	差替先電源等が電源等差替で既に差替えた容量のこと	
11	差替元差替可能容量	差替元電源等が電源等差替で差替え可能な容量のこと	
12	差替元差替済容量	差替元電源等が電源等差替で既に差替えた容量のこと	

## Appendix.4 業務手順全体図













別紙3

「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務(全般)編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

NO.	頁	ご意見	回答
1	6~7	メインオークション時点で、需給調整市場への参加を予定しておらず、調整機能「無」としていた電源について、その後に需給調整 市場への参入が決まった場合の、余力活用契約の締結期限の取り扱いは、どのようになりますでしょうか? 例えば、2024年度中への参入が、2024年1月以降に決まった場合、リクワイアメントで求められている締結期限である2023年 12月を超えてしまいます。	需給調整市場の要件を満たす場合には、需給調整市場への参加意思に関わらず、調整機能「有」で電源等情報 を登録をお願いしております。 容量市場への応札時点では需給調整市場の要件を満たしていないものの、その後の機能変更等により需給調整 市場の要件を満たすようになった場合には、調整機能「有」に変更いただき、速やかに余力活用契約を締結してくだ さい。
2	6	表1-2について、表1-1上のパラグラフに"本業務マニュアルに記載している実需給前の市場退出理由は、表1-2を参照してくださ い"と記載があるため、表1-2に記載の退出事由以外は認められないということではないという理解でよいか。	表には一般的に想定される内容を記載しており、個々の市場退出の理由や内容にもとづき可否判断がなされます。
3	7	実効性テストは、リスト登録の需要家のテスト実績(供出kW)を積算して成否を判定するものという認識である。 一方で、前々年度に電源 I '等(送配電事業者が発動を指令した実績に限る)による実績がある場合、実効性テストに代替 できるという事であるが、リストに登録されている一部の需要家について、前々年度に電源 I '等によるkW供出実績がある場合、 その実績を実効性テストに用いる積算値に用いることができるという理解でよいか。 実効性テストを省略できるケースを具体的にご説明頂きたい。	発動指令電源については、今後発行する容量市場業務マニュアル実効性テスト編でお示しいたします。
4	12	余力活用契約の締結依頼はいつ頃行われるのでしょうか(確認)。	調整機能に関する事前審査に合格した容量提供事業者に対して、一般送配電事業者より順次、余力活用契約 の締結依頼を行う予定であり、事前審査の実施時期についての詳細は別途、一般送配電事業者から公表される 予定です。
5	12	余力活用契約案は一般送配電事業者から提示されるのでしょうか。 また、ひな型はいつ頃公表されるのでしょうか(確認)。	余力活用契約案は一般送配電事業者より提示される予定です。詳細は別途、一般送配電事業者から公表され る予定です。
6	12	余力活用契約は単年度契約なのでしょうか(確認)。	単年度契約を前提とすることを一般送配電事業者から伺っております。詳細は別途、一般送配電事業者から公表 される予定です。
7	18~24	調整機能「有」から「無」への変更手続きについては記載頂いておりますが、調整機能「無」から「有」への変更手続きは記載があり ませんので、記載をお願いします。	需給調整市場の機能要件を満たす場合には、需給調整市場への参加/不参加の意思に関わらず調整機能「有」 で登録し、やむを得ない理由があった場合のみ「無」への変更することとしておりますので、「有」から「無」への変更手 続きのみを記載しております。
8	34~44	各電源区分ごとに、電源等情報の追加登録の項目を記載頂いていますが、発動指令電源について記載がございません。 実効性テストの前に電源等リストの登録が必要と思いますし、リソース入替を電源等リストの変更の手続きにより実施するのであれ ば、発動指令電源についても、電源等情報の追加登録(変更)の手続きが必要と思いますので、具体的な手続き方法・登録 項目について記載が必要と考えます。	発動指令電源の実効性テストに向けた具体的な手続き方法等につきましては、今後発行する業務マニュアル実行 性テスト編でお示しいたします。
9	37	追加記載項目の起動時間に関しては、変更期限があるのか。 また、変更期限後の変更の場合は、ペナルティなど発生するのか。	2023年11月末までとなります。期限後にやむを得ず修正が必要となった場合は、速やかに変更手続きをお願いします。 す。 なお、期限までに追加登録等がない場合は、市場退出(全量退出)となる可能性がありますので留意してください

NO.	頁	ここで意見	回答
10	37、40、43	(原案) 表2-5、②・③・④の留意点「追加登録の期限までに要入力」 (確認) 期限後に、コードの変更や、起動時間等に変化があった場合、どのような手続きをすればよいのか。 もしくは、期限後の変更は認められないのか。 (意見) 例えば、BGコードの変更が不可の場合、BG組成の変更ができなくなるため、項目によっては変更手続きを可能とす ること、または、入力期限を実需給に近い期限とすることを検討いただきたい。	期限後にやむを得ず修正が必要となった場合は、速やかに変更手続きをお願いします。
11	44	電源等情報の追加登録に関して、安定電源、変動電源(単独)、変動電源(アグリゲート)の入力項目や例示はされている が、発動指令電源についても記載いただくようお願いしたい。 発動指令電源が対象外の場合でもその旨を記載いただきたい。	発動指令電源については、今後発行する容量市場業務マニュアル実効性テスト編でお示しいたします。
12	58	(原案)注意書き:FIT電源の市場退出における対応について「容量オークションへの参加が認められない電源を~参入ペナ ルティの対象とする可能性があります。」 (確認)参入ペナルティの対象に該当するかどうかの判断は、市場退出に至った経緯(例:入札時点で実需給年度にFIT電 源となることが未確定であった)等について、個別にヒアリング等を行ったうえで判断するとの理解でよいか。	参入ペナルティの運用にあたっては、状況に応じた対応や方法により判断を行ってまいります。
13	60	表2-12において、各欄において対象となる電源が差替先電源か差替元電源かが不明確なので明記していただきたい。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
14	60	差替元電源が全量差替されている場合、当該差替元電源は市場退出の必要はないということでよいか。	ご理解のとおりです。
15	60	表2-12の部分退出における電源差替等を実施している場合で、"必要に応じて"とあるが、具体的にはどのような状況を指すか。 (差替済の容量以外から部分退出する場合との理解でよいか)	ご理解のとおりです。
16	63	部分退出の場合、期待容量等算定諸元一覧の提出が求められていますが、『業務マニュアル メインオークションへの応札・容量 確保契約書の締結編』の2章1節2項「応札容量確認資料の作成」 に、発動指令電源の作成方法の記載がないため、発動指 令電源は提出の対象外と認識していますので、不要である旨の記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
17	68	実需給前のペナルティ対応全般に対し、具体的な時期(実需給年度の〇年前の〇月、等)は記載がないが、今後具体的に 定まった際には周知いただけるとの認識でよいか。 (例えば実効性テストの結果、一部市場退出となり、経済的ペナルティを支払った後、追加オークションが実施されなかった場 合、いつ容量提供事業者は市場退出に係る経済的ペナルティを支払い、いつ広域機関から返金を受けられるのか、等)	ご理解のとおりです。時期につきましては現在詳細検討中ですが定まり次第、何らかの形で周知させていただく予定 です。
18	69	「3.1.1.1 ペナルティ通知内容の確認」にて、 「本機関が容量市場システムにてペナルティ通知書を発行後、事業者にペナルティ通知書が発行された旨がメールにて送付されま すので、ペナルティ通知書の内容を確認してください。」とあるが、 ペナルティ通知書の発行のタイミングについて明示いただきたい。 (実需給前のペナルティについて、ペナルティの種類ごとに確定したタイミングで通知されるという認識でよいか。)	ペナルティ通知書は本機関によるペナルティ要素に基づく算定額の算定などの確認が完了した後に発行いたします。 市場退出の場合には、退出表明の登録を受け付けて、本機関で確認した後にペナルティ通知書を発行し、その旨 をメールにて通知いたします。 (「2.6.1.1 退出表明の登録」の記載を参照ください。)
19	71	表3-1の項目18にペナルティ要素に基づく係数(%)とあるが、ペナルティ要素内容に応じた経済的ペナルティ算出の割合とは、 例えば、市場退出が追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までに行われた場合 の経済ペナルティ(=市場退出した電源等の容量×契約単価×5%)の算定における「5%」などを指すとの認識でよいか。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/200630_youryoukeiyakuyakkan.pdf	ご理解のとおりです。

NO.	頁	ご意見	回答
20	72	何月分のペナルティ請求が何月何日ごろに来るかを明示していただきたい。	請求書発行のタイミングにつきましては詳細検討中です。
21	74	「3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知」について、2025年度以降のオークションの約定電源については、実需給期間 開始前のペナルティの支払時期について再検討してはどうか。 容量確保契約金の支払が開始される前にペナルティ額を支払わなければならない理由が必ずしも明確でないことに加えて、支払 時期を実受給期間に入って以降の対応とすることにより返金の手続きが不要となるのではないか。	当該経済的ペナルティには、実需給期間前に支出が伴うことにより供給力の提供を見込めない応札の抑止効果も 求めておりますので、容量確保契約金額のお支払い前といたします。
22	79	「3.3 請求書の受領」について、請求書の発行のタイミング及び支払期限について明示いただきたい。 (実需給前のペナルティについて、ペナルティ額が確定した後、一定程度の期間(例:1カ月程度)経過した後が支払期限と いう認識でよいか。)	ご認識の通り、支払い期限につきましては請求書発行、事業者受領後一定程度の期間経過した後となります。詳 細な請求書発行のタイミング等につきましては、運用体制等が整い次第別途ご案内いたします。
23	89	電話連絡ではなく、メール連絡としていただきたい。	ご意見を踏まえ、実運用を検討いたします。
24	全般	オークション前に登録済みの電源等情報のうち、落札容量以外に変更(例えば、設備容量)が生じた場合、手続きは不要か。 (手続き不要の場合、次年度以降のオークション向けに電源情報の更新をしたいが、どのような手続きとなるか確認したい)	現在、国の審議会も含めて2025年度向けの容量市場メインオークションに向けた検討をしているところでございます。 す。 現時点では、スケジュールも含め議論中です。お伝えできる状況になり次第、広域機関WEBサイト等でお知らせす る予定ですので、お待ち頂けるようお願いいたします。

別紙4

### 「容量市場業務マニュアル 電源等差替編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

NO.	頁	ご意見	回答
1	4	図1-1の下のパラグラフにて、"電源等差替の申込可能期間は、(略)実需給年度末まで" (略) "最終登録申込は2025 年2月10日まで受け付けます"とあるが、前者と後者の"申込"が同一の意味であるならば、表現を整合させてはどうか。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
2	7	差替先電源の要件として、「対象実需給年度の容量オークション以降に、設備更新等に伴う増出力等があった電源の当該増出 力分」を追加いただきたい。 また、設備更新等には発電設備の更新の他、系統制約の緩和に伴う増出力も含めていただけないか。	設備更新等に伴う増出力等があった電源については、当該電源の元々の容量が対象実需給年度の容量オークショ ンへ応札していた場合に限り、当該増出力分は差替先電源の要件となります。 (1.2 差替先電源等の要件の「対象実需給年度の容量オークションに応札していないが、新設電源など、容量 オークションに応札していないことにやむを得ない事情のある電源等」に該当) なお、系統制約の緩和に伴う増出力につきましては、合理的理由があれば差替電源として登録可能となりますの で、そのような場合はまずは事情をお聞かせください。
3	7	1.2電源等差替が可能な電源等・・差し替え先電源等の要件-3ボッ目 「・対象実需給年度の容量オークションに応札していないが、新設電源など、容量オークションに応札してないことにやむを得ない 事情のある電源等」とあるが、FIT化を予定しており、メインオークションに参加していなかった電源が、FIT化断念となった場合、差し替え電源として登録可能か否かをご教授いただきたい。	説明に合理的理由があれば差替電源として、登録可能となります。 そのような場合はまずは事情をお聞かせください。
4	9	「差替え掲示板への掲載期間について、差替掲示板への掲載期間は、1か月以上である必要があります。」との記載があるが、 掲載期間のうちは、差替希望者が現れても交渉を始めてはいけないか。 また、希望者が現れた場合順次交渉を開始し、後続事業者の有無にかかわらず契約締結しても良いか。	後続事業者の有無にかかわらず契約締結することは問題ございませんが、他事業者が差替先電源を確保しやすい 環境を整えるために1ヶ月以上を掲載するとした目的も踏まえ、後続事業者とも交渉していただくことが望ましいと考え ております。
5	11	容量市場メインオークション募集要綱に関する意見募集のNo.162に対する回答に記載頂いているように、発動指令電源のリ ソースの入替は可能と認識しています。 電源等差替は、表2-1に記載の差替容量等算定諸元一覧の作成単位で実施するものと思いますので、発電指令電源のリソー ス入替は電源等リストの変更手続きで実施し、電源等差替で実施しないという認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	12	③申請要件に関して、差替先電源の登録の理由として「対象実需給年度の容量オークション以降の設備更新等に伴う増出力 等」を選択項目に追加いただきたい。	設備更新等に伴う増出力等があった電源については、当該電源の元々の容量か対象実需給年度の容量オークションへ応札していた場合に限り、当該増出力分は差替先電源の要件となります。 (「2024年度向け容量オークション時点で、新設電源等やむを得ない理由により、容量オークションに不参加」に該 当)
7	13	(原案)表2-2 <sup>(3)</sup> 、 <sup>(3)</sup> 「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」 (確認)入力は任意か。 (意見)入力は不要と考えるが、必須の場合は過去の契約を全て入力するのではなく、前年度分の契約情報等に限定してい ただきたい。	「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」いただくのは必須であり、同一の実需給年度に対して、過去に差替を実施していた場合に、当該契約情報の入力をお願いいたします。 そのため、実需給年度が2024年度に対する差替契約を締結していた場合であっても、2025年度分で差替をする際に2024年度の契約情報の入力を求めるものではございません。
8	14	「⑩提供する各月の供給力[kW]」について、「期待容量等算定諸元一覧で自動算出された提供する各月の供給力を月別に 入力」とありますが、安定電源(純揚水以外)の「提供する各月の供給力[kW]」は自動算出ではないため、記載の修正が必 要ではないでしょうか(P42、P46も同様)。	ご指摘を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
9	21		電源等識別番号および電源等の名称については他事業者には表示されません。 掲載を希望する場合には、Excelファイルを作成いただき添付ファイルにて掲載することが可能です。 (添付ファイルのアップロード方法については「2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力」をご参照ください)

NO.	頁	ご意見	回答
10	21	「⑥電源等の名称」について、「電源等情報の情報が自動設定されます」とあり、登録済みの固有名称が掲示されるものと理解し ておりますが、差替掲示板は容量市場システムに登録した事業者のみが閲覧可能な掲示板なのでしょうか(確認)。	「⑥電源等の名称」は他事業者には表示されません。 なお、差替掲示板は容量市場システムに登録した事業者のみが登録・閲覧が可能となります。
11	21、26	(原案)「表2-4」および「表2-5」の各入力項目 (確認)システムにおいて掲載可否の選択が可能である⑧、⑩、⑫(エリア名、電源種別区分、発電方式区分)以外の項目 は、差替え掲示板に必ず掲載されるということか。 (意見)掲示板へ必ず掲載される項目について明記していただきたい。	掲示板へ掲載される項目に関しては、別途公表のシステムマニュアルにてお示しいたしますので、ご参照ください。
12	21、26	(原案)「表2-4」および「表2-5」の⑥(電源等の名称) (意見)差し替え先が掲載を希望する場合に掲載する項目として、第25回容量市場の在り方に関する検討会資料 5 – P10 において整理されていたように、掲載可否の選択が可能な項目としていただきたい。	⑥(電源等の名称)は他事業者には表示されません。 掲載を希望する場合には、差替先差替可能容量を掲載する場合と同様に、Excelファイルを作成いただき掲載する ことが可能です。
13	21、26	(原案)「表2-4」および「表2-5」 (意見)差替先電源等提供者を探すにあたり、差替えを行いたい期間に電源を提供している事業者の検索が容易になるよう、 第25回容量市場の在り方に関する検討会資料 5 – P10にあるように、「差し替え可能期間」の項目を作成いただきたい。	差替可能期間の掲載を希望する場合には、差替先差替可能容量を掲載する場合と同様に、Excelファイルを作成 いただき添付ファイルとして掲載することが可能です。 (添付ファイルのアップロード方法については「2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力」をご参照ください) 差替可能期間で検索する機能は具備しておりませんので、差替可能期間は添付ファイルにてご確認していただく必 要があります。 検索機能の追加については今後の検討の参考にさせていただきます。
14	22	表2-4のNo⑬提示期限について、登録申込を行う月の翌月末以降を指定とあるが、1か月以上掲載できるのであれば翌月末 以降に限定する必要はないのではないか。(例:4/9申請、4/10合格→5/10まで掲載)	審査にかかる時間を考慮し余裕を持ったスケジュールとしております。
15	23	掲載期限で指定した期日を迎えて自動的に掲載が削除された場合においても、メールによる通知をいただきたい。	掲載期限で指定した期日を迎えて自動的に掲載が削除された場合は、メールでの通知されませんので、登録した期 日を迎えたら削除されていることをご確認してください。
16	26	表2-5のタイトルが"掲載項目一覧"となっていため念のための確認であるが、掲載可否で否を選択したものは掲示板には掲載さ れないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
17	30	(原案)注意書き「差替掲示板に掲載後、1か月以上経過していないと取り消せません」 (確認)掲載後1か月以内にその差替容量全量について差替元電源が見つかった場合でも、1か月経過するまでは削除できな いのか。	ご認識のとおり、1か月経過するまで削除はできません。
18	36	(原案)「電源等差替の登録申込は毎月10日に締め切り」 (意見)電源等差替は、第12回容量市場の在り方等に関する検討会資料3ーP23にもあるように、速やかに差し替え先電源 を確保したいニーズによるものである。上記(原案)では、最大で50日程度の容量停止計画となるリスクがあり、速やかな差し替 え先電源の確保につながらないため、各月毎の最終登録申込締切をできる限り月末寄りに設定いただきたい。	電源等差替は年間、および月次単位で行うこととしております。 申込から審査等に時間を要するため、毎月10日に締め切り手続きをいたします。
19	36	必要となる提出書類について、掲示版掲載の結果、自社電源と電源差替を行うこととなった場合は、左記の書類は不要と考え てよいか。	「差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類」は不要となります。

NO.	頁	ご意見	回答
20	36	同一事業者が保有する電源で差替を申し込む場合、「差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書 類」は提出不要との理解でよいでしょうか(確認)。	ご理解のとおり、提出不要となります。
21	36~38	差替登録時に必要となる書類のうち、合意書類やペナルティ配分の同意書類は同一事業者間での差替の場合は不要との理解 でよいか。	不要となります。 ただし、差替元が複数の事業者となる場合には、ペナルティ配分の同意書類の提出をお願いいたします。
22	37	同一事業者が保有する電源で差替を申し込む場合、「差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が、 電源等差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す書類」は提出不要との理解でよいでしょうか(確認)。	不要となります。 ただし、差替元が複数の事業者となる場合には、提出をお願いいたします。
23	38	四角囲い部分、「電源等差替によって発電コストが経済的となることを証明する書類」とあるが、発電コストとは、差替を行う時点 における応札時からの状況変化を踏まえた維持管理コスト(電源稼働のための大規模修繕費用等を含む)を意味するというこ とでよいか。	基本的には燃種や発電効率の違い等により、kWh単価が経済的となる場合の差替を想定しております。 状況変化により大規模修繕が必要となるケースは、発電機トラブルの方に該当すると想定されますが、個別事象に より判断いたします。
24	38	(原案)必要となる提出書類 – 電源等差替を実施する理由が経済的な電源等差替の場合「発電コストが経済的となるこ とを証明する書類」 (確認)発電コストとは具体的に何を指すのか。また、どういった書類をイメージしたものか。	kWh単価を想定しております。 燃種や発電効率などkWh単価が分かる書類を提出いただくことを予定しております。
25	38	注2に、発動指令電源の電源等差替について、「発動指令電源の部分差替(容量確保契約容量の一部容量を差替えること)を行う場合は、差替元電源等と差替先電源等のエリアが同一である必要があります。」とあるが、安定電源間の差し替えであ ればエリアが必ずしも同一である必要はないのか。(エリア間の分断があるような場合についても同様との認識でよいか。)	容量オークションによる市場分断をしているエリア間の差替はできません。 同一ブロック内で異なるエリア間の差替は、供給信頼度が確保されている場合に認めることとしております。 (第25回容量市場の在り方等に関する検討会参照) https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_05.pdf
26	38	注2に発動指令電源の部分差替を行う場合は、差替元電源等と差替先電源等のエリアが同一である必要がある、との記載があ るが、「第25回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料によると、エリアをまたぐ電源等の差し替えは、供給信頼度の確認や kW価値の変化等を確認することで認められるとある。 発動指令電源のエリアをまたいだ差替については、(供給信頼度等を確認したうえで)全量差替のみ認められるとの認識でよい か。 https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_05.pdf	ご認識のとおりです。
		(第25回 容量市場の在り方等に関する検討会資料)	
27	38	」 左首元电 ぷ 寺 の プ プ イ ア メ ス ア で 左首 元 电 ぷ 寺 か 順 寸 9 る 必 安 」 こ め り よ 9 か、 詞 登 機 能 を 有 9 る 女 正 電 源 を 詞 整 機 能 を 持 たない 安 定 電 源 に 差 替 可 能 と の 理 解 で よ ろ し い で しょうか (確認)。	ご理解のとおりです。
28	38	発電コストが経済的になることを証明する書類として、どのようなものを想定しているか。(JEPX市場への登録価格実績等をイ メージしている)	燃種や発電効率などkWh単価が分かる書類を提出いただくことを予定しております。
29	41、45	(原案)表2-2 <sup>(3)</sup> 、⑨「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」 (確認)入力は任意か。 (意見)入力は不要と考えるが、必須の場合は過去の契約を全て入力するのではなく、前年度分の契約情報等に限定してい ただきたい。	「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」は必須であり、同一の実需給年度に対して、過去に差替を実施していた場合に、当該契約情報の入力をお願いいたします。 そのため、実需給年度が2024年度に対する差替契約を締結していた場合であっても、2025年度分で差替をする際に2024年度の契約情報の入力を求めるものではございません。

NO.	頁	ご意見	回答
30	53	「市場支配力の行使が疑われる場合」として、貴機関では具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか(確認)。	電力・ガス取引監視等委員会による「売り惜しみ」、「価格つり上げ」の監視により問題がある行動と判断された場合 と考えております。
31	54	「本機関と差替元電源等提供者間で容量確保契約を変更する」とありますが、取次応札と同様、貴機関からの対価受け取りや ペナルティの支払いは差替先電源等提供者(提供される電源等の保有者)ではなく、差替元電源等提供者を通じて行われる との理解でよろしいでしょうか(確認)。	ご理解のとおりです。
32	その他	差替先電源への対価(容量確保契約金)の支払方法についての記載がないが、差替元電源が対価を受け取って差替先電 源に差替契約に基づき支払いを行うということでよいか。	ご理解のとおりです。
33	その他	本意見募集の範囲外であるかと存じますが、発動指令電源については、電源等リストの更新(お客さまとのデマンドレスポンスに 関する契約の新規契約、廃止等)もあり得ることから、実効性テスト後における電源等リスト更新の取扱い(リスト更新の可 否、可である場合の提出期限等)を別途ご提示いただけるとありがたいです。	別途、公表を予定しております「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編」をご参照ください。